

平成 14 年 第 1 回

# 高森町議会 3 月定例会会議録

平成 14 年 3 月 8 日 開会

平成 14 年 3 月 15 日 閉会



高 森 町 議 会

3 月 8 日 (金)

(第 1 日)

## 平成14年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成14年3月8日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

2 番 甲斐 廣國君

3 番 後藤 和昭君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（8日間）

自 平成14年3月 8日

至 平成14年3月15日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月 8日（金）	本会議	提案・説明
3月 9日（土）	休 会	
3月10日（日）	〃	
3月11日（月）	本会議	質疑・付託・常任委員会
3月12日（火）	休 会	
3月13日（水）	〃	常任委員会
3月14日（木）	本会議	一般質問
3月15日（金）	〃	討論・採決

日程第 3 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成13年度高森町一般会計補正予算）

日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第 2 号 公益法人等への高森町職員派遣等に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 高森町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 6 号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 7 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 8 号 高森町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 9 号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 10 号 小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 11 号 高森町減債基金の設置・管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 12 号 平成 13 年度高森町一般会計補正予算（案）について
- 日程第 17 議案第 13 号 平成 13 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（案）について
- 日程第 18 議案第 14 号 平成 13 年度高森町老人保健特別会計補正予算（案）について
- 日程第 19 議案第 15 号 平成 13 年度高森町介護保険特別会計補正予算（案）について
- 日程第 20 議案第 16 号 平成 13 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（案）について
- 日程第 21 議案第 17 号 平成 13 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（案）について

- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 1 3 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 1 4 年度高森町一般会計予算（案）について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 1 4 年度高森町国民健康保険特別会計予算（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 1 4 年度高森町老人保健特別会計予算（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 1 4 年度高森町介護保険特別会計予算（案）について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 1 4 年度高森町簡易水道事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 1 4 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 1 4 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（案）について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 高森町敬老祝金給付に関する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 高森町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 高森湧水トンネル公園設置条例の制定について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 高森町用品調達基金条例を廃止する条例について
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 高森町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 阿蘇広域行政事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 町道の路線認定について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

- |       |           |       |             |
|-------|-----------|-------|-------------|
| 1 番   | 野 中 謙 三 君 | 2 番   | 甲 斐 廣 國 君   |
| 3 番   | 後 藤 和 昭 君 | 4 番   | 甲 斐 正 一 君   |
| 5 番   | 藤 本 正 一 君 | 6 番   | 相 馬 俊 行 君   |
| 7 番   | 三 森 義 高 君 | 8 番   | 佐 楢 見 誓 香 君 |
| 9 番   | 古 澤 豊 喜 君 | 1 0 番 | 佐 伯 金 也 君   |
| 1 1 番 | 杉 永 竹 範 君 | 1 2 番 | 甲 斐 裁 君     |
| 1 3 番 | 後 藤 英 範 君 | 1 4 番 | 児 玉 國 廣 君   |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	今村博信君	収入役	有働和幸君
教育長	佐藤昭也君	総務課長	岩下生人君
総務審議員 兼草部出張所長	佐伯秀和君	企画観光課長	村上源喜君
住民生活課長	後藤秀希君	保健福祉課長	岩下昭久君
税務課長	岩下光廣君	農林振興課長	廣木富八君
建設課長	渡辺哲郎君	水資源対策課長	芹口誓彰君
高森中央出張所長	桐原一紀君	野尻出張所長	住吉五夫君
収入役室長	岩下健治君	教委事務局長	山村将護君
監査事務局長	阿南哲也君	行政係長	甲斐敏文君
財政係長	河崎みゆき君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	色見隆夫君	議会事務局係長	佐藤幸一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 皆様、おはようございます。

平成14年第1回高森町議会定例会を招集いたしましたところ、各議員におかれましては、全員本当にご多忙の中、ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

昨年度、振り返ってみますと、ご案内のとおり、国際情勢は緊張感あふれる平和を脅かす同時多発テロ、それに対する攻撃等々、また、国内におきましては、農業農村と生命の尊厳を無視した悪徳商魂の腐敗、経済行為の低落は、農業経済を滅亡する暴挙でありました。

町政におきましては、町村合併、学校統合、高森中学校改築、また、住宅建替え等々、基本計画に則り事業を推進してまいりました。これも一重に議員各位のご支援の賜であります。

また、学校統合、さらには、町村合併問題の座談会等におきましては、議員各位の力強いご指導、ご協力の下に無事に終了することができました。まさに、情念一念の一言であったと感じます。心から感謝を申し上げます。

今、国会は、14年度予算を参議に移して審議しておりますが、一般会計予算は、歳出構造を抜本的に見直し、改革断行予算をおうとしております。大変厳しい予算の対応を強いられております。このような情勢の中、平成14年度の事業計画、予算の編成をいたしました。予算審議においては、詳細にご説明を申し上げますが、平成14年度は、議員各位におかれましても、私も同様、任期最後の締めくくりの予算でございます。議員各位のご支援とご協力を仰ぎながら、順調に事業関係が推進しますようよろしくお願いを申し上げます。

本日、提案いたしております案件は、承認1件、諮問2件、議案27件、計30議案をご提案申し上げます。どうか慎重審議をいただきまして、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げて、ごあいさつといたします。よろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成14年第1回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉國廣君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、2 番 甲斐廣國君、3 番 後藤和昭君を指名いたします。

-----○-----

### 日程第 2 会期の決定

○議長（児玉國廣君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐正一君。

○議会運営委員長（甲斐正一君） おはようございます。

議会運営委員会に付託されてありました平成 14 年度第 1 回議会定例会につきましては、本日 3 月 8 日より 15 日までの 8 日間と決定しております。以上、報告いたします。

○議長（児玉國廣君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日 3 月 8 日から 3 月 15 日までの 8 日間と決定いたしました。

-----○-----

### 日程第 3 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（児玉國廣君） 日程第 3 承認第 1 号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 承認第 1 号でご提案いたしております専決処分についてご説明を申し上げます。

少子化対策の一つとして、平成 13 年度児童手当法改正により、所得制限が緩和されたことにより、対象者が当初より大幅に増えました。児童手当の支払日が 2 月 10 日に指定されていることから、早急に予算措置を行う必要が生じたため、今回、専決により補正を行いました。

補正の内容につきましてはの財源は、国庫負担金 271 万 2,000 円、県負担金 69 万 6,000 円で、歳入歳出それぞれ 340 万 8,000 円の増となり、これに

よります補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ5億2,975万2,000円となります。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（児玉國廣君） 日程第4 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

現在の人権擁護委員の児玉民江氏は3期9年にわたり、人権擁護行政にご尽力、ご協力をいただきましたが、その任期が平成14年7月31日をもって満了するため、その後任として、高森町大字高森1351番地、松岡典子氏を推薦するものがあります。

同氏は、人格識見高く、広く社会の実状に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

どうか、ご決定くださいますようよろしくお願いを申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、松岡典子さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、松岡典子さんを適任とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（児玉國廣君） 日程第5 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

現在の人権擁護委員の堤 國雄氏は2期6年にわたり、人権擁護行政にご尽力、ご協力をいただきましたが、その任期が平成14年9月30日をもって満了するため、その後任として、高森町大字矢津田1229番地、本多善忠氏を推薦するものであります。

同氏は、人格識見高く、広く社会の実状に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

どうか、ご決定くださいますようよろしくお願いを申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、本多善忠さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本多善忠さんを適任とすることに決定いたしました。

-----○-----

- 議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

本日、提案されております全議案を本日は提案のみとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。議案第2号から議案第33号まで、本日は提案のみとすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第2号 公益法人等への高森町職員派遣等に関する条例の制定について

- 議長（児玉國廣君） 日程第6 議案第2号、公益法人等への高森町職員派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

- 総務課長（岩下生人君） おはようございます。

議案第2号、公益法人等への高森町職員派遣等に関する条例の制定について、提案説明申し上げます。

この条例は、民法法人、例えば、身近な職場で申し上げますと、阿蘇地域デザインセンター、これは、町村会の方にありますけれども、また、グリーンピア南阿蘇など、それから、特別法人等に例えますならば、高森町の社会福祉関係の社会福祉協議会、あるいは、本町にはありませんが、土地改良区、また、任意団体で申し上げますならば、観光協会等に対しまして、職員を派遣する場合に、この場合の条例制定でありまして、地方公務員法だけでは退職、休職、職務命令などに当該職員の身分においてカバーできない部分をこの条例でそれぞれ補完するものであります。

なお、派遣に関する詳細については、派遣が決定しました段階で規則で定めることとなります。

以上、説明申し上げますが、ご決定くださいますようお願い申し上げます、

提案説明といたします。

-----○-----

**日程第 7 議案第 3 号 高森町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について**

○議長（児玉國廣君） 日程第 7 議案第 3 号、高森町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） おはようございます。

議案第 3 号、高森町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定についてを提案理由説明申し上げます。

従来、学校医等の公務上の災害については、法律、昭和 32 年法律第 143 条 3 号で補償に要する経費の 2 分の 1 を国が負担することとしていたことを廃止し、また、学校の設置者でかつ補償の実施者である地方公共団体が当該経費をすべて負担することとしたことに伴い、学校医等の公務上の災害に対する補償の範囲、金額、及び支給方法、その他、補償に関し、必要な事項について、都道府県の条例で定めることとしていたことを廃止し、当該市町村の条例で定めることとしたことを受けて、新たに条例を制定するため、今回の議会提案となったものです。

なお、地方公共団体が新たに負担することとなる経費については、特別交付税により財政措置される予定です。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

日程第 8 議案第 4 号から日程第 10 議案第 6 号までにつきましては、関連がありますので、一括提案したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。

-----○-----

**日程第 8 議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について**

**日程第 9 議案第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について**

**日程第 10 議案第 6 号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について**

○議長（児玉國廣君） 日程第 8 議案第 4 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 9 議案第 5 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 10 議案第 6 号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてを一括提案といたします。

本 3 案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 議案第 4 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 5 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 6 号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案説明申し上げます。

これらの条例改正は、いずれも国の少子化対策の一つとして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、基本的には、育児休業を取得する期間が 1 年から 3 年間に延長されたものであります。

また、このことに伴い、諸々の条文の一部が改正されております。その主な内容といたしましては、職員の育児休業等に関する条例では、再度の育児休業をすることができる事情及び育児休業の承認取消、あるいは、理由等を改正しております。

また、職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、育児、または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について改正が行われております。

なお、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例につきましては、職員が部分休業をする場合の給与の減額条項の改正が行われております。

以上、説明申し上げましたが、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

-----○-----

**日程第 11 議案第 7 号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（児玉國廣君） 日程第 11 議案第 7 号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 議案第 7 号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明申し上げます。

この条例改正は、保健婦、助産婦、看護婦法の改正に伴い、保健婦を保健士、助産婦を助産士、看護婦を看護師に資格の名称が変更になったための用語改正であります。

以上、説明申し上げましたが、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

-----○-----

#### 日程第 1 2 議案第 8 号 高森町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第 1 2 議案第 8 号、高森町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 議案第 8 号、高森町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明いたします。

この条例改正は、地方公務員等共済組合法の改正に伴い、特定警察職員等への中の中に消防職員等は含まれておりますが、この職員を表す条項が変更になったために改正が必要となったものであります。

以上、説明申し上げましたが、どうかご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

-----○-----

#### 日程第 1 3 議案第 9 号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第 1 3 議案第 9 号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 議案第 9 号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、提案説明いたします。

この条例改正は、特別職の非常勤職員が町長の要請に応じて会議等に出席する場合に、その会議等に要した時間に応じて、1 日日当、それから半日日当に区分するものであります。

また、今まで町外出張の際の日当支払いが不明瞭であったために、25 キロ以内の町外出張につきましても、明文化したものでございます。

なお、本改正に伴い、昼食の提供につきましても、日当で支給することとなりま

す。

以上、説明申し上げましたが、どうかご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

-----○-----

**日程第 14 議案第 10 号 小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について**

○議長（児玉國廣君） 日程第 14 議案第 10 号、小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 議案第 10 号、小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、本町では、町総合計画にもうたわれておりますとおり、山東部に小 1 中 1、平坦部に小 1 中 1 を基本といたしまして、学校統合を進めてまいっておるところでございます。

こうした中で、昨年 2 月 26 日付けの学校統合答申を受け、さらには、同じく 5 月 18 日、教育委員会の提言を受け、6 月 15 日、町議会において意見表明を行ったものであります。

これは、平成 14 年 4 月 1 日をもって、山東部に小 1 中 1、平坦部に小 1 中 1 に統合する旨の表明でありました。その後、各校区で話し合いを実施いたしましたが、一部校区を除いて「唐突である」、あるいは「時期尚早である」等々の反対意見が出され、その結果を分析し、9 月議会における行政報告となったものでございます。

これは、上色見校区からの要望を受け、これを真摯に考慮し、平坦部については、平成 15 年 4 月 1 日、統合が妥当であると判断したものでございます。

その後、本年 1 月 10 日、色見校区からも要望書が提出され、平坦部各校区との話し合いの結果、今回の条例改正案の提出となったものであります。

これは、本町の二十数年来の悲願が達成されるとの思いから、今回の上程となったものでございます。

今回の平坦部の統合については、3 校対等統合が原則であり、改正案は、高森小学校も含まれております。この件につきましては、4 月発足予定の統合準備委員会等で協議の上、新校名が決定しました時点で、再度、条例改正をお願いする所存であります。

どうか、慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

-----○-----

**日程第 15 議案第 11 号 高森町減債基金の設置・管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例について**

○議長（児玉國廣君） 日程第 15 議案第 11 号、高森町減債基金の設置・管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収入役室長 岩下健治君。

○収入役室長（岩下健治君） おはようございます。

議案第 11 号、高森町減債基金の設置・管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

提案理由にも記載してありますとおり、平成 14 年 4 月 1 日からペイオフ、いわゆる経営破綻しました金融機関からの預金の払戻補償額を元本 1,000 万円とその利子までとする措置の凍結が解除されることに伴いまして、町が有します各種基金等の保護対策としまして、基金に属します現金を有価証券にかえて運用し、また、経営破綻した金融機関の基金に係る預金と町債による借入金がある場合に、預金債権と借入金債務等を相殺するために、基金に属する現金を歳計現金に繰り替える必要があるため、関係規定を整備するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

-----○-----

**日程第 16 議案第 12 号 平成 13 年度高森町一般会計補正予算（案）について**

○議長（児玉國廣君） 日程第 16 議案第 12 号、平成 13 年度高森町一般会計補正予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 議案第 12 号でご提案いたしました平成 13 年度高森町一般会計補正予算（案）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、平成 13 年度の最終補正でありますので、予算額と執行額の差を縮小いたしまして、決算において不用額を極力抑えるため、全科目全般にわたり、補正を行うこととし、総額で 3,806 万 9,000 円の計上いたしております。これを現計予算と合算いたしますと、53 億 1,782 万 1,000 円となります。

次に、第 2 表、繰越明許費について、ご説明いたします。衛生費の合併処理浄化

槽設置整備事業は、平成14年度の事業が平成13年度より下回ることにより国において前倒し事業として、平成13年度第2次補正予算で活用されるもので、合併処理浄化槽13基分、534万3,000円を繰り越すものでございます。畜産基盤再編総合整備事業として建設いたしております堆肥センターにつきましては、寒冷地のため適正工期が確保できなくなったため、平成14年度へ繰り越すものであります。また、村山地区基盤整備促進事業につきましては、平成14年度において完了する予定であります。国の予算におきましては平成14年度では全額確保が難しい状況にあるということで、平成13年度第2次補正により、事業完成のための予算を確保することとなり、これに伴う事業費1,620万円を繰り越すものであります。

次に、第3表、地方債の変更は、事業実施に伴う限度額の補正であります。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げます。

まず、町税につきましては、町民税、固定資産税ともに平成12年度最終予算により若干の増加となっております。これは、厳しい経済情勢の中にあって、積極的な徴収を目指した結果によるもので、今後とも自主財源である地方税収入の確保を図ってまいります。

国庫支出金につきましては、現在、建設中の高森中学校校舎の国庫支出金が基準単価の加算措置等により補助額が増となり、補正するものであります。これに伴いまして、地方債の義務教育整備事業費債が減額となります。

県支出金の基盤整備促進事業費補助金につきましては、先ほど、繰越の説明で申し上げましたように、村山地区農道基盤整備促進事業であります。

また、衛生費の合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、繰越の説明で申しましたように、平成14年度の前倒し事業として実施するものであります。国庫補助金につきましては、N T T株売払収入を活用した無利子貸付が行われるもので、地方債として取り扱うこととなっているため、国庫補助分につきましては、町債で計上いたしております。

次に、町債の減税補てん債であります。これは、恒久的な減税による地方公共団体の減収額を埋めるため発行するものであります。この元利償還分については、後年度地方交付税でその100%が還元されることとなっております。

以下、歳出予算の主なものについて説明申し上げます。

人件費については、労働基本権制約の代償として、人事院から給与勧告が毎年行われることになっておりますが、本年度も給与改定が見送られ、期末手当0.05

カ月分のマイナス、一方、特例一時金の支給により、全科目にわたり人件費の調整を行い、約420万円を減額いたしました。

次に、戸籍住民基本台帳費は、住基ネット関係及び戸籍システム関係の入札残を減額しております。

農業振興費の中山間地域等直接支払交付金事業につきましては、生産条件が不利な中山間地域に対する直接支払制度が昨年度からスタートしました。平成13年度において、面積の拡大が見込まれておりましたが、取り組み集落は少なかったため、減額するものであります。

農地費の負担金補助及び交付金では、県営第3豆塚農道の事業費の確定により減額補正しております。

教育費の高森中学校建築費につきましては、入札残を計上しております。

第12款の基金費につきましては、財政調整基金などの積立を行い、財政の弾力的運営に対応してまいります。この積立による基金予定現在高を申し上げますと、財政調整基金は、補正後において3億9,230万円となります。ちなみに、平成12年度3月補正後の現在高は4億2,952万7,000円でありました。なお、他の基金につきましては、基金利子相当分を計上いたしております。

最後になりましたが、平成13年度会計も年度末となりましたので、現行予算の執行に万全を期し、今後とも適切な行政サービスの提供と一層の公務能率の向上に努め、できる限り、町民生活への影響が出ないように努力してまいります。

以上、今回、提案しております補正予算について、その概要を説明申し上げましたが、本議案につきましてよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

**日程第17 議案第13号 平成13年度高森町国民健康保険特別会計補正予算  
(案) について**

○議長（児玉國廣君） 日程第17 議案第13号、平成13年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） おはようございます。

それでは、議案第13号、平成13年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,250万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,979万8,000円とするものです。

主な内容としましては、一般被保険者療養給付費の減に伴い、歳入歳出をそれぞれ減額するとともに、財源の組み替えをしたものです。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

-----○-----

**日程第18 議案第14号 平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算（案）について**

○議長（児玉國廣君） 日程第18 議案第14号、平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） それでは、議案第14号、平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算（案）第2号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ72万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億571万5,000円とするものです。

補正の内容としましては、審査支払手数料の増に伴い、歳入歳出をそれぞれ増額したものです。

慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

-----○-----

**日程第19 議案第15号 平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算（案）について**

○議長（児玉國廣君） 日程第19 議案第15号、平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） おはようございます。

議案第15号、平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算（案）についてご説明申し上げます。

今回、補正いたしました内容は、介護保険事業での施設利用者増による給付費等の増額補正を行うもので、歳入歳出それぞれ261万円を追加するものであります。

なお、歳入については、国・県の介護負担金や第2号被保険者保険料に相当する

支払基金からの交付金の増、並びに県の財政安定化基金貸付金の科目変更を行うものであります。

歳出につきましては、介護認定に要する主治医の意見書作成料、及び保険給付費の介護サービス等諸費に充て、さらに、不用額を減ずるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

**日程第 2 0 議案第 1 6 号 平成 1 3 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算  
(案) について**

○議長（児玉國廣君） 日程第 2 0 議案第 1 6 号、平成 1 3 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 芹口誓彰君。

○水資源対策課長（芹口誓彰君） おはようございます。

議案第 1 6 号、平成 1 3 年度高森町簡易水道特別会計補正予算（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額 1 億 7, 2 4 4 万 8, 0 0 0 円に 9 5 万 6, 0 0 0 円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ 1 億 7, 3 4 0 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

補正の内容につきまして、補正予算書 6 ページからご説明を申し上げます。

歳入の補正は、款 7 諸収入の水道申込み加入金 3 7 万 8, 0 0 0 円、及び受託事業収入 5 7 万 8, 0 0 0 円を補正いたしました。受託事業収入は、県道津留～柳線改良に伴います野尻・河内地内の水道本管布設替えの県補償分であります。

次に、歳出でございますが、款 1 水道費につきましては、職員給与関係経費の補正を行いました。役務費は、1 9 2 万円を減額補正いたしました。これは、水質検査業務の見積もり入札残及び口座振替等の変更によります減であります。次に、委託料 5 4 0 万円の減は、野尻尾下地区の水道管路図作成業務を委託する予定でありましたが、多少時間がかかりましても、地域の方々から聞き取りや現場調査等を行いまして、確認できる分につきましては、自分達で行うということで、現在、事務を進めておりますので、今回、減額したものであります。負担金補助及び交付金につきましては、堆肥センターの水道工事が今年度一部実施されることから、上玉来大道水道組合水道整備補助金として 7 5 万円を計上いたしました。次に、償還金利子及び割引料の利子は、既定額 2, 0 0 8 万 7, 0 0 0 円に対しまして、執行見込額

が1,934万円であり、74万7,000円を減額いたしました。歳入歳出調整額1,054万2,000円につきましては、予備費に計上いたしました。

以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

-----○-----

**日程第21 議案第17号 平成13年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算  
(案) について**

○議長（児玉國廣君） 日程第21 議案第17号、平成13年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 芹口誓彰君。

○水資源対策課長（芹口誓彰君） おはようございます。

議案第17号、平成13年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、最終補正でありまして、予算額と執行見込額との調整補正を行ったものであります。

歳入は、利子及び配当金を4,000円補正いたしました。

歳出におきまして、旅費22万7,000円を減額いたしました。これは、農業用水供給代表者会の役員研修が隔年、1年おきに実施されておりましたが、このような金融情勢下でもありますので、代表者会に諮り、研修会実施につきまして、今年度は見合わせることとなりましたので、減額するものであります。また、修繕料につきましては7万4,000円を補正計上いたしました。また、予備費に14万2,000円を補正計上いたしました。

以上、簡単ではございますが、補正予算につきまして、ご説明申し上げますところであります。よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

-----○-----

**日程第22 議案第18号 平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正  
予算（案）について**

○議長（児玉國廣君） 日程第22 議案第18号、平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 議案第18号でご提案申し上げます平成13年度高

森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、基金運用に伴います利子が確定したことにより、財産運用収入及び積立金の調整を行う補正でございます。

既定の歳入歳出予算総額から12万7,000円を減額して、予算総額を歳入歳出それぞれ1,887万6,000円とするものでございます。

なお、今回の利子積立後の基金現在高は、自治体基金3億3,571万2,000円、住民基金3,309万3,000円となります。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、11時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

### 日程第23 議案第19号 平成14年度高森町一般会計予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 日程第23 議案第19号、平成14年度高森町一般会計予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 議案第19号でご提案いたしました平成14年度高森町一般会計当初予算について、提案説明を申し上げます。少々、時間をいただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

我が国経済は、平成11年春から緩やかな景気回復過程をたどったものの、その足取りは弱く、平成13年に入ってから回復の動きは弱まり、景気回復局面は短期間に止まりました。

このような厳しい経済情勢の中で、国の平成14年度予算は、歳出構造を抜本的に見直す「改革断行予算」と位置付けられました。「民間でできることは民間に、地方にできることは地方に」との原則を踏まえ、歳出全般にわたって根底から見直すことになり、国・地方を通じ、財政の関与を真に必要なものに限る。また、すべての歳出は究極的には国民の税金で賄われているとの認識に立脚し、コスト意識をもって施策の効果や行政の効率性を点検することにより、歳出の無駄を省き、削減すべき経費は徹底的に削減するとされております。

一方、地方にとって重要な財源である地方交付税においては、国の歳入不足及び制度そのものの見直しによる大幅な減額など、今後、ますます厳しさを増すことが予想されます。

このことを踏まえまして、管理職手当を平成14年度から当分の間、1%削減をすることとし、また、例年実施しておりました職員研修を中止する等、なお一層の経費節減に職員一丸となり、取り組むこととしております。

このような情勢のもとで編成されました平成14年度の一般会計当初予算の基本的な施策について説明を申し上げます。

今回、提案しております一般会計の予算総額を50億5,000万円で、平成13年度当初予算に比べましてマイナス0.36%となっております。

この主な財源は、町税5億995万7,000円、地方交付税20億7,150万円、使用料及び手数料1億4,932万2,000円、国庫支出金4億9,016万5,000円、県支出金2億3,175万2,000円、繰入金3億1,841万1,000円、町債9億4,020万円などであります。

まず、歳入予算の主なものについて申し上げます。

町税につきましては、長引く経済不況の影響から、大きな伸びは期待できないものの、13年度の実績見込みにより計上しております。

次に、歳入の大半を占める地方交付税について申し上げます。地方交付税につきましては、算定方法の見直しにより、規模の小さい町村ほど影響額が大きくなる見込みで、現時点で予想される数値を用い、試算を行い、計上させていただきました。

次に、繰入金についてであります。増大する行政需要に対応するため、財政調整基金をはじめとする基金繰入金を計上いたしております。

次に、町債についてであります。13年度に引き続き、発行される臨時財政対策債は、交付税算定見直しにより、基準財政需用額から臨時財政対策債へ振替が行わ

れ、概ね前年度の2.2倍の見込額を計上しております。

その他、14年度完成を目指しております高森中学校校舎建設、住民に身近な道路整備等に充当する財源を計上いたしております。

次に、歳出について説明を申し上げます。

第1に、議会費であります。議会活動に伴う経常的な経費や特別委員会等の活動経費を計上しております。

次に、総務費について申し上げます。財産管理費では、議会議場空調設備の改修工事を行います。

電算費では、国と県市町村をネットワークで結び、地方公共団体相互のコミュニケーションを推進するとともに、国の各府省及び住民との情報交換のため、基盤を整備することを目的とした総合行政ネットワークシステム関係の経費を計上しております。

地籍調査費は、大字津留地区の上津留、山付地区あわせて2.80平方キロメートルの調査費を計上しました。今後とも、事業の一層の進捗が図られるよう取り組んでまいります。

企画費におきましては、野尻地域の活性化に資するための補助金を計上いたしております。現在、野尻出張所を事務局として、企画、福祉、教育分野及び社会福祉協議会で庁内部局によります協議組織を設置しましたが、野尻地区活性化協議会と連携のもとに、活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

地域づくり対策事業費につきましては、現在、計画の最終段階であり、策定後におきまして、平成14年度に取り組むことが可能な事業から対応してまいりたいと考えております。

次に、民生費について申し上げます。誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、阿蘇郡内町村一丸となって、児童福祉計画を含む「地域福祉計画」を策定します。また、昨年策定した「障害者プラン」に基づき、在宅障害者に対してデイサービス、ホームヘルプサービス、短期入所事業を実施するなど、在宅障害者の社会参加を促すための経費を計上しております。

老人福祉費では、年を負うごとに急増している高齢者の一人暮らしや二世帯への生活支援のため、「外出支援サービス」「福祉バス運行」等を行い、安定した老後を送っていただくよう努めるとともに、各地区に出向き、健康、痴呆相談や教室、また、訓練等を開催するための経費を計上しました。

同和対策費では、平成12年11月に制定されました「人権教育及び人権啓発の

推進に関する法律」により、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を図ってまいります。第5回目となります「人権フェスティバル」も昨年より文化祭など、他のイベントと合同で開催しておりますが、これは、1人でも多くの住民に参加していただき、人権意識の高揚を図ろうとの主旨によるものであります。

国民年金事務取扱費では、平成14年4月1日から市町村が行う事務の一部が国の直接執行事務とされることになり、保険料の収納事務、町で管理している被保険者名簿、20歳到達者への年金手帳の送付などが廃止されることに伴い、事務内容を勘案し、編成いたしました。

衛生費では、保健婦1名を朋遊館に配置し、無医地区である野尻、草部地区の保健相談、保健指導を推進してまいります。また、健康づくりを推進するため、各種健康診査を通じて、病気の早期発見、早期治療にさながるよう受診率の向上に努めるとともに、昨年から実施しました高齢者によるインフルエンザ予防接種の補助を行う経費を計上しております。

平成13年4月より家電リサイクル法が施行されたことにより、不法投棄の増加が懸念されておりますので、今後も引き続き、不法投棄監視員のパトロールや住民への広報を積極的に行い、不法投棄の防止に努めてまいります。

次に、農林水産業費について申し上げます。13年度に引き続き、畜産基盤再編総合整備事業として、堆肥センターの建設を行います。14年度では、本稼動に向けて機械設備を整備するための負担金を計上しております。なお、当センターの稼動は、平成14年8月を予定しておりますが、これらに伴う所要の経費につきましては、年度途中におきまして、お願いをしたいと考えております。

特定農山村地域市町村活動支援事業として、施設トマト実証展示圃の設置を行い、高収益、高付加価値型農業の展開を図るとともに、担い手育成のための研修や、特産品開発の経費を計上しております。

林業振興費の広域基幹林道「阿蘇東部線」については、工事の早期完成を目指し、事業の推進を図ってまいります。

農地費では、橋梁・舗装工事を予定しております県営第3豆塚農道整備事業、14年度で完了予定の村山地区農道基盤整備促進事業を推進し、農業基盤整備を図ってまいります。

次に、商工費について説明を申し上げます。屈指の観光地「阿蘇」としての高森町をますます魅力あるものにするための整備を行ってまいります。各観光施設の草刈り等の維持管理費、一昨年度から開催している「野の花と風薫る郷ゴルフ大会」

の参加賞品代、県内外に有名になった七夕まつり関係の経費を計上しております。また、新たな事業といたしまして「スマレフェスタ」を4月から5月にかけて、休暇村南阿蘇で開催します。今後、阿蘇に自生するスマレや世界のスマレをメインにし、スマレに関しては、世界一のイベントとなるよう展開してまいりたいと考えております。

湧水トンネル公園につきましては、入場賛助金を入園料に改め、町の一般財源の一つとするための徴収関係の費用を計上しております。入園料金につきましては、小学生50円、中学生以上を1人100円とし、小学生未満は無料としたいと考えております。

次に、土木費についてであります。道路は住民生活の上で必要不可欠なものであり、産業経済の発展はもとより、教育文化の交流の源であり、社会活動を営む上で最も根幹となる社会資本であります。このようなことから、総合計画、過疎計画等に基づき、幹線道路である社倉～蔵地線、色見環状線等11路線の整備を行ってまいります。町道の整備につきましては、予算総額に占める割合もかなり高いものとなっておりますが、町土の発展を図る上からも緊急性、重要性を十分に勘案して推進してまいります。また、本年も道路愛護による町道の草刈りを行って、道路美化と通行の安全に努めてまいりたいと考えております。

次に、住宅建設計画について申し上げます。快適で豊かな生活環境を創出するため、住宅建設に取り組みます。建替え事業計画に基づき、下町A団地第2期建替え工事を実施します。駅前団地につきましては、高齢者及び身体障害者向け住宅を昨年に引き続き実施します。本年度は、1棟2戸、駐車場整備を行います。

次に、消防費であります。消防団は、常備消防とともに、地域防災の要として活躍を見ておりますが、さらに若者の消防団加入促進を図り、消防団が活動しやすい環境づくりに努めてまいります。また、2年毎に行われます阿蘇郡消防操法大会関係の経費を計上しております。平成14年度は、波野村で行われる予定であります。

次に、教育費について申し上げます。まず、第1に、複式学級解消等を目的に、平成7年度に3校の統合により開校しました高森東小学校についてであります。社会状況の変化から、複式学級編成を余儀なくされている現状であります。行政といたしましても、統合の目的の一つであり、また、皆様への約束でもありました複式学級解消の対策として、町単独で教員を派遣するための予算を今回計上いたしております。

また、教科書改訂に伴い、必要となる指導書、指導教材等購入経費を計上し、小学校費につきましては、児童の安全確保のために防犯ベルの購入を行います。この防犯ベルの効用につきましては、すでに他の学校で導入され実施をされているところでもあります。

施設関係では、昨年度に引き続き、高森中学校校舎改築を行います。本年は、特別教室の建築を行います。また、高森東中学校のトイレの水洗化改修工事を行い、生徒の健康衛生の向上に努めたいと考えております。

次に、社会教育についてであります。平成14年度の学校完全週5日制の実施に伴う教育課程の改定は、学校、地域社会、社会教育の融合「学社融合」による児童生徒の総合的な教育、指導によって「子供の生きる力」が求められております。そこで、本町においても、適切な対応を行うため、文部科学省の委託事業を実施します。

平成13年度に実施したIT講習は、大変好評でありました。平成14年度は、単独事業として、受講料を設けて実施する予定です。内容につきましても、高齢者の方々の要望に十分配慮し、世代間交流活動に着手する予定であります。

また、地域住民から図書館の設置希望があるので、出張所等に図書コーナーを設置し、気軽に利用できる体制を整えてまいります。

なお、小学校統合につきましては、上色見・色見・高森小は、今回条例案を上程いたしておりますが、当初予算においては、関連経費の計上はいたしておりません。これは、現在、コンサルタント等に設計を発注しており、今後、関係機関をはじめとして、十分な意見集約のもとに年度途中におきまして決定次第、計上したいと考えております。なお、草部南部の小中学校の統合につきましては、今後とも、地域住民の方々の幅広い意見を拝聴し、条件が整い次第、統合することとしております。

以上が、平成14年度予算の概要であります。

なお、今後の財政運営の見通しについては、町税については、大きな伸びは見込めず、特に、地方交付税においては、算定方法の見直し等により、大幅な減額が予想され、大変厳しい状況でありますので、予算の執行段階において、事務的経費の節減等に努めて、極めて効率的な財政運営を目指してまいりたいと考えております。

本年度の財政運営に対する考え方及び予算案についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、何とぞご賛同くださるようお願いを申し上げまして、説明を

終わります。長々大変ありがとうございました。

-----○-----

**日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 1 4 年度高森町国民健康保険特別会計予算（案）について**

○議長（児玉國廣君） 日程第 2 4 議案第 2 0 号、平成 1 4 年度高森町国民健康保険特別会計予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） それでは、議案第 2 0 号、平成 1 4 年度高森町国民健康保険特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

当初予算につきましては、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、厚生労働省の当初予算編成方針に基づき編成いたしました。

平成 1 4 年度の歳入歳出の予算の総額は、対前年比 2, 6 5 6 万 5, 0 0 0 円減の 8 億 1, 6 4 3 万 7, 0 0 0 円で計上いたしました。詳細につきましては、9 ページ以降にあげておりますが、主な予算の内容をご説明いたします。

まず、7 ページの歳入についてご説明申し上げます。

第 1 款の国民健康保険税について、前年度と同額の 2 億 2, 8 1 4 万円を計上していますが、現在、1 4 年度の申告期間で 7 月が本算定となっております。主な歳入の第 4 款国庫支出金、第 6 款療養給付費交付金につきましては、平成 1 5 年 3 月の療養給付費が 1 5 年度の歳出に区分変更されたため、1 1 カ月分の療養給付費に対応し、それぞれの歳入を減額計上いたしました。

次に、8 ページの歳出についてご説明申し上げます。

第 2 款の保険給付費について、対前年比 5, 1 2 0 万円減の 5 億 1, 4 6 9 万円を計上していますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、本年度につきましては、1 1 カ月分の療養給付費のため減額しているものです。

第 6 款の保健事業費について、対前年比 2 6 9 万 1, 0 0 0 円減の 1, 3 5 5 万 6, 0 0 0 円計上していますが、本年は健康器具の配布がないために減額となったものです。今後とも疾病の早期発見・早期治療の推進、医療費適正化のためのレセプト点検の強化、重複受診の適正化、保健予防等に力を入れたいと思っております。

なお、現在、国会で医療保険各法の改正も審議されていますので、予算への影響も注意深く見守っていきたいと思っております。

以上、ご説明いたしました。慎重にご審議いただき、ご決定いただきますよう

よろしくお願ひ申し上げます。

-----○-----

**日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 1 4 年度高森町老人保健特別会計予算（案）について**

○議長（児玉國廣君） 日程第 2 5 議案第 2 1 号、平成 1 4 年度高森町老人保健特別会計予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） それでは、議案第 2 1 号、平成 1 4 年度高森町老人保健特別会計予算（案）について、ご説明申し上げます。

平成 1 4 年度の歳入歳出の予算の総額は、対前年比 7, 7 2 1 万 4, 0 0 0 円増の 1 1 億 7, 5 9 9 万 6, 0 0 0 円で計上いたしました。

詳細につきましては、7 ページ以降にあげていますが、主な予算の内容をご説明いたします。

まず、6 ページの歳出の第 1 款現物給付現金給付を合わせた医療諸費について、対前年比 7, 7 2 1 万 4, 0 0 0 円増の 1 1 億 7, 5 9 8 万 7, 0 0 0 円を計上いたしておりますが、これは、1 3 年度の医療費の動向、及び自然増であります老人数の増加をもとに推計し、計上いたしております。

歳入につきましては、この医療諸費をもとに、支払基金交付金 7 0 %、国庫支出金 2 0 %、県支出金 5 %、町の一般会計繰入金 5 %を計上いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

-----○-----

**日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 1 4 年度高森町介護保険特別会計予算（案）について**

○議長（児玉國廣君） 日程第 2 6 議案第 2 2 号、平成 1 4 年度高森町介護保険特別会計予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 議案第 2 2 号、平成 1 4 年度高森町介護保険特別会計予算（案）について、ご説明申し上げます。

今回は、歳入歳出それぞれ 5 億 3, 1 7 6 万 8, 0 0 0 円を計上し、その内容につきましては、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスを安心して受けられるよう確立するため、その財源を確保し、併せて、町広報誌等の

活用いたしました啓発に努めるとともに、納入通知書発送時に併せて口座振替のお願いを行う等、納入促進に努めること、また、介護保険サービスの適正利用として、在宅からの施設サービスへの移行が一段と増す傾向の中、居宅介護支援センター職員等の研修会の開催、及び関係機関との連携を密にし、介護保険サービスの適正利用に努めること、なお、本年度は、介護保険事業計画の見直しの時期であることから、住民の意思を尊重いたしました計画の策定を実施したいと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第 27 議案第 23 号 平成 14 年度高森町簡易水道事業特別会計予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 日程第 27 議案第 23 号、平成 14 年度高森町簡易水道事業特別会計予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 芹口誓彰君。

○水資源対策課長（芹口誓彰君） 議案第 23 号、平成 14 年度高森町簡易水道事業特別会計予算（案）について、説明を申し上げます。

今年度当初予算の編成に当たりましては、一般会計の予算編成方針や昨今の金融市場を取り巻く環境等を踏まえまして、一般会計からの繰入金につきましては、昨年度に比べ 45% の減額、その財源補てん措置といたしまして、起債の借入を行うこととしました。また、当初予算におきましては、基金からの繰入はありません。

当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 4,489 万 7,000 円としました。起債の借り入れにつきましては、過疎対策事業債 1,360 万円、簡易水道事業債 440 万円、合わせまして 1,800 万円であります。起債の方法、利率、償還の方法は、予算書記載のとおりであります。

それでは、予算の内容につきましては、9 ページからご説明申し上げます。

歳入の使用料及び手数料につきましては、13 年度収入見込相当額を計上いたしました。繰入金は一般会計からの繰入金 2,306 万 3,000 円を計上いたしました。財産収入は、基金利子 741 万 8,000 円を計上、繰越金 150 万円、加入金 78 万 7,000 円をそれぞれ計上、諸収入は預金利子 1 万円、弁償金は存目で 1,000 円を計上いたしました。地方債は、先ほどご説明申し上げましたように、1,800 万円を計上いたしました。

次に、歳出ですが、水道費の一般管理費 1 億 2 5 4 万円は、職員給与費をはじめ、通常業務の維持管理的経費であります。報酬は、メーター器検針報酬 3 8 5 万 2, 0 0 0 円、賃金は、施設の維持管理のための人夫賃 8 2 万円、需用費は 2, 9 7 9 万 3, 0 0 0 円で、ポンプの電気使用料、水道施設修繕費などを計上いたしました。役務費は、水道使用料手数料、水質検査手数料、口座振替手数料など 5 0 1 万円、委託料は滅菌施設、水道施設、電気保安業務の委託費 3 3 4 万円、使用料及び賃借料は、水道検針ハンディキーのリース料、施設管理用道路整備のための機械借上料 5 8 万 9, 0 0 0 円を計上いたしました。工事請負費は、小楢木～社倉間の水道本管布設替え工事、上玉来地区水道施設の整備工事、城山配水池、市街地配水池のフェンス張り替え工事、洗川地区水道管布設替え工事、量水器取替工事費など 2, 5 8 3 万 8, 0 0 0 円を計上、備品購入費はメーター器購入費といたしまして 4 4 万 7, 0 0 0 円、負担金補助及び交付金は、水道協会分、水嶺協議会などの各種負担金や水道施設整備費補助金など 1 1 9 万 5, 0 0 0 円を計上、公課費は消費税 1 4 1 万 7, 0 0 0 円を計上いたしました。公債費は、起債の償還元金及び利子 4, 0 8 5 万円を計上いたしました。

以上、歳入歳出予算の主な事項につきましては、ご説明を申し上げましたが、平成 1 2 年 5 月改正預金保険法が成立し、4 月 1 日からペイオフが解禁されることになりまして、基金の運用につきましては、今までにも増して、慎重かつ細心の注意を払うことが求められるようになりました。基金条例の改正も提案されておりますが、このことにつきましては、今後も十分収入役ともご相談申し上げ、適正な予算の執行に当たりたいと存じております。

議員各位におかれましては、今後ともよろしくご指導いただきますようお願い申し上げます。慎重審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます、説明といたします。

-----○-----

**日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 1 4 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算  
(案) について**

○議長（児玉國廣君） 日程第 2 8 議案第 2 4 号、平成 1 4 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 芹口誓彰君。

○水資源対策課長（芹口誓彰君） 議案第 2 4 号、平成 1 4 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算（案）につきまして、ご説明を申し上げます。

本会計は、農業用水供給事業経費を賄う財源といたしまして、補償基金の利子及び補償基金利子積立金からの繰入金が唯一の収入財源であります。本年度は、歳出の供給事業経費1,672万7,000円に対しまして、歳入におきまして、財産収入の基金利子から721万7,000円を計上しますとともに、基金利子積立金から繰入金800万円、繰越金150万円をそれぞれ計上いたしました。

13年度末のそれぞれの基金の予定残高は、A基金が7億8,050万円、B基金が2億1,365万8,000円、C基金が2,539万6,000円となっております。

特に、本会計の運営につきましては、日ごろから議員の皆様方には大変ご心配をいただいておりますし、昨年は県に対しまして、陳情等お世話になったところでございます。お陰を持ちまして、超低金利状況下における農業用水供給事業に対する対応策を検討するために、県の交通対策総室、農村計画課、阿蘇地域振興局の振興調整室、農地整備課、町から総務・企画観光・建設・水資源対策課の各課長で構成します農業用水供給事業対策検討委員会を設置いたしまして、各方面からその対応策を検討してまいりました。

その中から早急に実現可能な項目につきまして、2月に県から、県議及び町に対しまして提案がなされたところでありますが、大まかな提案内容につきまして申し上げますと、補償基金利子と維持管理費の差額に対しまして、一般会計から繰入を行った場合、農業振興に対する特別的な財政事情があったとして、特別交付税算入について考慮すること、基金の効率的運用に当たっては、情報の提供・協力等を行うこと、また、ボーリング・ため池の漏水対策、配水パイプ等の設置事業を実施する場合について、専門的な調査を行うこと、この場合、調査費の補助をすることなどとなっておりますが、細部につきましては、なお検討を要する部分がありますし、文書化する場合、財政法上、また制度上の制約もあり、現在、県においてこれらの点につきましても、さらに調整中であります。

なお、正式に提案がなされた際には、議会また農業用水供給事業代表者会に対しても、ご報告を申し上げたいと考えております。

以上、農業用水供給事業特別会計の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしく審議をいただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第29 議案第25号 平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算  
(案) について

○議長（児玉國廣君） 日程第29 議案第25号、平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 議案第25号でご提案申し上げました平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（案）について、ご説明申し上げます。

当初予算額は、歳入歳出それぞれ10万9,000円でございます。

歳入は、基金運用によります利子相当分を計上し、歳出は、運用利子の積立を計上いたしております。

なお、南阿蘇鉄道の運営に関しましては、南阿蘇鉄道運営協議会が組織されておりますので、その中での議論を経営及び関係町村の施策に反映させるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第30 議案第26号 高森町敬老祝金給付に関する条例の制定について

○議長（児玉國廣君） 日程第30 議案第26号、高森町敬老祝金給付に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 議案第26号、高森町敬老祝金給付に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、従来の敬老年金を新しく敬老祝金とし、合わせてこれから年々増加が見込まれます高齢者に対し、人生の節目節目を迎える時期に喜びと生きがいを与えるとともに、敬老祝金支給額を改正することにより、福祉全般への財源を確保し、在宅の高齢者に対しても、福祉の充実を図るため、改正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

日程第31 議案第27号 高森町保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第31 議案第27号、高森町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 議案第27号、高森町保育所条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、近年言われております少子化の影響によります児童数の減少、並びに平成12年、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱の改正を受けまして、各保育所の定員を30名から20名に改正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

-----○-----

### 日程第32 議案第28号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第32 議案第28号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 議案第28号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回、改正いたしますものは、平成13年度事業で実施いたしました下町A団地建替え事業、駅前団地建設事業により、別紙内容を改正するものです。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

-----○-----

### 日程第33 議案第29号 高森湧水トンネル公園設置条例の制定について

○議長（児玉國廣君） 日程第33 議案第29号、高森湧水トンネル公園設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 議案第29号でご提案いたしております高森湧水トンネル公園設置条例の制定についてご説明申し上げます。

今回は、湧水トンネル公園及びトンネル内部における整備の進捗に伴い、湧水館と一体的管理に必要が生じたために、現在の高森町湧水館設置条例を廃止することとし、新たに湧水館・湧水トンネル・親水公園を包含した形で設置条例を制定するものであります。

条例の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、先にご説明申し上げましたが、管理上の必要性から湧水館・湧水トンネル

・親水公園を包含した条例といたしております。

次に、現在、トンネルに入る際に、賛助金としていただいておりますけれども、管理経費及び環境整備等の財源とするために、これを改め、町内外を問わず、入園料として、小学生以上について徴収することとし、小学生1人50円、中学生以上、一般を含め1人100円としたいと考えております。

次に、入園料の徴収及び管理につきましては、現在、社会福祉協議会で設立の準備が進められておりますシルバー人材センターの活用を検討しております。これによりまして、高齢者の社会参加、雇用の道が開かれるものとも考えております。

なお、先にご説明申し上げましたが、入園料の徴収等に関します管理委託等の関係から、徴収につきましては、条件が整い次第、徴収することとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第34 議案第30号 高森町用品調達基金条例を廃止する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第34 議案第30号、高森町用品調達基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収入役室長 岩下健治君。

○収入役室長（岩下健治君） 議案第30号、高森町用品調達基金条例を廃止する条例についてをご説明申し上げます。

この基金は、300万円で用品の集中購買を行い、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効果的に行うため、昭和57年に設置されたもので、その運用を収入役室において行ってきたところでございます。

近年、用品の市場価格も低い方で安定をし、初期の目的は達成されたものと考えております。

また、平成12年度の監査委員さんによります決算審査意見書の中でも、本基金につきましては、収入役室の事務の軽減並びに基金の事務煩雑化の解消を図る必要があり、廃止の方向で検討をお願いするとのご意見をいただき、内部検討をしてみました。が、本年度をもって廃止したいということで、ご提案を申し上げます。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、速やかにご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

-----○-----

日程第 3 5 議案第 3 1 号 高森町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第 3 5 議案第 3 1 号、高森町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民生活課長 後藤秀希君。

○住民生活課長（後藤秀希君） 議案第 3 1 号、高森町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、説明申し上げます。

現在、150万円の基金を設けて運用しておりますが、国民年金法の改正によりまして、平成14年4月から保険料の収納事務が国の直接執行事務となります。ただし、13年度3月分の保険料については、納期限である4月末までの1カ月に限り特例的にこれまでどおり印紙による収納を行うこととなります。その後残った印紙は、国が買い戻すスケジュールになっておりまして、この作業が終了いたしますと、市町村では基金の設置が不要となるため、この条例の廃止をお願いするものです。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願いして、提案説明といたします。

-----○-----

日程第 3 6 議案第 3 2 号 阿蘇広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約について

○議長（児玉國廣君） 日程第 3 6 議案第 3 2 号、阿蘇広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 議案第 3 2 号、阿蘇広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約について、提案説明申し上げます。

この規約の変更は、組合事務所の位置が現在建設中のRDF建設地に平成14年7月1日より変更になることに伴い、地方自治法の規定により議会の議決を得る必要が生じたためであります。

以上、説明申し上げましたが、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

-----○-----

日程第 3 7 議案第 3 3 号 町道の路線認定について

○議長（児玉國廣君） 日程第 3 7 議案第 3 3 号、町道の路線認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 議案第33号、町道の路線認定について、ご説明申し上げます。

本路線は、色見の井上部落中央を通る生活道路として重要な路線であり、町道の認定をお願いするものです。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後0時10分

3 月 1 1 日 (月)

(第 2 日)

## 平成14年第1回高森町議会定例会（第2号）

平成14年3月11日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案に対する質疑・付託並びに一部採決

日程第2 休会の件

### 2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	野 中 謙 三 君	2 番	甲 斐 廣 國 君
3 番	後 藤 和 昭 君	4 番	甲 斐 正 一 君
5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 檜 見 誓 香 君
9 番	古 澤 豊 喜 君	10 番	佐 伯 金 也 君
11 番	杉 永 竹 範 君	12 番	甲 斐 裁 君
13 番	後 藤 英 範 君	14 番	児 玉 國 廣 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 草部出張所長	佐 伯 秀 和 君	企画観光課長	村 上 源 喜 君
住民生活課長	後 藤 秀 希 君	保健福祉課長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農林振興課長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水資源対策課長	芹 口 誓 彰 君
高森中央出張所長	桐 原 一 紀 君	野尻出張所長	住 吉 五 夫 君
収入役室長	岩 下 健 治 君	教委事務局長	山 村 将 護 君
監査事務局長	阿 南 哲 也 君	行 政 係 長	甲 斐 敏 文 君

財 政 係 長 河 崎 みゆき 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 色 見 隆 夫 君 議会事務局長 佐 藤 幸 一 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案に対する質疑・付託並びに一部採決

○議長（児玉國廣君） 日程第1 議案に対する質疑・付託並びに一部採決を議題といたします。

なお、答弁者は自席から答弁を許します。

-----○-----

議案第2号 公益法人等への高森町職員派遣等に関する条例の制定について

○議長（児玉國廣君） 議案第2号、公益法人等への高森町職員派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第3号 高森町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について

○議長（児玉國廣君） 議案第3号、高森町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号、高森町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（児玉國廣君） 議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第6号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について**

○議長（児玉國廣君） 議案第6号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第7号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第7号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 8 号 高森町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（児玉國廣君） 議案第 8 号、高森町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号、高森町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 9 号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について**

○議長（児玉國廣君） 議案第 9 号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第10号 小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について**

○議長（児玉國廣君） 議案第10号、小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 7番 三森でございます。

ただいま、提案されました小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、少し賛成する者として意見を申したいと思います。

と申しますのは、3校区、小学校の統合ということで、高森小学校校区、色見小学校校区、上色見小学校校区と3校区、地域座談会、あるいは、PTA保護者会という形で説明会等がなされました。その中に、私も委員会の長といたしまして説明会に参加いたしてきたわけでございます。

その中で、特に、色見、上色見校区からは少子高齢化の中で大変厳しい状態であると、また、そのような中で、100年を超した伝統ある学校の火を消したくないという希望が非常に多かったわけでございます。しかしながら、現在の少子化の中では、これはなかなかやむを得ないという大変残念な状態であるけれども、致し方がないというような地域の意見でございます。

そのような中で、特に、これから迎えるであろう高齢化社会に向けて、跡地を有効に利用していきたいという意向が各地域から出てきたわけでございます。その中で、高齢化に向かうため、高齢者のための跡地利用ということで、これから特に、行政、また、議会あげて特段の配慮をお願いしたいと地域からの要望等がなされております。私もその意見をお聞きいたしまして、大変わかるような気がするわけでございます。今後、この設置条例が可決されましたならば、跡地につきましては、地域といたしましても、これからの高齢化に向けた、また、青少年健全育成のための跡地利用ということで、いろいろな検討がなされるものと思いますので、これからの行政あるいは議会と特段のご配慮をお願いしたいという希望が再三なされておりますので、その点を、お願いを、私からもお願いをいたしまして、賛成するもの

でございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（児玉國廣君） ただいま、賛成討論がございますが、他にございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 学校統合につきましては、以前から高森町の教育行政のあり方、また、行財政改革の中でのさまざまな問題点を解決するための一つということで、総合計画の中にとられております。

学校統合については、将来的に少子化も考えていけば、子供達の教育環境も考えていけば、行政の教育行政を司る皆さん方としては、これは避けては通れない事情であるというふうに考えております。

賛成はいたしますけれども、私どもは、高森で言えば、大規模校に所属する高森校区の一校区民でもございます。要は、今、委員長が言ったように、なくなってしまう、形がなくなってしまう色見校区、下色見校区、上色見校区のそれぞれの代表の議員、代表ではないんですけれども、そこで寝食をされていらっしゃる、生活をされていらっしゃる議員さん達もこの中におられると思います。その方達が本当に快く賛成をしていただけるかどうかということも私どもは確認をしておきたいと、そのように考えておるわけでございます。

それと、一言、申し上げます。

今までいろいろとこの学校統合については、山あり谷ありでございました。議員各位においても、この問題については、本当に発言を十分考えられて速やかに学校統合がいくように細心の神経を払われてやってこられた成果であると、その成果がこのように条例改正で私は出てきたものだというふうに理解をいたしております。

今後おきましても、私ども議員といたしましては、このような総合計画、また、子供達の教育環境を変える面において、軽はずみな言動、また軽はずみな行動というものは差し控えてまいらなければならないと、子供達の本当の教育の環境の改善というものを目指していかなければならないと思います。

今日は、国会でも証人喚問等が行われておりますから、今後、この問題が本当に子供達のためにあって、また、高森町の教育改革の一つの目玉となるように、一つのまた子供達が夢を創る場となるように考えていかなければならないと思っておりますので、どうぞ、この議案につきましては、皆さん方、将来設計を十分されまして、ご決断をいただきますように、お願いをいたしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号、小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第11号 高森町減債基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する  
条例について**

○議長（児玉國廣君） 議案第11号、高森町減債基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第12号 平成13年度高森町一般会計補正予算（案）について**

○議長（児玉國廣君） 議案第12号、平成13年度高森町一般会計補正予算（案）についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号、平成13年度高森町一般会計補正予算（案）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第13号 平成13年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第13号、平成13年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号、平成13年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（案）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第14号 平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第14号、平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） 老人保健に関連いたしまして、中身については、私は別に問題がないわけではございますが、今、私もちょうど90近い年寄りを2人おりますが、病院に行きまして、年寄りの薬が病院では渡さんとですね。若い者は病院の中で渡しますが、わざわざ別の場所に行ってもらわにゃならんというようなことで、これは何とかならんかなと、一般質問でこれせにゃならん問題でございますけれども、そこらへんが何とかならんかなと、いつも私、思っておるところでございますが、歩いて、例えば、馬原さんから中村薬局まで行くとか、老人には大変な負担ですね、ここへんが町の係の中で何とかなるならば、早く改正してもらおうと、大変助かるというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） 私も前課に国保を担当する前に、現在、薬剤と医療が分かれまして、お年寄りの方には病院でやられるところもあります。ただ、病院の方は原則的に薬剤と分かれたものですから、処方箋を病院の方が切りまして、薬局の方で薬をとるというような制度になっておるわけですね。実質、私の母等もおりますけど、病院でやられるところもあるんですが、私もそこはどのようになっておるか、まだ確認しておりません。私も早速、今日のご意見を聞きまして、内容を調べて、また後日報告したいと思います。そのことでよろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 議員さんに申し上げます。質疑のところではひとつお願いしたいというふうに思いますので。

これから、議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号、平成13年度高森町老人保健特別会計補正予算（案）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第15号 平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第15号、平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号、平成13年度高森町介護保険特別会計補正予算（案）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第16号 平成13年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第16号、平成13年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号、平成13年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（案）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第17号 平成13年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第17号、平成13年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号、平成13年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（案）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第18号 平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）に

ついて

○議長（児玉國廣君） 議案第18号、平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号、平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

議案第19号 平成14年度高森町一般会計予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第19号、平成14年度高森町一般会計予算（案）についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 14年度の当初予算でございますから、何点か、質問をさせていただきます。

まず、40ページの住宅新築資金貸付金元利収入が48万9,000円入っております。この件につきまして、償還の状況と貸付金の残高がどの程度になっておるかということをお聞かせいただきたいというふうに思っております。

その他、地域づくり対策事業費、57ページでございますけれども、野尻地区の津留地域のいろいろとまちづくりの計画が、また話し合いが行われております。現

在までのいろいろな話し合いが行われておりますが、その話し合いの内容等あれば、お聞かせいただきたいし、将来に向けての計画が何かできあがっておるようであれば、その点についても、担当の方からお聞きいたしたいというふうに考えております。

それから、102ページ、衛生費でございますが、私は、阿蘇広域行政事務組合の議員でございます。先般、阿蘇広域行政事務組合の定例会が行われております。14年度の予算が通っておりますが、今度、南部クリーンセンターの改築工事が行われます。その際に、中を改良するわけでございますが、高森町のクリーンセンターを含んだ中での道路の補修工事、また取付道路等について、広域の方で何らかの話し合いをし、補償等についてもお願いする旨を言っているわけでございますが、町長の方が理事でございます。今後、クリーンセンターの改築工事、また煙突の除去等が行われてくると思いますが、その点について、何か知っている点がありましたら、その点についてお聞かせをいただきたいなど、また、今後、クリーンセンターの利用方法についても、再度理事である町長さんの方からお聞きしたいというふうに思っております。

それと、111ページのこれは農林水産業費でございますけれども、農業用ハウス設置補助金というものが200万円組んでございます。この設置補助金のこれも内容でございます。どのような事業に適用されて、この補助金を出されるのかと、ちなみに、以前、このような耐候性ハウスとか、いろんなハウスの補助事業をやったわけですが、品目を設定されて、作物名を設定されて補助事業をされておるんですが、話を聞きますと、中には作物を品種をもう変えられたとか、違う目的、違う品種を植えられたとか、違う作物を植えられたとかというお話も伺っておりますが、その点について、どのように指導されていらっしゃるのか、またそういうふうな制限があったのかどうかと、また、今後そのような制限をするつもりなのかということをお聞きいたしたいというふうに思っております。

それと、113ページにございますが、土壌づくりということで、堆肥センターあたりの予算が組まれております。これも私も首を長くして早くできあがらないかなと思っております。しかしながら、まだ、いろいろと今、こういうふうな寒冷地におきましては、工事の進捗状況等においても、難しい気候的な内容があったというふうに、理由があったと思えます。進捗状況なりをお聞かせいただきたいし、今後、購入する機械等について、どのような機械を再度入れられるのかということ、これは堆肥センターの運営委員会では報告をなされておりますが、ほかの議員

さん方にも一応報告しておく必要があると思いますので、できれば、そのあたりの機械の内容等をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それと、118ページの農地費でございます。工事請負で村山地区の基盤整備促進事業が書かれております。これは、今から先の優良農地をどんどんやほり活性化していく面においては、農道の整備等が必要になってくると思いますから、このように予算が付けてあるとうれしいわけでございますが、当初、村山地区の農道整備の事業をする時点で、この農道整備が終わりましたらば、農道よりもあと、500メートルほど北側にあります水路の整備の方を話が地域の農家の方々から出ておりました。その水路整備について、どのような話し合いが県側と行われているのか、もし、行われていないとすればどういう理由であるのかということをお聞かせをいただきたいなというふうに考えております。

以上でございますけれども、あと1つございます。

140ページ、消防費ですね、阿蘇広域事務組合の消防負担金というのが1億700万円ございます。これも阿蘇広域行政事務組合で、私が定例議会において指摘をさせていただきました。阿蘇広域行政事務組合の広域消防の職員の手当等について、特殊勤務手当とか時間外勤務手当、それに休日勤務手当、夜間勤務手当というのがそれぞれ組んでございます。現在、広域消防の消防職員は111名ということで、給料が4億4,900万円、4億5,000万円ございます。それと合わせまして、職員手当が2億9,100万円ございまして、合わせますと、7億3,000万円と、それに共済費が1億7,400万円、職員の共済費ですね、負担金、退職手当、社会保険を含めると、これをまた足しますと約9億円になってまいります。111名で9億円でございますから、だいたい800万円前後の手当と申しますか、給料、報酬等が組まれてまいります。そうなりますと、やはり消防に対して、広域消防に対しての負担というものが年々大きくなっていくような気がいたします。これは、町についてもいっしょでございます。町から負担金を出していかなければなりませんから、だんだんこの経費が大きくなると、町としても、かなりなこれは重荷になってくるわけでございますが、その点について、高森町の地域消防団においては、土曜日出ようと、日曜日の火災出動であろうと、平日の火災出動であろうと、また、8時半から5時半まで、また、夜中の出動であろうと、出動手当は2,500円と聞いておりますが、広域消防については、そのようないろいろな手当で補われておるようでございます。また、三交代制ということで、1日出て2日休みというような状況であるというふうにも伺っております。今後、広域消防に対

してうちの町として、どのように広域の議会内でやっぱり給与関係の是正を行っていかれるのかということをお聞かせをいただきたいということでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 140ページの広域消防のあり方ということで質問をいただいたわけでございます。111名で手当等々によっても1人当たりが800万円というようなことでございますけれども、今、広域消防においては、建設当時に相当の人数が一時に広域消防員として採用されたわけでございます。その消防署員がもうだいたい定年に近づいてきたというようなことで、相当の給料体系が含まれておるということでございます。私の個人的な考えといたしましては、消防署員の本当の消火活動に当たられるということにおいては、・・的なものがあるかと思っておりますけれども、やはり仕事において、命令権者ということで、そこに配置されておるといふことの、この見直しについてもやはり考えるべきではなかろうかと、その一般の我々の消防団員との整合性ということを考えて時にもやはり我々のところの消防団員の皆さん方は有事の際にはいち早く出動ということで、地域消防の使命をやられております。また、広域消防としては、地域消防よりも機械器具等、また、今年度においては、いろいろとやられておりますけれども、地域消防の方との整合性を十二分に考えた、私は消防行政のあり方というものについて考えなければならない時期にきておるんだと思っておるわけでございます。

また、合併等々の問題点において、その位置がどうなるか、任意協定というようなことにおいても、そういう点について、深く一歩踏み出して考えなければならないなということでございます。まずは、地域阿蘇郡の消防活動において、また、救命活動において、この広域消防がそれなりのいわゆる効果を上げておるかということについては、私はそれなりに効果を上げておるなということもあるかと思っております。

それから、答弁にならないと思っておりますけれども、そういうふうな考えを持っております。

それにRDFについての質問があったかと思っておりますけれども、RDF、非常に進捗度等々においても、いろいろ一生懸命やって一日も早い稼働、我々理事としてはお願いしておるわけでございますけれども、今までに経緯が二転三転というようなことで、大変迷惑をかけたなと思っております。

また、高森の所在地にあります焼却炉においては、煙突はこのRDF関係と同時に組み込んでおる、煙突については、取り壊すということでございます。

それから、運営においては、中継基地として、そこに中継基地としての機能を果たすと、また一般の方々におかれましても、また、商売人の方々におかれましても、そこに中継点がなければ大変私は困られると思っております。中継点についても、パッカーというような車をもって、そして、臭いや汚水等々においても、十二分に搬送をする時に注意をいただく、地域住民に迷惑をかけないというようなことに徹底的にやりたいと思っております。

それからまた、いろいろな建設における土地問題等々についても、住民財産と、とるべきものはとらなくちゃならんと、また、高森町にダイオキシンというようなイメージを一掃しなければならんと、そして、高森町の農業を安心したものにしなきゃならんと、そのような考えをもって、私も理事として、常に住民本位の意見を述べておるといこともお伝えしたいと考えております。

要は、清潔な高森町であると、汚染ゼロの町である、そして、住民の皆さんが安心してゴミ等々にいて、地域を普及していただくと、そのように指導体制をもっていけということにしていきたいと考えております。

また、広域が持っております財産についても、高森町にはいろいろなところを持っております。それ等々においても、極力高森町の発展のために使うよう努力をしたいと考えております。

あとにつきましては、各課の方で答弁させていただきたいと、このように思います。よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 住民生活課長 後藤秀希君。

○住民生活課長（後藤秀希君） 40ページの平成14年度住宅新築資産貸付償還金についてお答えします。

節の2、48万9,000円を見込んでおりますが、これは、現年度分でございます。3名の方、残高が約323万円でございます。

節の3、これは過年度分でございます。8名の方、残高が3,148万円ほどになっております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 野尻地域の活性化の件でございます。昨年、研修の方にも活性化の方々と行きましたわけですけれども、なかなか事業となりますと難し

いものがございまして、進んでいないのが現状でございます。

そういうことで、現在まで、企画観光課と出張所と地域活性化の地元協議会ということで進んでおりましたけれども、これを進み具合を早めるため、また、そういった打開策を持つということ、役場内部におきまして、1月28日に野尻出張所長を事務局長としまして、福祉関係、保健衛生関係、それと教育委員会が学校教育、社会教育、それに社会福祉協議会を入れまして、庁舎内の組織を立ち上げました。それを軸に、今から野尻地域の活性化の委員会の方々と話し合いを行い、活性化を進めていこうということで、主な内容としましては、学校でありますと、完全週5日制の問題の取り組み、それと一人暮らし老人等への目配り、また婦人会や母の里育成会、老人会等とのつながりを持ちまして、地域の活性化を図っていこうということで、今回、活性化のための予算も昨年度は補正後20万円でありましたものを50万円ということで、増額を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） お答えいたします。

阿蘇広域のただいま計画の中にも入っております14年度のリサイクルプラザに関しまして、私どものクリーンセンターなんです、クリーンセンターから今、町長申し上げましたように、住民に迷惑がかからないようなクリーンセンターの内部を一部改造をいたしまして、大型車の購入、それを持ちまして、阿蘇町の今年の3月6日に起工式が現在あっておりますリサイクルプラザの方にもっていくわけでございます。

取付道路の関係、それから、それに伴います車両の道順とか、これより阿蘇広域の方で十分説明会がまた開かれる予定になっておりますので、具体的な計画につきましては、副議長さんも委員になっておられますし、またご協力をいただきながら、十分進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） お答えを申し上げます。

101ページの農業用ハウス設置補償金につきましては、高森町農業用ハウス設置事業補助金交付規則に則って、現在、町単独の補助金としてやっているところでございます。補助率を2分の1としまして、補助金額の限度額を100万円、限度額100万円ですので、先ほどの耐候性ハウスというよりも普通のビニールハウスが主な事業としております。

補助金交付規則の中では、多品目への切替については、町の規則の中では制約はしておりません。ただ、ご指摘の耐候性ハウスにつきましては、平成10年、11年度で農協さん、ハウスリース事業を行っております。この中で、私の知っている範囲では、1件だけ他品目への切替が行われております。これについては、事業主体が農協ですので、当然、共販の関係もありまして、当然補助金も付いております。ただいま、農協さん、それに県とご相談をしながら、指導を行っておる最中でございます。

それから、113ページの堆肥センター建築につきましては、2月末日、堆肥センター検討建設委員会を行いまして、堆肥センターの基本方針について、ご承認を得ました。中身につきましては、今後、高森町がどのような農業を展開するということかを盛り込んでおります。基本的には、昨今の消費者ニーズに沿います形で、自然循環型農業、有機農業を主体とした考えをもっていきたい、そのように思っております。

工事の進捗状況につきましては、平成13年度につきましては、繰越をしておりますが、やがて本体工事については着工を行います。工期につきましては、6月末日を今、完了するよう予定をしております。実際、稼働していきますのには、8月からになると思っております。

14年度事業につきましては、総事業費1億2,000万円程度予定しておりますが、機械の購入が主です。機械につきましては、タイヤショベルから収穫調整機械、モアコントラクターも当然ですが、レイキヘイベイラ、ロールベラ、それから、畑の深耕機械として、ボアチカルリバシブルプラグ、それにクローラトラクター、これは100馬力以上ありますが、深耕をする機械を考えております。あとは、脱臭装置付きのコンポスト、それから袋詰め機械等を考えております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 118ページの村山地区基盤整備促進事業の農道整備後の水路整備についてでございますが、この水路整備につきましては、地域住民の方々からのご要望のお話も伺っております。今後は、県の方と十分検討しまして、どういった事業で整備できるか、話し合いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

町長の方からご答弁をいただきましたクリーンセンターの件、また、広域消防の件、これは大変他町村にもわたる問題でもございますから、難しいことがあると思います。また、高森町だけが異論を唱えますと、新聞に高森町だけの名前が出てこないというふうな結果にもなりますから、各町村とも十分話し合いを密にされまして、なるべくそれぞれの自治体からの負担を押しさえられるならば押しさえやっていけるようにがんばっていただきたいなというふうに思っております。

特に、広域消防においては、確かに地域の防災面においても、さまざまな災害の面においても、役に立つという組織であるということは、皆さん方がご存じのとおりでございます。しかしながら、高森町の中にある地域消防との関連も考えますと、やはりバランス的に見れば、もう少し押しえるべきところは押しえる必要があるんじゃないかなと、また、勤務内容、また、手当等についても、もう少し自覚があるならば、このような予算は広域の方からは出てこないんじゃないかなというふうに私は考えております。

ですから、今後、理事会あるごとに、各自治体の各12カ町村の自治体の財政状況を踏まえながら、また、地域消防への予算等のバランス等も考えながら、より一層、今後負担にならないような広域消防の組織であるように努力をしていただきたいというふうに考えております。

それと、クリーンセンターなんですけれども、先般、入札が行われまして、改良工事が行われます。その際に、現在、高森地区におきましては、色見環状線の道路工事をやっておるわけでございますが、大型車両等の搬入がお互いがし合うというような状況になってきますと、色見地区の皆さん方のやはり生活面においてのいろんな支障を及ぼすようなことが出てくるんじゃないかなというふうに思います。

広域消防の方といたしましては、今後、高森町の建設課等とも話し合いながら、なるべく迷惑をかけないようにやりたいというふうな話でもございました。しかしながら、広域消防の予算とか、さまざまな内容等を見てもみますと、なんか今年、私、予算を見まして、非常に今まで何を見ていたんだらうなというふうに反省をしたわけなんです、中部の清掃基地ですね、施設の中で中部清掃施設を持っておる地域に対して補償金が払われておるわけですね。これは、乙姫とか、下西黒川辺りに185万円納められておる。それと、最終処分場辺りでは370万円、乙姫と下西黒川地区に補償金として、これは迷惑料だそうです。

そこからすれば、やっぱり高森も以前からこの点については主張をしておかなければいけなかったなというふうに思うわけでございますが、煙突がなくなれば、ま

た煙が出なくなればそういう迷惑もないですから、おそらくその地区に対する補償金、補填金というものはなくなってくると思います。しかしながら、やはりうちとしても、高森を含んで、白水、久木野の皆さん方のゴミをこちらの方に寄せてくるわけでございますので、その点に対して、何らかの補償なりをもらうようなことも考えていかなければならなかったんじゃないかなということで、反省をいたしておりますので、今後、いろいろなクリーンセンターを中継基地としてやっていく上において話し合いがなされてくると思いますけれども、その際においては、十分地域住民のことを考えた形での交渉をお願いをいたしたいというふうに思っておりますので、町長においては、再度、できれば、このクリーンセンター中継基地になってまいりますけれども、今後においての中継基地、地域住民に対していかに迷惑をかけないようにするかということ、所在地でございますから、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、企画課の方から地域づくりの中で、野尻地区のことで役場の中から職員を募って、今から話し合いをしていくということでございますが、朋遊館ができあがったのが平成11年11月11日ということで、もうやがて3年になろうとするわけなんです、それができる前から朋遊館ができあがれば、これは一つの建物であって、これを生かすためにどういうふうにするのかということは、すでに考えなければならぬということをいつも言っておりました。

しかしながら、やっぱり朋遊館ができただけで、なかなかそれから先に進まないのが現状であると思います。いろいろと地域の人達は考えて、祭りやら何やらされておるんですけども、やはりそれが内だけのものになって、外の方に広がっていかない、やはり外からいかに入ってきていただいてお金を落とさせていただくのか、いかに人を入らせていただくのかということを考えなければならぬんですが、何か内側だけを見過ぎているような気がいたします。

その点について、今後のつくるのはわかりますが、今後、どうしたいのか、どのように形をつくっていききたいのかということも改めてお聞かせをいただきたいと、教育委員会の方、入っておるそうでございますが、以前から言いよりました自然学校ですね、子供達をいかに入れるのか、子供達のいかに教材として津留地区を、また野尻川、大谷川辺りを利用するのか、そのあたりについてもお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

堆肥センターについては、今後、一番頼りにしておりました全農が農産物畜産物を産地を不正にやっていたとか、また、畜産物の賞味期限を延ばしていたとかとい

うことで、消費者との信頼関係がなくなってまいりました。ですから、行政といたしましては、やっぱり高森町でできる農産物については、高森町産品ですよというようにわかりやすい何らかのステッカー等でもつくって、単独でもいいから農家の手助けができればなというふうに思っております。

今後の方策について、農林課長は十分考えておるようでございますから、その点については期待をしておるわけでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと。それと、深耕プラグなんですけれども、私、深耕プラグでいいと思っていたんですが、近ごろ、よく考えてみますと、ハウスの中が深耕プラグでできるかなと思うんですよね。大型機械で入れますから、ハウスの中が深耕プラグでできるのかなって、要するに、大規模重量野菜であれば、やっぱり面積が広いですから、深耕プラグで十分だと思うんですが、やはりハウスの中は深耕プラグではできない。だからといって、じゃあ、土壌せんちゅうの殺菌剤を防除したんじゃ今度は有機質の栽培というのが生かされてこないなと、何かちょっと難しいような考えになってまいりました。

その点についても、今後、十分検討していかなければならないと思うんですが、やはり雨よけの施設を持っておる方達、また、露地で栽培をされる方達、それぞれによって使う機械が違ってくるんじゃないかなと、それと、堆肥のより一層いい堆肥というものは、施設園芸の方達の方が望んでおられるんじゃないかなと、そうなれば、深耕プラグも必要だろうけれども、深耕プラグで稼働可能かなと思うんですね。天井までが約5メートルぐらいしかないと思います。大型機械を入れてから、中を深耕するということがハウスの中ではできないような気もいたしますから、その点について、十分検討していただきたいと思います。

要は、町長の方にクリーンセンターの今後の工事がだぶってまいります。その点について、また、それから先できあがってから、より住民の方達のニーズに応える形で運用していくかということをお聞かせいただきたい。

それと、企画課長の方には野尻地区の問題について、再度ご答弁をいただきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） クリーンセンターについて、いろいろとご心配をいただいております。今、RDFの方のところには迷惑料を払っているんじゃないかと、まったく色見の方の環状線について、莫大な費用をかけるのに、あそこにも同じような迷

惑料を払うべきだというようなことであろうかとも思うわけでございます。まず、最初に、私もそういうようなことを考えました。非常に高森町は迷惑をしておると。近辺の農業者においては、ダイオキシン、あるいはイメージが非常に悪いということで、何と少しでも安全なるクリーンセンターと、名前のとおりにしてくれんかというようなことで、再三再四お願いをいたしまして、まず、道路について、拡張する時に、その代償として無償でくれと、無償によって、我々もこの問題点について、いろいろな考えを、いわゆる派生的な事業等についても考えられるということで、無償譲渡をお願いいたしました。なるほどそういうことであるならばということで、我々の先輩達が一生懸命高森町のこのゴミを集約して、南阿蘇のイメージをよくしようじゃないかという建てられたクリーンセンターにおいて、いろいろな土地も買い、広域行政の方に買い与えて、そして、建てられた、その中でやはり我々は次の世代にすばらしい地域を提供する義務があるということで、私の方も今、その問題点についても、向こうがRDFをつくるから、俺達のところにも迷惑料をよこせということになれば、まったく同じような建物であるし、大きかれ小さかれ、私はそのように考えておるわけでございます。

その中で、いわゆる建設業界の方からか知りませんが、柏塚のところやはり広域の方がプラントとして財産を保有しております。その点においても、やはり高森町の眠っている財産のような感じがするわけでございます。それについて、今、無償でいろいろ貸していただいておりますけれども、そういう点を十二分に考えながら、私も今、佐伯議員ともお話をしたことがございますけれども、そういう駆け引きというものが、私は政治にはあろうかと思っておるわけでございます。

その点におきましても、十二分に、後藤英範議員も委員として選出されております。また、佐伯議員も選出されております。私も理事として出ております。お互いがやはりそのクリーンセンターについての考え方は一致しなければならないと。それが地域住民のための福祉の向上にもつながると考えております。

どうか、お二方、議員の中から選出されましたお二方でございますので、非常に私もこれ、答弁ということで、一緒になって考えようというようなことをもって、答弁にさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） お答えします。

先ほどの答弁の中で、町部局内に組織をつくったということで、この中で出まし

たのが、積極的に地元等との関わり合いをもっていこうということで、逆に町の方からの提案を含めて話し合おうということで、意見の一致を見ております。

それと、先ほどの自然学校の件ですけれども、これにつきましては、昨年3月議会でも議員の方から私の方にお話があつておったかと思えます。昨年、地元の活性化委員会の方も福岡県の赤村ですか、あそこを視察された経緯等もございませう。今後、町の方としましては、学校教育、社会教育、それと福祉協議会等も協議会のメンバーとして入っておりますので、そこでの議論を重ねまして、地元の理解を得ながら、そういった分については、進めていきたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

広域圏につきましては、他町村もございませうから、大変難しいと思ひます。しかしながら、やっぱり我々が高森町で生活して居る以上は、高森町のことを第1に考へて、それからやっていきたいなというふうに思ひて居りますので、町長におかれましても、いろいろな問題が出てきますけれども、その際におきましては、広域の議員、こちらの方から2名おられますので、ご相談にのっていただきながら、より一層、町のために考へて進んでもらいたいというふうに思ひて居ります。

それと、企画課の方、大変野尻につきましては、いろいろと話を聞いて居ります。難しい問題もあると思ひます。しかしながら、やはりいかに野尻地域に人を呼ぶかと、やはりそれを考へなければ、朋遊館の存在価値すら旧高森地域の皆さん方からは批判を買う結果になってしまうんじゃないかなと思ひます。

野尻地域にしかないもの、津留地域にしかないもの、また、そこで一番人よりも優れているもの、よその地域よりも優れて居るものというものをどんどん引き出していただき、脚光を浴びるような地域にしてもらいたいものだと思ひて居ります。

教育委員会が入つて居るようございませうから、そのあたり、どれだけ把握をして居るか分かりませうが、現在、小学校・中学校・高校の修学旅行の際には、今までは平和学習的な修学旅行でございましたが、今から先の修学旅行というものは、体験型の修学旅行であると、自然といかに交流をし、また自然の中でいろいろな生活をしていくかというようなことが、一つの大前提として修学旅行が行われようと思ひて居ります。

そうなりますと、我々高森町においては、十分な自然の財産というものがござい

ますから、野尻地域の朋遊館を核とした修学旅行の受入、また、自然の体験型の、また農業体験型の修学旅行の受入等についての可能性というものは十分あるんじゃないかなと、そのように考えております。朋遊館ができたばかり、もう2年過ぎておりますけれども、まだまだ使いこなせていないというのが現状であると思えます。

上の中学校跡についても、植栽がされておりますが、あそこでスポーツ関係の合宿をしようと思っても、木が真ん中に植わっておるような状況では、あれは何にも使えない。日影がある場所に日影をつくっても何にもなりませんし、日影がないところには日影をつくる必要があると思えますが、津留町については、どこに行っても日影はございますから、そのようなところにあえて日影をつくるよりも、広いスペースを所有して、その広いスペースを利用した形のいろんな合宿、また、体験型の交流団体を呼ぶようないろんな計画を僕は立てていただきたいものだというふうに期待をいたしておりますので、どうぞよろしく願いをしたいわけがございます。

それと、最後にですが、これは答弁だけいただいて、もう私の質問は終わりますけれども、教育委員会の方にお尋ねをいたしますが、今回、先生を町単独で雇用されます。そうする場合において、どのような基準で採用されていかれるのか。

それと、体育協会に180万円の負担金が組んでございます。近ごろ、体育協会の動きというものが何か少し見えにくくなったかなというような感もあります。中において、体育協会の180万円、これがいいものか悪いものか、私は判断をしかねますけれども、今の活動状況等について、お聞かせをいただきたいと。

それと、先生を採用されることについて、どのような、要するに選ばれる場合の採用される場合の基準と申しますか、方法等について、お聞かせをいただいて、私の質問を終わりたいと思えます。教育委員会の方、よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） お答えいたします。

高森東小学校の臨時教員の件だと思えます。予算に上程しておりますとおり、委託で進めていきたいと思えます。町の教育委員会が直接雇うのではなくて、人材派遣会社に委託しまして、そこから派遣という形になろうかと思えます。これは、保険の問題とか、いろいろございまして、年金の問題とか、いろいろありましたので、そういう形をとらせていただくことにしております。

人材につきましては、派遣会社の独自の人材を持っておりますが、教育事務所あ

たりと相談しながら進めてまいりたいと思っております。

それから、体協につきましては、年間180万円の補助金の件ですが、各団体に補助しております、体協から。それからまた、今年予算にあげておりますが、放課後子供スポーツ活動活性化モデル事業というのを実施いたします。これは、週末を利用した総合型スポーツクラブの育成、あるいは、地域指導者による武道スポーツクラブの育成、スポーツを通じた少年少女の育成、あるいは、スポーツを通じた世代間交流の促進、地域指導者の育成というようなことをあげておりますが、この中で積極的に体協に関わっていただいて、将来的には総合型スポーツクラブの導入を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 7番 三森でございます。

今、RDFにちょっと引っかかるような広域圏の問題でございますけれども、RDFそのものではございません。南阿蘇霊照苑について、95万1,000円と組んでございます。これは、あくまでも今の霊照苑についての補助だろうと思っておりますが、いろいろと町村の合意はできておりますが、なかなか霊照苑についての立ち上げというのがなかなかできていないような気がしますが、総務課長、それについて、今後、見通しはあるのかなのか、やろうとする気があるのかなのか、特に、高齢化、高齢化という中で、これはもう本当に大変重要な施設に感ずるわけでございます。廃棄物も焼却場も大切でございますが、こちらの方もお年寄りの本場、重要な場所でございます。これについての総務課長のお答えをちょっとお聞きいたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） これにつきましては、ご承知と思っておりますけど、もうすでに町村長会、あるいは担当課長会ではすでにやっています。現在、もうすでに構想としましては、設計、これについての方法、あるいは、規模、こういう点についての話し合いも行われておりますので、詳細につきましては、保健福祉課長の方が詳しくございますので、一応報告をします。

よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 南阿蘇霊照苑の件でございますけれども、この件に関

しましては、今、総務課長が申しあげましたように、今年の町村長の4カ町村の町村長の会合の中で確認ができて、高森・白水・久木野・長陽、4カ町村で実施するというので、確認がなされております。

時期につきましては、今、計画の段階ですけれども、一応4カ町村の事務局が白水が事務局となりまして、今後、4カ町村の取り組みの一つとして実施したいということで確認がとれております。予算に計上しておりますのは、通常のただいまの霊照苑の件でございます。新しく確認がとれました件につきましては、今後、話しておりますけれども、設計の問題、それから場所の問題、こういうことがこれから話し合いがもたれるところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） しばらく休憩したいということでございますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） それでは、25分に再開をしたいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑ございませんか。1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中です。

2、3点だけお聞きしたいと思います。

まず、第1点目で、ゴルフ利用税交付金ということで1,200万円入ってまいりますけれども、前年度が1,000万円、議会側も後援するという形で野の花と風薫る郷杯のコンペ、そういったのもございまして、利用が増えたのではなかろうかと思っておりますが、今後、その0.2%の割合ではございますけれども、その収入が今後どうなるかは、まったく見通しが今のところは付いていないと、その点につきまして、今後、本間ゴルフ場がどういうふうに展開されていくのかを町当局として、どういうふうにとらえておられるのかを第1点。

第2点目といたしまして、商工観光課の方ですけれども、131ページにございます工事請負費の中の湧水公園整備工事即時対応分という形で計上してございます。計画がきちんとなされておれば、即時対応分といった表現では当然なされないと思

いますけども、どういった経緯でこういう計上の仕方になっておるのか、以上、お聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 本間ゴルフの今後の行方ということであろうかと思えますけれども、皆さんの力強いご支援のもとに、1,000万円から1,200万円というようにゴルフ利用税が、町の自主財源としてあがってまいりました。

まず、私が一番心配したのが、どうなるんだと、どの方向に本間ゴルフが変わっていくんだということを見極めながら、一昨年、行政としても何としてでも残してくれと、我々行政といたしましても、町民挙げてご協力を申し上げると、議会の方もまったくそのような意向であるということで、職員と一緒にいった経緯がございます。

そして、皆さんのお力添えをいただいて、そして、年に2回にゴルフ大会をするというようなことで、本間の方も地域住民の声を、あるいは今までにいろいろな方々に迷惑をかけた、その点についても、我々もがんばるということで、縮小するところは縮小する、そして、温泉券についても町の方でもご協力願うことができるならば、そのようにお願いするというので、やはり地域住民の方々の雇用と、それから、祖先伝来の財産、そして、これからの高森町の自主財源として、これはもうありとあらゆる方向から私は本間ゴルフに対しても、住民の方々の期待は大であったと思うわけでございます。

しかし、世の中は、そういう経済の生物ということで、毎日毎日ゴルフをするというような経済状態ではこんにちはないということでございますけれども、何としてでも自主財源の確保、そして雇用の確保、そして住民の安心感、そしてまた景観の保持というような点においても、議会の皆さんと共に、また、年に1回を3回4回と増やしても、私は自主財源として上がる見通しがあるならば、やっていかなければならんと、力強い山東部の開発に、また、我々が今、力を入れております道路等についてのアクセスについても、やはりあそこが拠点であったということについても、一生懸命がんばっていかなければならんと、そのように考えております。

議員各位の皆さん方のお力添えをいただきながら、存続に向かってがんばってまいりたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） お答えします。

131ページの工事請負費、湧水公園整備即時対応分についてのご質問でござい

ます。これにつきましては、本町は有数の観光地であるということで、特に、観光客の方々からの苦情、その他、危険な部分があったとか、私達も巡回して、そういった分について、管理に努めておりますけれども、そういった部分に即対応できるために、特にお願いいたしまして、この予算を計上させていただいております。

また、特に、本年度から徴収関係も条例の関係、上程いたしておりますけれども、その分も含めまして、予期せぬ部分に即対応できるということで、今回計上させておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 報告にさせていただきたいと思っておりますけれども、今、申し上げましたように、唐突に金がいるじゃないかというような目的ではないじゃないかというような話でございましたけれども、先般、泥棒が2人湧水館の方にまいりまして、そして、榎木野君が「あんたたち、なんぼしよるとかい」と、「今の時間におかしいじゃないか」と、いわゆる泥棒が湧水館に来たと、入ってみたいというようなことで、問答しながら、斧を持っていたそうです。これはもう明らかに、先般、起きたお金を入れるところをうち割ったというような経緯も犯人ではなかったかということで捕まえた、2人を1人で相手して捕まえたというようなことでございました。そのようにして、もうやはりあそこに対しても、うろうろしていると、お賽銭も泥棒に入るとようなことでございました。それをようやく榎木野君、捕まえて、そして、水の中に逃げ込んだのを「そういうこの寒いのに水の中に入らなくてもいいから、上がって来い。俺のところで話し合おうじゃないか」ということで、「俺は役場の財産を預かっている人間だから、役場の方に連絡をする」ということで、連絡をする方法をとって警察に通報したというようなことでございます。

そのようにして、危険度のたくさんあるところでございますし、また、一般のお客さんが来られて、「ここはおかしいぞ」と「ここは何とかしなきゃ」というような時には、やはり一緒に営業する方には、野中議員にも営業でございますので、指摘されたならば、ここはやっぱり反省点というようなことがあろうかと思っております。予備費的なことであろうかと思っておりますけれども、そういうことで、榎木野君の泥棒を捕まえてくれたということについても、報告をし、そして、いろんな点について、まだまだ話し合いをしなきゃならない相談がたくさんございますので、一応報告とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） どうもありがとうございます。

先ほどの本間の方ですけれども、危ない危ないという、これは噂ですけれども、そういう噂がありながら、2年間ぐらいはもうずっときております。今年の方も3月決算時期がどうなるか、あるいは、あそこは住友銀行が取引きですので、住友銀行とどういうふうな経営で取り引きされておるのか、そういった内容に踏み込んだ点まで、町の方で入っていただければ、内容の把握ですね、一応概要を把握するという意味合いで、そういった情報を収集するぐらいは町の方でも動いていただければなと思って質問させていただきました。

さらに、企画の方の観光客の方の苦情処理、あるいは予期せぬ事態に備えて、予備費的な計上をやっておくという答弁でございましたけれども、ある意味、非常に賛成します。苦情があれば即時対応していったら、観光客の方にいいイメージを与えていくような形の予算の消化の仕方ですね、ただ、考えてみれば、今度は観光客ではなくて、住民側からすれば、商工観光課に限らず、建設課もしかり、農林振興課もしかり、いろんな課もしかりですけれども、やはり即時対応分という項目があれば、逆に言えば、住民の方々に本当に即時対応で対応できる部分があるはずかと、ですから、企画観光課にこだわらず、全課において、こういう項目があがってれば、私も質問しませんけれども、そういう項目のあげ方が不可能だったのか、あるいは、住民の苦情等に対しては「待ってください。次の年度計画でいきますから」というふうな進め方でいくのか、そのへん、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ご指摘のお話でございますが、他の分野におきましては、ご承知と思いますけれども、それぞれ申請等をされたり、あるいは苦情があった場合につきましては、予算の中には反映されていっているというふうに解釈しております。

また、建設課、あるいは経済課等におきましても、緊急に必要な場合という時につきましては、現在ご存じのとおり、本来は予備費、そこまで考えておりませんが、場合によっては予備費を充てながら、住民に直接関係あるものについては処理していきたいというふうにやっております。

そういうことで、今回、企画にあげておりますのは、特に、不特定多数ということで、イメージ的な問題もありますので、何かあった時に即対応しなくちゃならないというケースが多々ありますので、こういう形で対応することといたしております。

す。

よろしく願いしておきます。

○議長（児玉國廣君） 1 番 野中謙三君。

○1 番（野中謙三君） ありがとうございます。

即時対応分ということであがっているということは了解しますけども、じゃあ、取りあえずの湧水館の方について検討課題としてはあがっていないわけですかね。あがっていないなら、今のところ、あがっていないということですか。はい、わかりました。

じゃあ、以上で私の質問は終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会並びに企業誘致特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、各常任委員会並びに企業誘致特別委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第20号 平成14年度高森町国民健康保険特別会計予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第20号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計予算（案）についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第21号 平成14年度高森町老人保健保険特別会計予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第21号、平成14年度高森町老人保健特別会計予算

(案) についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第22号 平成14年度高森町介護保険特別会計予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第22号、平成14年度高森町介護保険特別会計予算（案）についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） 直接、予算関係ではございませんけれども、今、介護を含めて、介護施設の中に入所したいけれども、何年経っても入れないというような方がおられるようでございますけれども、人数は把握できておりましたら、何人ぐらいの方が施設に入りたいけれども、なかなか入れないという、わかりましたら。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 介護保険に関しましては、ただいま、介護保険の申請を受け付けております。その中で、老人ホーム関係では、ただいま、町の方からの関係につきましては、この間、1件届け出が出ております。これは、今度の会議の分の老人ホームの会議の中で進めて、取り扱いを決めていくわけですが、現在のところ、老人ホーム関係では入所の方が満杯になっておりまして、空き待ちということになっております。

うちの方といたしましては、今回、あがってきております1件だけが把握しているところでございます。あとのいろいろの介護保険の関係につきましては、保健婦が今、相談の戸別等回っておりまして、その都度、相談の中から申請なり、何なりを手続きの申込みの説明とか行っておりまして、今、巡回をしているところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） よく聞かれるわけでございますけれども、どうも私どももわかりませんが、町には梅香苑がございますけれども、非常に高齢化社会になりまして、そういう施設に入りたいけれども、なかなか入れないという状況ではないかというふうに思っております。

町、これは法律がどうなっているかわかりませんが、町内ではもう1カ所で作ったら、あとは老人、そういう施設は補助対象にも何にもならないということで作ることができないのか。

もし、さっきから話がありましたように、学校の空き地とか、私の近くにもございますけれども、こういったところで何か老人と一緒に集まって、憩いの場所、介護前でもありませけれども、そういったものを含めて、そういう施設が果たしてできるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 現在のところ、今、言われました高森町には梅香苑の施設の1施設でございますけれども、今後、そういう跡地の問題とか、いろんなところでできないかということになりますけれども、あくまで、これは、事業所側の判断でつくられるものでありまして、採算といたしますか、経費の関係上、いろんな予算の関係も、財源の関係もあるかと思えます。他の町村にもそういう施設もありますし、現在のところは、老人の方が増え続けておられて、梅香苑自体は、今満杯の状態ということになっておりますけれども、今後、他の施設、現在の段階では他の施設の方に回っていただくということで、今、相談は受けております。

中身の跡地の問題とかにつきましては、ちょっと把握をしておりますけれども、そういうことが可能かどうか、また、検討いたしたいと、あとで報告をさせていただきます。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） はっきりしたことがわからないようでございますけれども、よく老人会の集まりあたりに行きますと、折角施設が立派なところがあって利用されていないと、老人が集まって一緒に昼までも憩いの場にできないかというような要望がありますので、もし、これは単独ではなかなか難しいと思えますけれども、やっぱり介護するにしても、1戸1戸回ってさろくよりも、集団的な介護の方が能率が上がるんじゃないかというふうに思いますので、町でそういった施設が他にもできるとしたら、今後、検討方、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

介護保険に関しまして、特別会計なんですけど、これは、13年度の補正の際にも788万円の財政安定化基金貸付金という形で歳入の中に組み込まれておりました。14年度の方も、今度は957万2,000円ということでございます。この財政的根拠というものが、要するに、どういうふうな形でこの貸付金を償還されていくのか、その計画等があれば、お伺いをいたしたいなというふうに思います。

介護保険、手探りの中から今立ち上げてまいりまして、徐々に介護を受けようという人達に対して浸透をしてきつつあるわけなんですけど、浸透をしてきつつある中で、このように貸付金というものを利用しなければならなくなってしまうのだから。今後、自治体において、このように不足金が出た分については、このような貸付金を利用していかなければならないのかなというふうに不安な心もございます。

その際において、この貸付金をどのような形で返済をするのか、どのような形で国から財政的な措置があるのかということをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 今、ご質問の貸付金ということになっておりますけれども、これは、補正の方でも上げておりましたけれども、やはり今、問題になっております介護関係につきましては、老人の方が在宅の介護の予定が大幅に狂いまして、在宅ではできない、施設の方に入られるという方が大幅に増えております。平成13年度におきましても、96名の方を予測しておりましたけれども、11名増の107名の方が13年度の実績では施設の方に入られて、負担がそれだけ多くなっております。金額に直しますと、11名分の方々の負担といたしまして、約4,500万円程度負担が増になっております。

こういうことから、貸付金ということで、国の方に年々返していくわけでございますけれども、これは、あくまで国の方の補助金、それから県の補助金を充てて、その中から町の持ち出しも加えて、年々返済をしていくという計画になるかと思っております。

今後は、今、申し上げましたように、在宅の方を力を、介護保険が始まりまして

から、力を入れて保健婦の方も毎回毎回、そちらの家庭の方まで入り込んでいきまして、調査時になるべく在宅でがんばっていただいて、介護の保険に負担にならないようにと進めているところでございますけれども、やはり家庭的な問題とか、いろいろ最近の事情からしますと、どうしても施設の方に流れていく部分が多々あるかと思えます。このような状況から予算的にだいぶ上がってきているのは事実でございます。

この分に関しましても、今後、慎重に検討しながら、啓発を取り入れながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 介護保険をどんどん啓発をしていけば、やっぱり皆さん方、よくご理解をいただいて、在宅介護という方向でどんどん進んでいくものだと思います。

しかしながら、やっぱり各自治体、阿蘇南部の4カ町村を見ても、なかなか自治体、自治体によってやり方が違うわけでございますが、先ほど甲斐議員の方からもご質問がありましたが、高森町には、特別養護老人ホームが1カ所ございまして、その施設の中に入所される方達がいらっしゃいます。その方達に対しても、やっぱり介護保険を使われる方達は介護保険を使う形で、中での介護を受けられておるんじゃないかなというふうに感じておるわけでございます。

しかしながら、この介護保険ができました一番最初の目的というものは、やっぱり在宅介護の充実でもございました。しかし、その在宅介護を充実させようと思っても、なかなかお年寄りがそれを希望されないということもあったわけなんです。その中で説明をしていく中で、お年寄りの方達ご理解をいただいて、この在宅介護を受けられるということで、その分がどんどん予算的には大きくなっていくということになってくるんじゃないかなというふうに思っております。

しかしながら、やはり在宅を進めていくためには、やっぱり家庭内で3世代、4世代の世帯もあるわけですが、独居老人世帯、そこあたりはどうしても在宅介護あたりを進めなければならないし、施設の入所あたりも進めなければならないと思うんですが、今の国の制度というものが、ただ税金の制度も矛盾しておるわけですね。お年寄りを家庭内で見ようと思って、一緒に住んでおると、国民健康保険税が多くなってまいりますし、どんどん社会保険料というものが上がってくる現実においては、お年寄りを見ようと思っていても、その生活が、我が家庭の生活が逼迫をしてきてしまいます。

ですから、お年寄りを田舎に残して、若い世代だけがその職業、仕事がある地域に転出をしてしまうということで、転出をされた方は、その仕事先の方で源泉徴収、または、その所得、いろんな社会保険等を受けられて、それはそれで問題ないとしても、残されたお年寄りやはり自治体が介護保険等を特別、老人保険等を使いながら見なければならぬと、残されたその地域に残った担い手の皆さん方がそのように残されたお年寄りを見なければならぬというふうになってきておるようでございます。

そこで、しかしながら、これは国の役目でもございますし、自治体の役目でもございますから、せざるを得ないと思うんですが、ただその中でやっぱりいかにお年寄りを孤独な思いをさせないか、その中で孤独な思いをさせないかということが一番の私は今から先の目的になってくるというふうに思っておりますが、これは、徴収する側の、これは、税務課長の方にもお聞きいたしたいんですけども、健康保険税、これは、大変これは皆さんからすればリストラが大きくなりまして、明日の給料がもらえるか、また、会社が明日存続するもわからない現実において、健康保険税の徴収もままならないというふうに思っておりますが、介護保険料については、健康保険税に加算をして一緒にするわけですが、その徴収の苦勞、徴収率の向上をするためにどのように税務課としては取り組んでいらっしゃるのかなというふうなことで、今後、保健福祉課長には在宅介護について、介護保険の見通しについて、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

介護保険を使いながら、デイサービスを受けるという方が大変多うございます。そうすることによって、やはり1日10時から4時までですか、お年寄りがデイサービスを梅香苑で受けていらっしゃるんですが、その効能、効果等もあれば、お聞かせをいただきたいなと思います。

保健福祉課長と税務課長の方でよろしくお願いたします。

○議長（児玉國廣君） 税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） 徴収の取り組み方でございますが、確かに現在、高齢化になりますと、若い人にかなり負担がやってきております。老人医療もご存じのように、3割、お医者さんの方で安くなるじゃなくて、実質お医者さんの方は全然損をしないと、3割は町民税とか固定資産税で負担しております。それから国庫補助金ですね。あと7割につきましては、各保険者が出し合って、それを老人保健の方にきて、病院の方にお支払いしているのが状況です。

徴収の取り組み方ですが、現在は、うちの方にコンピュータがございまして、ご

理解をいただくと、私どもは町の税としましては、国等は断片的で差押えとかすぐできます。そして、それで徴収すれば一件落着ということになります。町の税は、本年を無理して強制的に徴収しましても、理解がなければ、翌年度が行き詰まるというようなことで、私ども、各家庭、病院にかかっている家庭の一覧表もございます。どれぐらい医療費がかかっておるか、そういうことまでご説明して、ご理解の上に実際に自分で10割払うならどれぐらいお金がかかるかということで、皆さん、国民健康保険は皆で相互扶助の精神で協力していただくということを基本に、職員、税ですので、あんまり集金に回ってもいけません。そこへんのご理解いただきながら、時には訪問して、ご理解をいただくと、どうしてもいかない方は法的に対応させていただくと、そのへんの鑑みながら、職員が徴収に当たっている状況です。

今後とも、保険税等は特に目的税ですので、未収になりますと、運営にも非常に影響いたします。今後とも、住民の人のご理解を得ながら、広報等も通じながら、税の大切さ等をPRしながら、徴収に当たっていきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） お答えいたします。

今、ご質問の今後の見通しがあればということなんですけれども、先ほど申しましたように、なかなか施設の方の人員は増え、在宅の方が予定よりも減ってきているという現状の中で、保健婦活動の充実、それから今、色見地区の方で生き生きサロンということで社協の方が活動をいたしております。これは、地域の老人クラブを中心にいたしまして、とにかく公民館なら公民館に集まっていただいて、自分達が自分達の仲間として、ゲームをやったり、話をしたりということで、これから介護にはお世話になる方もならない方も同時に地域の中で自分達で世間話とか、いろんなことで孤独にならないような仲間づくりということで、色見地区で今、始まっております。これを実践をいたしますと、各地区に話をもっていきますと、かなり効果が上がるんじゃないかと考えております。

給食サービスにつきましても、社協、それからデイサービスの関係で梅香苑の方もやっておられますけれども、その中で、配達の際にいろんな話ができ、お年寄りの孤独感を味合わせないというか、一人暮らし、それから二人暮らしの高齢者の方に特に、話をすることが一番大事だと考えておりますので、今言いましたように、そちらの生き生きサロン、それから、保健婦活動を取り入れましたいろんな意

味での在宅の支援をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いしておきます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

在宅の方も今から伸ばしていかないと、なかなか介護保険関係については、大変厳しいものになってくると思います。

そこで、教育委員会の方、今まで小学校・中学校あたりで老人あたりをフルに使うかというような試みもあっておったようでございますけれども、介護保険で保険を使って在宅介護をするというふうなことも必要であろうと思いますが、元気を取り戻してもらうということになれば、反対に老人医療も減ってきますと、介護保険の利用も減ってくるわけですが、そのためにはどうしても若いエネルギーというものがなくなってくると思います。その中で、やっぱり若いエネルギーと言いますと、はじけるような元気、それを持っておるのは小学生・中学生であると思います。

いかに教育の方に、そのお年寄り方達を入れていくかということも、私は介護保険で今後、保健福祉、介護保険係あたりと十分横の連絡をとっていかねばならないと思いますけれども、今から先のこの保健について、また、老人の高齢化について、教育委員会がいかにそのあたりで町行政に手助けができるかということも、一つのネックになってくると思いますけれども、今後の取り組み等ありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 教育委員会事務局長 山村将護君。

○教育委員会事務局長（山村将護君） 小中学生の福祉に対するご質問だったかと思いますが、現在、もう来月からでございますが、週休2日になります。それから、総合学習の時間が始まってまいります。こういった時間を有効に利用しながら、福祉面での活動を進めてまいりたいと思っております。

それから、現実に、中学生あたりが梅香苑あたりでボランティア活動もやっておりますので、そういう方面を今後もっと進めていきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

#### 議案第23号 平成14年度高森町簡易水道事業特別会計予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第23号、平成14年度高森町簡易水道事業特別会計予算（案）についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第24号 平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第24号、平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計予算（案）についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第25号 平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第25号、平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（案）についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第26号 高森町敬老祝金給付に関する条例の制定について

○議長（児玉國廣君） 議案第26号、高森町敬老祝金給付に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、文教厚生

常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

**議案第 27 号 高森町保育所条例の一部を改正する条例について**

○議長（児玉國廣君） 議案第 27 号、高森町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。1 番 野中謙三君。

○1 番（野中謙三君） 1 番 野中です。

保育所の条例の一部改正、定員ですけども、ずっと定員が割れて少なくなっておりますし、以前の町村合併についての座談会の席でもございましたように、平成 22 年ですか、7 年ですか、生まれる人口が 39 人とか、そういう数字が出ておりましたけども、そういった中で、この保育所、保育園の統合ということに関して、町長の方で、今後、どういうふうなお考えがあるかをお聞きしたいと思います。

今、調べてまいりましたけども、やはり総合計画の中に 2 行ほど、保育園の統合を考えた上で大幅な改革を行うと、そういうふうな文言が書いてございましたので、そのあたりをお聞きしたいと思います。

保育園の統合を踏まえて大幅な改革を行うと、そういうふうな文言が 2 行入っております、総合計画の中に。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 私といたしましては、教育と厚生ということのはっきりした教育をしなきゃならんということで、まず、幼稚園の教育と、それから保育園の個性ということについて、今、子供達の本当の厚生的なことにおいては、地域において、いわゆる学校教育は全然私は違うということで、じいちゃん、ばあちゃん達の愛情をしっかりと受け止めて、そこに私は保育園のよさがあると、また、保母においても、その小さな、いわゆる三つ子の魂といいますが、人間愛といいますが、そういうのをしっかりと受け止めて、私はするのが保育園だと考えておりますが、行く行く全然保育にタッチできないというような人数になれば、それは考えなくちゃなりませんけれども、私といたしましては、それは先々のことでありまして、厚生的な考え方、地域のじいちゃん、ばあちゃん達、また親、さらには保育ということにおいて、しっかりと愛情を持って、厚生的に受け止めていきたいと、こう考えております。

○議長（児玉國廣君） 1 番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 町長のお考えはわかりましたので、担当の福祉の方でいかがでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） ご質問にお答えいたします。

総合計画の中では、そういう文言が入っておりますけれども、今、町長が申しましたように、保育所の中身につきましては、保育所とは、保育にかける児童ということで私どもとらえておまして、現在のところは、各保育園ごとに充実した子供さん方にも充実した保育ということで実施をいたしております。

今後のそういうことにつきましては、全般的な審議委員会等なりを設置いたしまして、先々のこととして検討いたしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） はい、ありがとうございました。

となると、町長の方としては、保育園の統合、そういったことは当分はまだ考えていけないし、地元で育てていく人材としての子供ですね、そういうあり方で進めるということによろしいのでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 今後の心の豊かな子供達、これはやはり地域が十分に受け止めて、そして、愛情一杯の子供を育て、そして、機能ができなくなった時、これは早い時期に来るか、子供さん達がどんどん生まれてくるか、これについては、やはり私は考えなければならないと、厚生的な考え方を持って、地域住民の宝として、教育とは別ですよ、子の宝として、私は十二分に機能が発揮できるようにお願いをしたいと考えております。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 子育てにつきましては、地域で本当に心の通った子育てをしていただきたいと思います。その意味からいたしますと、やはり保育園については、小さい子供を未満児の子供なんかを特に、長時間車に乗せて、1カ所に集中させるというようなことは、やっぱり保育園において、子供達が疲れますから、できれば、やっぱり地域にそのまま存続させるようなことがまず第一必要じゃないかなと思います。

ただ、やはりコストを考えた時に、そういうことを考える時期がおそらく来るであろうというふうに思います。

これは、担当課長の方にお伺いをいたしますが、これを一応改正をいたしますと、保育園の児童数が50名減ってまいります。そうしますと、現在の保育園の保育士ですかね、職員の適性人員が変更になってくると思いますが、どの程度、そのあたりの保育士の人数が変わってくるのか、参考のため、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） お答えいたします。

定員を現在今、ご提案を申しております30名から20名ということでございますと、まだこれははっきりしたあれは来ておりませんが、内部の資料によりますと、私どもの保育園の中から保育士の方が1名程度張り付けの方が減ということになるかという予定でございます。

これにつきましては、これからまたはっきり定員の数が決まりましたならば、検討をいたしていきたいと、そのように考えております。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 当然、保育園に入所する対象児童が減ってまいりますと、それに対する措置費も減ってくるわけでございますから、その分、人件費も減ってくるわけですので、1名程度は減になるだろうということであると思っております。

だいたい単純に考えますと、1保育園で10名ずつ減ってきますから、おそらく単純に考えれば、1名ずつ減れば、5つの保育園でございますから5人減るかなというふうに思っておったわけなんですけれども、1名ということでございます。

しかしながら、おそらく状況によっては、まだこれ以上減る可能性もございますが、これ、減った場合のおそらくこの保育士の処遇と申しますか、いる場所というのを見つけなければならないわけなんですけど、今後、そのような場合において、異動等も入ってくると思いますが、町長の方で、余剰の保育士についての異動先、まだはっきりとは申し上げることはできないと思っておりますけれども、やっぱり庁舎内あたりで仕事をすることになってくるんでしょうか。いかがでしょう。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 現在もそのような形をもって、議員の皆様方にご理解をいただいております。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、わかりました。保育士は特殊な業務でもございますし、特別にやっぱり子供達を対応してきた一つの仕事でもございますから、できれ

ば、もし、余剰人員が出た場合においては、庁舎内において、総括するような形の部署の方に配置をしていただき、保育園を総括するような部署に配置していただき、できれば、パイプ役としてがんばっていただければいかなものかなというふうに思っております。

コスト面も十分考えられて、大変高齢化も進んでおります。そのしわ寄せを子供達に寄せるということは大変私達は心が痛むわけでございますから、子供達が本当に伸び伸びと高森らしい環境で、また文化の中で高森らしい育ち方をしていただけるように望んでおきたいと思っておりますので、担当の課長、また町長におかれましては、その分を十分考慮された上での進行方をお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 8番 佐榎見誓香君。

○8番（佐榎見誓香君） 8番 佐榎見です。

今の保育園のことに関連しましてですが、現在の園児数をお知らせ願いたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 平成13年度の保育園の数でございますけれども、色見保育園が1月現在ですけれども16名、草部保育園が24名、草部北部保育園6名、野尻保育園11名、このうち5名が高千穂の方から来ておられます。それから、河原僻地保育園が5名、合計の62名が現在、在園数でございます。

○議長（児玉國廣君） 8番 佐榎見誓香君。

○8番（佐榎見誓香君） はい、わかりました。

そうしますと、草部保育園ごときは人員オーバーということになりますが、このオーバーする部分は入園できないということが、例えば、来年度が20何名かあった場合には、20名で限定にするということですか。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） 草部保育園に関しましては、今年の年長組さんが非常に多うございまして、来年の予測では14名になることになっております。卒園されますので、20名の定員には達しないという、今のところの予定でございます。

○議長（児玉國廣君） 8番 佐榎見誓香君。

○8番（佐榎見誓香君） はい、わかりました。

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第28号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第28号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第29号 高森湧水トンネル公園設置条例の制定について

○議長（児玉國廣君） 議案第29号、高森湧水トンネル公園設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

湧水トンネル公園の設置条例の制定についてなんですけれども、これは昔からできあがりました時から、各町内の住民の皆様方のいろんな希望、また要望等を分析された結果のこれは設置条例であるというふうに考えております。

ただ、少し、要するに考えていただきたいところがあるわけなんです、入園料の第5条でですね、入園しようとするものは別表第2に定める入園料を納めなければならないと、ただし、町長が特別の理由があると認めた時は入園料を減免することができるということでございます。

この町長の方で免除するという減免するという条項がこれは入ってはいるんですけども、この中であります入園料ですけれども、小学生未満は無料、小学生が50円、中学生以上は100円というふうになっております。本来、湧水公園というのは、子供達の環境教育の一つの教材としての取り扱いでも私はあったんじゃないかなと思います。

そうしますと、小学生・中学生からお金をとるといことはいかがなものかというふうにも思っております。町長が特別に認めれば、無料ということですが、一々課外学習を、課外実習をしに行く際に、要するに、町長の方に伺いをたてなければならないような状況を招くような恐れもございますが、それについて、なぜ中学生以上が100円で小学生が50円とされたのかということですね、本来ですと、やっぱりもう大人一発で高校生以上一発で100円というふうな形で小中学生の方は私は無料でもよかったんじゃないかなと、これについては、今後、また委員会等でもお話し合いをさせていただきたいと思いますが、このされた経緯についてを担当課長の方でお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 入園料の関係でございますが、現在、第2表によりますと、小学生以上50円、中学生以上一般含めまして100円ということで、今回お願いをしております。

その根拠といいますのは、あそこがやはり水の一番白川の源流であるということ、それと資料館親水公園等ございますけども、特に、資料館は教育の分野を担当する重さが多いということで、トンネル内部につきましては、一つの幻想的な空間といいますか、そういった部分というふうなとらえ方もできるかと思えます。そういった意味合いをもちまして、資料館等につきましては、無料にしておりますが、今回、トンネル内部につきましては、一応小学生50円、中学生以上100円いただくということで、一応今回、計画したわけでございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 資料館については、確かにあそこはビデオ等もありますし、いろんな地図等も設置してございますから、教育の場として使いやすいと思うんですが、それは教室があそこにしたと思えば、あと屋外での課外学習という面においては、あのトンネルを利用するというふうに私は考えます。そうなりますと、やっぱり子供達が学習をする場合においては、ここで入園料はあくまでもやっぱり大

人、高校生以上ぐらいに限定していくべきじゃないかなと思います。でないと、今から先、高森町は水の生まれる里という位置付けがございまして、分水嶺でもあると、その中で、水の大切さというのを私達はやっぱりこの地域に住んでおる以上は、小さな子供達にどんどんどんん教えていかなければならないわけですから、その義務もございまして。その一つの教材として、この湧水トンネルというものは、これはかなり影響を及ぼすわけがございまして。その影響を及ぼす施設を見せようと思った時に、小学生・中学生について、料金をとるということはなかなかやりにくいような気もいたしますし、先ほど、一般会計のところでも言いましたけれども、今後の小学校・中学校あたりの修学旅行の際には、自然学習がどんどん入ってまいります。そうしますと、やはり小学生・中学生になっては、修学旅行の際にも、高森の方にお出でになれば、そういうふうな貴重な教育材料として位置付けで、私は湧水トンネル内の見学というのも増えてくると思いますが、そうなりますと、それを一々お金をとるということになってくると、手間的に考えて、ちょっと学校側が考えられるんじゃないかなというふうに思いますが、その際、やはりとることを、とるのが大前提ではございましてけれども、できれば、高校生以上ぐらいでないといけないんじゃないかなと、また、小学生と中学生の区別がいかにして付けるのか、これは自己申告方式だと思いますが、制服を着ているのが中学生であり、制服を着ていないのが小学生かもしれませんけれども、それは、高森について言えることだけであって、よその地域については、それもまだはきりわかっておりませんから、その見分け方等についても、いかがお考えか。

それと、教育委員会の教育長にお聞きしたいと思います。今後、週2日休みが増えてまいります。そうなりますと、課外活動でどんどんどんん出てきます。総合学習も行われてまいります。1週間に2時間以上なってまいります。そうしますと、やっぱりいろんな教材を必要となってきますから、そうなりますと、湧水トンネルというものは、本当に貴重な教材、位置付けになってくると思いますが、そうなった時に、やっぱり小学校・中学校あたりでは、料金を一々役場側に言ってこいやいかんわけですけれども、その際、教育委員会としてはどう対応されるのかも併せてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 貴重な意見だと思いますけれども、私、アフガンの子供達のあの水の苦勞、また、分水嶺会の中での子供達が総務省の中で発表する水の大切さ、この分水嶺会の中での子供達の発表の中で、自分達の命の根源は水であると、

また、生物のことにおいても、万物水が大切であると、この水を私達は知らず知らずのうちにどんどん使っておったと、そのためには、本当に地球の中の汚れを、また、私達はその地球の中にしみこませておると、そう考える時に、私達は水に対して、本当に価値観をもっていかなければならないということをお子さんが発表してくれました。

やはり水というものは、私は金銭云々の前に精神的なものがあると、その精神をするためには、やはり水の大切さを、あのアフガンの子供達が下の川から水を汲む、この日本からポンプアップしてその喜び、これには私は高森の子供達、また、下流の子供達、水をもってお金をとることは私はすべてのことに教えることができると思って、50円はいかがなものかと、確かにいいんじゃないかということで、職員の方にも提案をしてみました。

これは、資料館についての無料よりも水そのもののあの源流から流れてくるそのものに対する私は人間的な事からも50円は払うべきだと、子供に教えるべきだと、先生だけじゃなくて、自分自身で発想的なものをもって、やはりお小遣いをあそこに行ったならば、50円を払うんだという、その50円の価値を私は教えるべきだと、そう思っております。

ただ、このガチャガチャして遊ぶ、それも一つの頭脳もあるかと思えますけれども、50円の入園料を払って入ることについて、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 確かに佐伯議員のおっしゃるとおりで、いろいろな体験、自然環境を知る上では、大変必要な勉強であるというふうに思っております。ただ、運営上の問題につきましては、町長さんが今、おっしゃったようなお考えがあるということでございますので、私達もそのようにやっていかなければならないというふうに思いますし、なおまた、団体で行く場合には、これは手続き上の問題で、どういうふうに学校が団体で勉強しに行く場合には、電話一本でいいのか、また、入園をする場合に、あそこの係の人に言えばいいのか、そのあたりの手続きは今後、町当局と相談をしながら、なるべく不便を感じないような方法をとっていただきたいというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 確かに、水の必要性を唱えれば唱えるほど、水を存続してい

くためには、お金が必要であるということをお子に教える必要もあるとは思いますが、しかしながら、現在の子供達が子供達を取り巻く経済情勢というものを考えをいただきたいと思うわけですね。小学生・中学生における負担というものが、親の負担というものがどれだけ大きくなってきているのかということですが、1月に学校給食費、また、学年費、その他さまざまな教材費、いろいろと親が負担をしております。その中で、学校が一番気を付けることは、子供達を平等に等しく同じ教育を受けさせようという考えだったというふうに思いますが、それは何かと言いますと、修学旅行についてもいっしょでございますし、いろんな現地視察でもいっしょだと思っております。それぞれ行く場合において、子供達から負担金を徴収いたします。その負担金を徴収する際に、未収金とか、負担金の未納とかがないように、非常に学校の先生方達は神経を尖らせていらっしゃるわけですね。その中で、もし、こういうふうな教育の場として、この湧水トンネルを位置した時に、当然、1人50円、100円とるわけでございますから、子供達から今週の金曜日の午後からは湧水トンネルの学習ですよ、ですから、家から50円持って来なさい、100円持って来なさいという話になってくると思います。そうなりますと、子供達がお小遣いで出す分もあるかと思っておりますけれども、やはりお小遣いを毎月毎月決まっている子供達は一々親からもらわなければならない。そのような手間暇も考えたり、やっぱり子供達の日ごろの家庭内の負担も考えれば、できれば、中学生以下は賛助金程度に抑えて、料金設定をせずしてするような方法で、高校生以上から100円というふうな形のやり方の方が一番自然に子供達も平等にトンネルの中に入って行かれるんじゃないかなというふうに私は考えておりますから、そのあたりについても、ご考慮をいただきたいなと思っております。

何はともあれ、町長が認める場合は、入園料を減免するというところでございますけれども、あの有名な湧水トンネルでございます。頻りにそういう機会があった時に、一々町長に伺いをたてるということになってきますと、いらっしやらない時なんかどうするんだという問題もありますので、そのあたりについても、十分ご考慮をいただきたいと思っております。

あとについては、また委員会等で十分な論議があると思っておりますので、どうぞよろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 町長から再度答弁をお願いいたします。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 但し書きの中で、学校当局、いわゆる熊本市からのこれこれの湧水の勉強をさせていただきたいという時には、それは、それなりの対応をしなければ

ればならないということですので、全部が全部、親と子と一緒にあった時には、それはやっぱり考えるべきだと、そういう点にご理解をいただきたい。いわゆる湧水館には湧水館の職員がおるわけですので、これは認められるか、認められないか、そういう点にははっきり佐伯議員の頭であれば、これは簡単なことだと私は思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中です。

入園料ですけれども、入園料をとる、今までは賛助金でした。賛助金と入園料になると、自ずとやはり払う側も気持ちも変わってまいりますので、企画の方にお尋ねしますけれども、例年行われております七夕祭、それに関連して、本年度はやはりキチッとした入園料をもらうからには、やはりキチッとした去年以上のことを企画されるのではなかろうかと思っておりますけれども、今年の展開について、あるいはロングラン的な展開をなされるのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） お答えします。

今年度の祭りの内容については、現在、担当係の方でそのへん、内容を検討しておりますし、もちろん、13年度には負けないような仕組みはやっていきたいと考えております。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

去年以上の成果、そして、できますならば、去年以上の日にち、日数ですね、かけていただいて、やはり1月のロングランとかで、対応していただければ、幸いです。

さらに、もう1つ1点、お尋ねしますけれども、今まではあそこの賛助金の募金箱といえますか、賛助金箱、その収納の方法はどうされておったのか、そして、今後は入園料をとるからには、そのあたり、毎日キチッとした収納でされていくのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 企画観光課長 村上源喜君。

○企画観光課長（村上源喜君） 現在までは職員が出向いて、賛助金箱を開けまして、これ、2名以上ですけれども、集金しておりました。夏休み等の多い時は、だいたい毎日ということです。あとは週に2回、3回と不定期でした。ただし、イベント等があります時、及び夏休み期間中などについては、人数等の把握がだいたいカウ

ンターでわかりますので、徴収に行っておりました。

今後は、現在、社会福祉協議会の方でシルバー人材センターの設立を予定されているということで、できましたら、そちらの方に徴収と管理を委託したいというふうに考えておりますので、それができ次第、今回も徴収するわけですけども、ただし、時間がだいたい夕方、今考えておりますのが5時までと6時ぐらいまでを考えております。その後につきましては、むしろ、そういった管理人をおいて徴収するよりも、賛助金箱を活かしまして、やはり賛助金という形も考えられませんかというふうなことも考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） どうもありがとうございました。

事故がないように気を付けてがんばっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（児玉國廣君） これで、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 議案第30号 高森町用品調達基金条例を廃止する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第30号、高森町用品調達基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号、高森町用品調達基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第31号 高森町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について**

- 議長（児玉國廣君） 議案第31号、高森町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号、高森町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第32号 阿蘇広域行政事務組合格約の一部を変更する規約について**

- 議長（児玉國廣君） 議案第32号、阿蘇広域行政事務組合格約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、本日採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号、阿蘇広域行政事務組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第33号 町道の路線認定について

○議長（児玉國廣君） 議案第33号、町道の路線認定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第2 休会の件

○議長（児玉國廣君） 日程第2 休会の件を議題とします。

12日及び13日を休会といたします。なお、13日につきましては、各委員会となっております。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもちまして散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後1時37分

3 月 1 4 日 (木)

(第 3 日)

平成14年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成14年3月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 意見案第1号 牛海綿状脳症に関する意見書について

日程第2 議案第34号 平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）について

日程第3 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
1番	野中 謙三	1 今後の町づくり・人づくり	1 各地域への具体的育成策は（職員の地域担当制度の導入について） 2 週休二日制に基づく今後の「社会教育」の方向性と具体策は 3 保育園統合の考え方と方向性について
2番	甲斐 廣國	1 町村合併について	○ 現時点での町長の合併に対する考え方、また町の将来像について
		2 財政運営について	○ 歳出の無駄を省くために積極的な民間委託の推進
		3 生活環境整備について	○ 高齢化社会に対応できる道路等の環境整備について
7番	三森 義高	1 農畜産物の輸入自由化における今後の対策	1 農畜産物自由化における国内農業の厳しさ、それに伴う基幹産業である農業への将来的不安 2 JAS法による現在の問題点 ① 農林水産省による指導管理

			体制の甘さ ② 総理・農林水産大臣への自治体としての意見書提出について
--	--	--	--

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	野 中 謙 三 君	2 番	甲 斐 廣 國 君
3 番	後 藤 和 昭 君	4 番	甲 斐 正 一 君
5 番	藤 本 正 一 君	6 番	相 馬 俊 行 君
7 番	三 森 義 高 君	8 番	佐 楢 見 誓 香 君
9 番	古 澤 豊 喜 君	10 番	佐 伯 金 也 君
11 番	杉 永 竹 範 君	12 番	甲 斐 裁 君
13 番	後 藤 英 範 君	14 番	児 玉 國 廣 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 草部出張所長	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	後 藤 秀 希 君	保 健 福 祉 課 長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君
高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君	野 尻 出 張 所 長	住 吉 五 夫 君
収 入 役 室 長	岩 下 健 治 君	教 委 事 務 局 長	山 村 将 護 君
監 査 事 務 局 長	阿 南 哲 也 君	行 政 係 長	甲 斐 敏 文 君
財 政 係 長	河 崎 みゆき 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議 会 事 務 局 長	色 見 隆 夫 君	議 会 事 務 局 係 長	佐 藤 幸 一 君
-------------	-----------	---------------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 意見案第1号 牛海綿状脳症に関する意見書について

○議長（児玉國廣君） 日程第1 意見案第1号、牛海綿状脳症に関する意見書についてを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。議会事務局長 色見隆夫君。

○議会事務局長（色見隆夫君） 〔議案朗読〕

○議長（児玉國廣君） 本案につきまして、趣旨説明を求めます。

提出者を代表いたしまして、2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） 2番 甲斐でございます。

牛海綿状脳症に関する意見書について、提出者を代表いたしまして、意見書の朗読をいたします。

#### 牛海綿状脳症に関する意見書（案）

熊本県の農業は、国際化の急激な進展等に伴う輸入農林産物の急増により、価格の長期低迷が続き、大きな打撃を受けている。

また、このような状況が続けば、農林業が重大な産業である熊本県及び高森町では、地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。

畜産業は、熊本県はもとより、高森町においても、地域農業を支える大きな柱であり、農業振興の要として、重要な産業であります。その畜産業が去る9月10日、千葉県で牛海綿状脳症の患畜が発見されて以来、規模拡大等により経営を図ってきた畜産農家にとって、もはや死活問題となっている。

10月18日、国において牛海綿状脳症に対する安全宣言が出されたものの、畜産農家の有史以来の窮地は解消されず、畜産農家を取り巻く環境は誠に厳しいもの

があり、国の強力な支援及び対策なくしては、畜産業の振興、安定は不可能と考えられます。

については、国において、これからの産業が地域農業の柱としての地位を確立し、生産者が将来に明るい展望が持て、安心して生活活動ができるよう下記の対策を実施されるよう強く要望する。

#### 記

1. 感染ルート、発生原因を早期かつ徹底的に解明し、これを踏まえて発生防止安全確保のため、関係するすべての事項について法的規制を含めて万全の策を講じること。
2. 畜産農家の保護と経営安定強化のため、肉牛及び子牛等の価格低迷に対する所得保証など、終息に至るまで、国の責任においてすべての対策を継続していくこと。
3. 消費者に対する信頼回復の徹底及び風評被害の強化について、検査体制の強化及び安全な飼料の供給体制の整備を図るとともに、消費者の不安を解消するため、牛海綿状脳症に関する正しい知識の啓発と情報の提供を強力かつ広範に行うこと。
4. 関係業界に対する各種支援の強化を図るため、畜産業は家畜市場、あるいは外食産業、精肉販売業等総合職の強い産業であり、関係業界に対しても、支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年3月14日

熊本県阿蘇郡高森町議会議長 児玉國廣

関係各大臣 宛

○議長（児玉國廣君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。意見案第1号、牛海綿状脳症に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 議案第34号 平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）について

- 議長（児玉國廣君） 日程第2 議案第34号、平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。企画観光課長 村上源喜君。

- 企画観光課長（村上源喜君） おはようございます。

議案第34号でご提案申し上げました平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、レールバスの補修に要する助成金を平成14年度に繰り越して使用する繰越明許費の設定に係るものであります。

繰越の経過及び事業の内容について、ご説明申し上げます。

事業契約後、直ちに着手することといたしましたが、請負側である新潟鉄工が会社更生法の適用を申請する事態となり、また、契約履行に関する保全管理人の保証を受けるまでに時間がかかりましたことが第1の要因であります。

次に、現在まで、平成14年3月31日を工期としまして、補修を行っておりましたが、工事に着手し、分解により腐食状態を調査しましたところ、見積もり時点での目視による状態よりも予測以上に内部腐食が進んでおり、作業工程を変更することといたしました。

補修という作業からいたしまして、作業は塗装後の養生を含め、確実に施工する必要があり、車両の延命に直接関係することから、今回、繰越の予算措置となったところであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

- 議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。議案第34号、平成13年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（案）については、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

### 日程第3 一般質問について

○議長（児玉國廣君） 日程第3 一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中でございます。

実は、昨日、議会の常任委員会が終わりまして、家に帰りました折のことですけれども、いつものように、娘が私を迎えてくれまして、一番最初に言った言葉「あのね、おとうさん、今日ね、今村町長さんがふれあいコンサートに来てくれたとよ」と、「久しぶりに学校に来てうれしかった」と、そういうふうに私に話してくれました。「明日、必ずお礼ば言うと言ってくれ」と、会場は高森小学校でしたけれども、色見の子供から見れば、町長に久しぶりにお会いできた、会うことができたというのがよっぽどうれしかったんでしょう。子供達から見れば、その町長の人気の高さには非常に驚かされる部分がございます。その人気の秘密を是非教えていただければ幸いかと思いますけれども、子供達からの厚い信頼を決して裏切らないようお願いしたいと思います。

「成し遂げんとした志をたった1回の敗北で捨ててはならん」と、これ、私の好きなシェークスピアの言葉でございますけれども、振り返ってみますれば、私は一度、この議会、落選したことがございます。その折にも、この言葉によって励まされたことを覚えております。「成し遂げんとした志をたった1回の敗北で捨ててはならん」、早いもので、私も今回の議会で、ちょうど3年目が終わろうとしておりますが、残すところあと1年、私に町民の皆様より与えてくださった4年のうちのあと1年、できる限り精一杯努力したいと考えておりますので、執行部の皆様もど

うか、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

さて、本題に入ります。

今回は、ちょうど1年前の3月15日、その日も一般質問でございましたけども、まったく同じようなテーマで質問させていただいております。今後のまちづくり、人づくりということでお願いをまたいたしたいと思います。

たぶん、町長も執行部の皆様方も「また、この質問か」と思われるのではなかろうかとは思いますが、このことは、私、1期目の私にとっては、最も重要視しているテーマですので、よろしくお願いいたしますと思います。

実は、この地域づくり、人づくりの質問の度に、それなりの今後の計画や展開等の答弁をいただいておりますけども、私としては、あと一歩、踏み込んだ答弁、あるいは具体的計画等がほしいなとずっと思っております。

そこで、町長の方もあと1年で改選ですので、今後の地域づくり、人づくりに対する具体的な計画等の答弁をまず最初をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 冒頭から、子供さんの私に対する心と言いますか、純粋な心をいただいたということで、大変私の方もうれしく思うと同時に、子供に対する愛情の接し方、これは、大切であると、また、音楽を通じて、心を開き、そして、日本のふるさとを、そして、そくたくといひますか、卵の中のひよこと、また、親鳥が突付き合いながら、会話をし、そして、世に生まれて出てくると、そのことが私は大変必要であるなど、そのような環境づくりがこれからの高森町の子供達と大人、そのそくたくが大変必要であると私は今、子供さんの意見によって、うれしく感じておるわけでございます。

その子供達が高森町を今後、21世紀を背負う、その人づくりと、また、まちづくりということで、質問をいただきました。私は、まず第一義に考えるのは、職員のリクルートであると思います。また、ご案内のように、地方行政は、道路、あるいは上下水道、また、交通安全施設、消防とか、図書、あるいは公民館、公園、教育福祉、ボランティアと、住民の日常生活に密接に関係した諸々サービスや規則、計画を実行を行う重要な活動を行うと、この行政施策、推進する職員のリクルートは全体の奉仕者としての資質、また知識、能力、または、行動というようなことを見極めることが、私は大変大切であると、今、子供さんに接するその態度、これは、職員がこの行政から住民に対する心であると思います。

また、私は世阿弥と申しますか、これが申しましたように、「初心忘れるべからず」という言葉は常に使っておりますけれども、やはり、町会議員として当選した時の初心はやはり忘れることができません。さらにまた、町長として、全体的な奉仕者としてのその責任ということについても、やはり初心を忘れることはできません。そして、早11年と、12年にかかったわけでございますけれども、この「初心忘れるべからず」は、10年であろうと、20年であろうと、私は忘れてはならないと、また、職員にもそのように言い聞かせていかなければならないと思っておりますのでございます。

議員におかれましても、地域社会の将来を考える責任感と、また、信託は行政依存にせず、また、活動されている中で私はご指摘と、やはり我々行政というものの首長として、また、議員の資格として、まったく対等であると、それについてはやはり、自らの考え方もって、人づくり、あるいは道づくりをするということであろうかと思えます。

このようなことをご指摘いただいたということにつきましては、私は、敬意を表したいと思うわけでございます。

また、地方行政は、先ほど申しました諸々行政推進の中で、職員も地域生活者として地域に密着して活動しております。消防、あるいはボランティア、また、地域の公民館活動、教育等々においても、身を呈して私はがんばっておると思えます。

さらに、一番大事なことは、職員の家族、この方々達が本当に地域住民福祉の向上のために親父もがんばっておると、我々家族としてもそれを支えるための婦人部活動というものについても、私は積極的に参加していただきたいと、そのように一番今、婦人会の数が減ってきております。今、生活形態という言葉でいろいろかかってきておりますけれども、やはり、今後においても、婦人会活動があつて初めて、私は地域住民の和やかさ、または、ふるさとづくりというものにも十二分に發揮できると思っております。

職員の皆さん方におかれましても、そのように家族とともにがんばっていただきたいと、それこそが、私は、人づくり、まちづくりと、そして、また、思い出しておりますけれども、子供に接することは、私は良寛的な気持ちでもあろうかと思えます。のみやしらみがわこうと、やはりそれも生命があるぞというような気持ちが私は必要であろうと、また、山頭火の言葉じゃございませんけれども、落ち着いて死ねそうな草も萌ゆるというような観光づくりも私はしなければならぬと、そう考えておるところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 自席から失礼いたします。

町長のまちづくりに対する基本的な考え方を今、お伺いしました。

さらに、次の質問に入りますけども、いろんな活動等が確かに高森町独自の地域性によって培われてきておりますけども、ふと気づくと、やはり高森町も少子高齢化の波がじわじわというか、もうかなり押し迫ってきております。その中にあって、そういう地域を抱える中にあって、今後、検討していかなければならない課題がそれぞれの各地域のリーダーの育成、さらには、その地域団体等を支える事務局等の育成ではなかろうかと、そういうふうにご考えておるところでございます。

今現在、すでにそういった活動をなされている団体、地域等もございますけども、組織的、事務局的部分を役場の職員の方々に後押しをしてもらうということで、より一層の力を発揮するんじゃないかと、そういうふうにご考えております。

と申しますのも、例えば、私もゴルフをやりますけども、ゴルフのレッスン、アドバイスを受ける時に、上手な人から教わると、たった1カ所程度のアドバイスしかもらえません。それでも、うまくなります。あるいは、先ほどお話ししておりましたけども、高森中学校の剣道部は中体連で全国優勝をしましたが、そのコーチの方にお話しすると、「どういう指導をしていますか」という質問をすると、決まってこう答えます。「いや、大した指導はしておりませんよ。1、2カ所ちょっと教えるだけです」と、たった1回のアドバイスで1カ所の指摘をする、やはりそういう適切な指導力、あるいは適切な判断力、そういうのが今後のその地域を、カラーを持った発展の仕方、地域の発展のためにつながるアドバイスになりはせんかと、そういうふうにご考えるからでございます。

例えば、役場の職員の方々はいろんな会議等にも積極的に参加されておりますので、会議の進め方、あるいはまとめ方、さらには、事務的処理のやり方、そういった日ごろからの庁舎内での経験を地域の方に取り入れていただくということが、やはりそれぞれの地域の団体の事務的な援助のお手伝いということでまとまりがつきやすいんじゃないかと、そういうふうにご考えるからでございます。

ですから、全国的にも例もございますけども、職員の方々には、前後しますけども、以前の答弁の中にも町長の答弁の中にもございましたけども、職員の方々いろんな地域に密着して、地域住民と協働できる体制づくりを目指す、そういうふう

うな答弁もございましたので、今回は是非とも職員の、これは仮称ではございますけども、地域担当制度みたいな、具体的に進んだ形として示していただけるならば、それぞれの職員の方も今年は私は上色見地域だ、あるいは草部地域だと、そういった形でそれぞれの地域に密着した情報を得ることもできるし、逆に言えば、地域の方々も役場の方々を非常に身近に感じて、いろんな相談、そういったことができるんではなかろうかと、そういうふうを考えるからでございます。

ですから、この地域担当職員と、地域のことは地域に聞けというのではなくて、地域のことは、地域と地域担当職員に聞けばある程度わかるぞと、そういう体制づくりが今後、地方分権が進む中、さらには、町村合併の話が進む中であっては、より重要視されてくるんではなかろうかと思えます。

そこで、地域担当制度みたいやり方について、再度、町長の方にご答弁願いたいと思えます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） この1番議員さんの提案につきましては、各組織の加入を促して、また、駐在員の嘱託員の関係もでございます。そのようなことで、地域との町との連携を迅速に行うためには、駐在嘱託員、担当職員という配置を現在検討しておりますということでございます。

今、いろいろと総務課長の方に、私、そのようにして駐在員地区担当ということでも検討なさいたいということでやっておりますので、その迅速かつ住民の皆さん方にわかりやすく職員として活動ができる体制ができると確信を持っておりますので、その点、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 駐在員地区担当職員、もう非常にありがたい言葉でございます。是非とも、検討していただいて、進めていただければと思えます。

次の質問に移ります。次に、教育長の方にご答弁願いたいと思えます。

基本的な考え方として、週休2日制、これが今後、学校の教育の方に下りてきますけども、週休2日制に基づく今後の社会教育の方向性と具体策についてということで、4点ほどお聞きしますので、よろしくお願いたします。

まず、高森町教育委員会において、その週休2日制は子供にとってどんな意味があるのか、どういうふうな位置付けとしてとらえておられるのか、これが第1点。

第2番目に、総合計画の中にもございましたように、高森町生涯学習推進協議会、これは、3度ほど質問させていただいておりますけども、なかなか実際は「検

討します」だけで進んでおらないと、これを今後どういうふうにも本気を出して取り組んでいかれるのか、これが第2点。

第3点といたしまして、体育指導員を中心とするスポーツ活性化モデル事業、こういったのを進めるというふうな当初の方のお話がありましたけれども、具体的にはどういった形で進められるのか、その具体策例、それをお願いしたいと思えます。

さらに、最後の4点目でございますけれども、子供会の育成を図ることが今度どういうふうにと大事であると教育長の考えが示されておりますけれども、具体的には、どの地域をどういう形で、誰が進めていくのか、その人的配置はどうなるのか、そのあたりまでのご答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（児玉國廣君） 教育長 佐藤昭也君。

○教育長（佐藤昭也君） 自席からでございますか。

ただいま、1番議員さんからの質問でございますけれども、週休2日制の位置付けというふうなことがあったと思えますけれども、ご案内のとおり、教育改革の元年というようなことで、平成14年4月1日から完全週休2日制というのが実施されるわけでございます。

これは、ご案内のとおりで、子供達に生きる力を学校、地域、家庭、協力して子供達を育てていこうと、たくましく育てていこうということでございます。これが、週休2日制の大きなゆとりの中で子供達を育てていくということが一番大切なことではないだろうかというふうに思っております。

それから、生涯学習推進協議会、昨年から1番議員さんからいつも質問でございます。大変努力をしますというふうなお答えで通しておりますけれども、私達もこれについては、非常に積極的につくっていかなくてはいけないというふうに考えております。教育委員会の現体制から今、いかに効果的にこういうのができるかということを一層懸命考えているところでございます。もうしばらくお待ちいただきたいというふうに思えます。

それから、体育指導員さんの具体策と言いますと、今年から一応子供会とも関係がしてくるかもしれませんけれども、総合型スポーツクラブと土台をつくっていきたいというふうに考えております。これは、どういうことかと言いますと、放課後子供スポーツ活動活性化事業というのがございまして、当初予算にも計上いたしております。この中で、体育指導員さんのご協力を得るとすることも確約をいただいておりますので、こういう方々をお願いしたり、または、学校の先生方も自主的に

子供達が参加できるまでは、先生方もご協力を願ってやっていきたいというふうに考えております。

それから、子供会の育成につきましては、上色見、色見校区、それから草部等々にはございますけれども、旧高森町の方が少し活性化が遅れておりますので、これにつきましては、予算にも計上しておりますように、指導者の方は数名おられるということを知っておりますので、その方々のご相談をしながら、子供会の活性化に努めていきたいと。また、指導者の育成にしましては、なかなか難しい面もございますけれども、各種団体のご相談を申し上げながら、協力を得ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） どうもありがとうございます。

前よりゆとりのある教育、ゆとりのある学習と申しますけれども、本来、ゆとりがいかどうかというのも論議もございまして。子供がゆとりがありすぎて何していいかわからないという部分もございまして、そのゆとりの教育に関しては、やはり私達保護者もそうですけれども、自分達の経験を生かしながら、本当のゆとりある学習というのはどういうものかということをも十分論議されて進めていただきたいと思っております。

次に、最後でございますけれども、保育園の統合の考え方と方向性についてということでお尋ねしたいと思います。

総合計画の64ページにもございますけれども、その中で、児童福祉計画の中で保育園全体の統合を視野に入れた大幅な見直しを行いますと、そう書かれておりますし、さらには、平成14年度の当初予算の概要説明の中でも、町長の方から提出されておりますけれども、児童福祉費では、少子化による保育園の定員割れの現状から審議委員会を設置し、今後の運営のあり方について協議していきますと、そういうふうにも書かれております。

質疑の中でも、ちょっと出てきておりましたけれども、改めて、保育園の統合の方向性、あるいはそういった考え方について、概略的にご答弁を願いたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 自席からお願いします。

もうご案内のとおり、子供はいわゆる次世代の宝であると、この子供達がいかに

にして地域社会を担うかということになります。子は育てていくためには、男女の果たす役割を、私は地域社会が支えていかなきゃならないと考えておるわけでございます。

そして、その子育てを支援し、やはり子供達が楽しく、のびのびと成長していけるように、子育てを社会全体で支えていこうということになる、また、ハード面、ソフト面においても、環境整備をするのは保育所をして、私は到底聖域なきものと考えております。子供の地域に対する子育て拠点は、何としてでも保育園そのものは聖域であると考えるわけでございます。

しかしながら、今日の状況を鑑みた時に、ゼロ歳児が入園ができないと、いないということになります。しかし、何としてでも子供は、最初申しましたように、次世代を担う宝であるわけでございますので、その子育てをする支援体制をなんとしてでも私はつくりたいと、その中で、審議会を通じてでも、また統合を視野に入れてもおりますけれども、視野ということで、草部北部・南部、野尻と、この地域の方々本当に子育てをする地域を私は与えていかなければ、また、高森におきましては、高森保育園、幼稚園ございますけれども、色見保育園ということで、私の管轄のもとにあるわけでございますが、一人ひとりの子供を見ておりますと、やはりその子供達は高森町の次世代を担うということにおいて、支援体制をしっかりと考えていかなければいけないと、再度繰り返しておりますけれども、そのように考えています。

また、皆さんとともに、これからの社会情勢、これにおいては、十二分に相談をし、そしてまた議員各位の皆さん方におかれましても、子供達が生まれる、そして親が安心して育てるような環境づくりをよろしくお願い申し上げたいと存じます。

行政といたしましても、一生懸命子供を生んでよかったと、そして子供も生まれてよかったというような地域社会の建設にがんばりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 今、町長の方から保育園に対する考え方等が提示されましたけれども、保育園は子育て支援の拠点として、できる限り残していきたいと、そういうふうな内容であったらと思います。

そういった町長の姿勢に対して、執行部の方にちょっとお尋ねしたいと思っておりますけれども、どの程度の規模ぐらいまでだったら残していくのか、あるいはそういった審議会とか、そういうふうな話が今出ましたけれども、そういった審議会等が今どの

程度まで進んでおられるのか、そういった概略的な部分を総務課長の方にお尋ねしたい  
と思います。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 自席から失礼します。

お答えいたします。

今、町長が申しあげましたように、総合計画の中にありますように、これは、視野に入れた大幅な見なおしということで、町長の方から私達、使命を受けまして、そのメンバーから申しあげますが、まず、頭にしましては町立保育園の運営検討会部内組織委員ということでやっております。その中で、総括を私、総務課長という立場でやっております。それから、行政係長、企画観光課の企画係長、住民生活課の戸籍住民係長、教育委員会の事務局長、それから、施設係長、保健福祉課の方が福祉課長、課長補佐、福祉係長、保育園の直接の担当、それから、各保育園のそれぞれ5園の主任保母を入れております。

現在までの会合の結果におきましては、平成13年が現在まで3回開催しております。その中で、身近な問題といたしましては、先ほどちょっと町長の方からお話がありましたように、児童数が年々減っているということで、今後の保育園の運用をどうやっていくかということと、それから、保育園が、と言いますのが、集団保育ができていっているのかと、いろんな問題点も出ております。その中におきまして、小さいことから言いますと、お遊戯会とか、運動会とか、誕生会とか、祖父母参観、あるいは敬老会の参加、約、私達がやりました中においては、約10項目ほどやっております。

それにつきましても、逐次、改善できるところはあろうということで、もうすでに5園合同のレクリエーション大会もこの委員会の中で作りあげた中において、もうすでにやっております。そして、本年は特に、運営費が先ほどお話がありましたように、非常に膨大にかかっていくということで、その中におきまして、ご承知のとおり、今回の保育園の定数削減の条例改正をやりました。この意味もこの検討会の中で検討した結果、定員が30名と20名では、現在の予算の中では約600万円ほどの差が生じるということで、これは、20名にすることによって、措置基準単価が上がると、いただくのがですね、上がるということになりましたので、だいたい手元の私達が試算しました数字では、約630万円ほど収入増になると、定員削減することによってですね、これも、町長の方からお話がありましたこの検討会の中で、調整してやった結果で、今回の予算に計上させております。

そういうことで、今、お話がありますように、統合も視野に入れた中においてやっておりますが、今、ご存じのとおり、保育園は以前まではご承知のとおり、保育園はバスの送迎はあっておりませんでした。今後、陸運局の変更によりまして、現在はできると、そういう指導等の清算も今やっております。ただ、しかし、今はまず、私達の方ではできる範囲から調整しようということで今やっております。

これもまだ正式に皆さん方に取りまとめはできておりませんので、なるべく早い時期に町長の方にこの結果を早く出していききたいというように思っております。

だから、完全に早期に改善できる策につきましては、今言いましたように、まず、直ちにやっていくということを基本にやっております。

よろしく願いしておきます。

○議長（児玉國廣君） 1 番 野中謙三君。

○1 番（野中謙三君） ありがとうございます。

庁舎内でそういった協議会等が立ち上げて進んでおるというのを、私、認識不足で、あまり知りませんでしたので、ご了解願いたいと思います。

ただ、今後、保育園、人数が少ない中でどう運営していくか、あるいは、だいたい保育所が50年から51年、2年ぐらいにかけて町立保育園は建設されておりますので、その老朽化等も進んでくるのではなかろうかと、それも心配しております。

さらに、今後、私が思う保育園のあり方として、一つだけ提示させていただくなら、その保育園を拠点として、やはり子育て支援の拠点としての扱いで進めるということでございますけども、保育園を多世代の交流の場、高齢者学級を保育園の中で開催していくとか、あるいは、異世代間の交流を積極的に保育園児の中に取り入れることによって、地域、あるいは、大人から見れば、子育ての大事さ、その辺を啓発していくようなそういう進め方が展開していただけるなら、幸いかなと思えますけども、その地域が一体となって、保育園を拠点とするならするで、やはり交流の場としての開放、そういったことは検討できないものか、その辺、いかがでしょうか。福祉課長の方に答えていただきたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 岩下昭久君。

○保健福祉課長（岩下昭久君） お答えをいたします。

ただいま質問の内容ですけれども、異世代との交流、または、お年寄りを含めた交流の話かと思えますけれども、総務課長の方からも申しましたように、これは、保育園内の年の行事の中でも祖父母の参観を取り入れておりますし、地区ごとによ

りまして、多世代の交流の日にちを設けて何日かやっております。

これを今、ご質問のありましたように、全体的な取り組みとしてもっとできないかということで、また、主任保母会議でもこういう話も取り上げていきたいと考えております。

今後は、町長も申しておりますように、地域の中の一つの取り組みといたしまして、活性化の意味もあるかと思えます。十分考えながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） どうもありがとうございました。

いろんな地域づくり、あるいは人づくりについて、これは、僕の1期目の本当に最大の課題でございますので、少しでも住み良い町になればということで、常に質問をさせていただいております。

さらには、議会広報の編集後記の方にも書かせていただいておりますけども、夢のない町には理想がないと、理想がない町には信念がない、信念のない町に計画なんかとんでもないと、計画のない町に実行もないと、実行のない町に成果は上がらないよと、成果のない町に幸せがないと、幸せのない町には住民がいませんよと、住民のいない町に夢が育ちませんと、私は、この言葉が非常に大好きです。

高森町の行政の一員として、議会議員の役割を仰せつかって3年経ちました。職員の方々と個々にお話する機会が大変多く、皆さんそれぞれにすばらしい夢をお持ちでございます。できるならば、その夢を共に出し合うような機会、出し合うような場面を多くつくっていただいて、原点に帰り、何をどうしたらいいのか、そのためにはどうすべきか、じっくりと着実に考えてこそ「住み良い高森町」から「住みたい高森町」へとさらに大きく発展していくことと信じております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君の質問を終わります。

2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） 2番 甲斐でございます。

私は、3点について、町長さん並びに執行部にお尋ねをいたしたいと思えます。第1に町村合併について、2番目に財政運営について、3番目に生活環境整備についてを質問をいたしたいと思えます。

最初に、町村合併について、町長さんの率直なお答えをいただきたいというふう  
に思っております。

毎日、熊日の新聞も他のものもございますけれども、載らない日はないくらいあ  
の町、この村、あるいはあの市とこの町といったぐあいにおらが町の将来を案じて  
綱引きが至るところで始まっております。

国や県の財政事情を知る限り、あるいは、今のデフレ傾向が急速に進む中で、本  
当に自分達が住んでいる町が大丈夫なのか、誰もが今、大変気にしているのは当然  
だというふうに思っています。2、3回の説明会、ございました。勉強会も私も松  
橋にも行ってまいりましたけれども、答えを出すのは、大変難しいんじゃないかと  
いうふうにも思いますけれども、現状の中で、枠組みについて公表をした町村にお  
いては、聞くところによりますと、その町村の長がある程度提示をし、それに議会  
や職員それぞれが追随する形というふうに向っております。

現在の町の財政状況すべてに一番詳しい町長さんでございます。また、先ほど各  
地区の説明会もございましたし、町民の反応と合わせて、今現在、この問題につい  
て、率直にどうお考えをお持ちなのか、まず、お聞かせをいただきたいというふう  
に思います。よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 市町村合併について、現時点において率直な意見を言えとい  
うことでございます。

率直にお答えいたします。ご案内のとおり、南部6カ町村の枠組みの中で協議  
してきております。議会もこの枠組みで行政側と一致した意見をいただいております。  
4月中に開く会合に具体的な枠組み案を持ち寄ることになっております。議会  
と一致した枠組みをもって会議に臨む姿勢を持っております。

この合併について、私は、将来像として末端行政に支障なき提言できうるいわゆる  
首都“キャピタル”と言いますか、そして、都としての文教、企業、商業、行  
政、金融、ホーム、警察、文化芸術、また、事業所等々の環境を充実し、南阿蘇の  
首都機能を発揮する首都を創造する高森町にしたいと、そういう考えをもって議員  
各位の皆さんと共にお話し合いをし、そして任意協議会に臨みたいと考えておりま  
す。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） 今、町長さんの力強いお答えが返ってきたというふうに思っ

おります。南阿蘇の将来を創造する高森町、いわゆる高森がその雄都になるような合併がほしいというふうなお考えだというふうに思っております。

私達は、昭和の大合併を経験した1人でございます。その当時の合併につきましては、ほとんど国内各地、比較的均等した発展状況にあったというふうに思っております。現在は、国土の70%に及ぶ地域が過疎状態であります。この過疎地には、人口が全国平均70%の土地に対して2割しか住んでおりません。これもますます今、急速にその過疎が進んでおります。平成の合併は、私、隣近所の合併ではなく、今、国が進めておる合併は非常に広義的な合併で、いわゆる都市化政策としか私達にはどうしても見えないわけでございます。

このような合併が実現をしますと、地方都市へのさらなる人口移動が起こりまして、中山間地域の過疎が一段と進むんじゃないかと、大変私達は危惧をしておるところでございます。

大きな町や市からの誘いがあっても、今、阿蘇郡でも小さな村、いくつもありますけれども、なかなか私は答えが出ないところは、そういうことじゃないかというふうに思っております。現在、国の国家のプロジェクトとして進められております平成の合併、私達から見ますと、ただ、財政再建のために自治体経営に特例交付金をちらつかせながら、70%地域に対する本当の温かい国土政策といいますか、その政策が見えていない、そんな気がしてならないわけであります。

それで、過疎地に住む私達にとりましては、さらなる過疎化、これに拍車がかかるんじゃないかと、大変心配をいたしておるところでございます。この点につきまして、町長さんのお考え、再度、お尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 私は、合併というのは、1つの自治体に2つ3つがより寄って、初めてそこに対等的な考え方、いわゆる財政狭小な地域こそ私は合併は必要であると、これは考えております。

しかしながら、我々農村の地域の隅々が本当に合併によって、サービスを受けられるか等々についても、この議員の皆さんと一致したことは、これは十二分に地域のいわゆる信託を受けた皆さんとそういう危惧があって初めて私は任意協定に臨むべきだと考えております。そして、地域の皆様の意見を議員各位もまた行政も今後において、話し合いをしながら進めていくべきであると、その根底の2番議員さんの心配は昭和30年あるいは32年に吸収合併と、その吸収合併というのは大変恐

ろしいもので私はあると思いますけれども、その経験が高森町にあります。そういう踏まえ方、これによって、地域住民の同意をもたせられると思います。生まれられないような話し合い、また、議会と一致しております枠組みにおいて、そういう経験、あるいはこれからの見通し、高森町175平方キロの中の地域住民、高森町が今まで築いてきた伝統文化、あるいはこれからのここぞとする振興等々において、十二分に話し合いをもって臨みたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） 十二分にこれから話し合いをして、選択をしたいということでございますので、私も同感、そういうふうに思っております。しかし、議会じゃ、執行部、あるいは町長さん、あるいは議会だけが進むんじゃなくして、住民一体となって真剣にひとつ考えて、この合併には臨んでほしいなというふうに思っております。

私も今年の当初予算を見る限り、本町の財政運営、ほとんど問題がない、大変健全な予算運営がなされておると、やや欲をいうならば、公債費比率が少し高くなっているかなと、いろいろ噂を聞きますと、大変マイナス予算になるんじゃないかと心配をしておりましたけれども、安心をして臨んだところでございます。

さっきからその地方財政、大変厳しい状況に国全体ではあるというふうに伺っております。地方財政の財源不足が全国で10兆円と、あるいは、ここ数年、国の交付税の特別会計借入金残高が40兆円というようなことのようにございます。

地方の自助努力なくして、健全な自治体運営は難しいという状況にあると私は思っておりますし、もし、合併が避けて通れない選択肢の1つであるとするならば、平成17年3月という期限があまりにも私は早過ぎるというふうな気がしてならないわけでございます。

いずれにしろ、町民にとって間違いのない選択、これから大いなる議論を期待をいたしたいと思っております。そういうことで、町村合併については、質問を終わらせていただきます。

第2番目の質問、民間委託への積極的な推進を図ってはどうかということでございます。

これは、町村合併いろいろと財政状況にも応じまして、関連をいたしますけれども、町でもいろいろ今、民間委託は強力で推進をされておりますので、特段に申し上げるわけでもございませんけれども、非常に財政が緊迫して厳しくなってくれ

ば、こういったことを積極的に推進を図っていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

昨日の県議会でも出ておったように、公共事業に至るまで、これは民間委託を強力に進めてはどうかというようなお話も出ております。今年予算の中で財政係にちょっとお尋ねしますが、本年度の経常経費の比率、どれぐらいになるのかなと思っております。ちょっとお尋ねをします。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） だいたい経常経費はちょっと現在の今までの調査の中では、約28億4,000万円ほどということですので、約50%を超えておるということになります。内容としましては、これは、人件費いろいろ諸々入りまして。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） はい、わかりました。

これは、健全な財政運営というのは、経常経費があまり高くなってくると、一般、道路建設なんかまったく公共事業ができないというような状況でありますけれども、まったくその心配が現状のところではないように見受けられております。しかしながら、やっぱり努力するところは努力しなければならんというふうに思っております。

本町では、町長さん、非常に理解があって、公用車の運転手も雇っていないと、あるいは助役さんも使っておられませんので、大変そのへん、町民のためになっておるなというふうに思っております。さらに、欲を申し上げるならば、ある町では、公用車あたりももうタクシー会社に任せると、あるいは、学校給食あたりも民間委託をしますと、半額以下で1食当たりができるというような統計調査が出ております。いろいろ項目、私は調べてまいりましたけれども、ゴミ収集にいたしましても、ほとんど3分の1ぐらいで民間に頼むとできるというようなデータが出ております。できますならば、もし、公用車、あんまり町長さんが乗ってさろっているのはあまり見受けませんが、そういうことも財政が厳しくなれば、どんどん取り入れたらどうかというふうな気持ちを持っております。今後、これは検討して取り入れてほしいなというふうに思っておりますので、この点につきまして、総務課長。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ただいま、お話がありましたように、公用車のことも例をとりますと、ご存じのとおり、昨年10月町長車をリースで入れております。こ

の段階におきまして、一応町長の方からもお話がありまして、民間委託、これにつきましては、すでにご承知のとおり、菊陽等もやっております。そのことも十分検討いたしました。しかし、今、私達の町の方では計算した段階では、リースの方が安いと、委託の方が正味コスト高であるということで、その時は今回は、今年の10月は町長車については、そういうことでリースということでやりました。

今、お話がありましたように、給食関係、これにつきましても、今お話がありましたが、現在の高森小学校共同調理場ができる段階におきまして、私、当時、事務局長を仰せつかっておりましたが、当時も町長の方からいろいろ検討課題を言われまして、当時検討もしました。確かにご指摘のとおり、そういう数字も出ますけれども、まずは、いろいろ地域の方々と言いますのは、PTAの方々のご相談、当時申し上げました時に、そこまでどうしても至らなかったということでございます。

今後、当然、私達の方では、財政のお話が出ておりますが、今年の今年の当初予算の作成に当たりまして、特に、町長の方からいろいろ以前からお話があったので、去年は10月から私達は当初予算の話し合いをやっております。その中におきまして、保健福祉課で言いますと、社会福祉協議会の予算編成の今後の見通しという計画、あるいは町単事業の見直しはどうしていくのかというようなそれぞれ各課に課題を与えてやっております。それを課題の中におきましては、当然、改善できるところ、あるいは民間でできるところ、あるいは今年も嘱託の経費を上げておる課もあります。それにつきましては、積極的にそういうふうにかえていくということで、ここにちょっと手元にありますけれども、各課でほしい3項目から2項目は改善策をもって今年の当初予算にも臨んだということでございます。

さらに、なおかつ町長の方からお話がありました当初予算の作成の段階でありましたように、まず、管理職がこの予算の厳しさということを考えてほしいということで、1%の管理職手当の減、これにつきましては、おそらく阿蘇郡ではほとんど8%、あるいは10%の中においての厳しい私達のお話しでございますが、これも約四千某かになるかと思えます。月に換算しますと、町長の方からお話がありましたのは、それによって8,000円なり1万円の経常利益の節減を図りなさいということのお話でございました。だから、管理職の課長会議では素直にこういうことを受けまして、また、私達ばかりでは意味がないということで、当初予算の時に町長がお話がありましたように、職員は今年からも研修費もカットということで、それをなるべく住民に返そうということで、当初予算にはそういう形でやらせていた

だいております。

だから、今言いましたように、積極的にそこに返ることにつきましては、検討も今後していくということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） 是非、そのようにやっていただきたいというふうに思っております。

それでは、3番目の質問をさせていただきます。生活環境の整備というようなことで質問いたしますけれども、今、冬期パラリンピックが開催の最中でございます。私もテレビを見ながら、あの不自由な身体でよくもあれだけのことができるなど、大変感動をして見ておるところでございます。これは、やっぱり本人の努力はもとより、周囲や家族、あるいは地域全体の大きな思いやり、あるいは支えがあったからできることであるというふうに思っております。

今、ちょうど高森庁舎のこのあい中に、エレベーターができつつあります。私はいつも議会たんびに甲斐 裁議員、不自由な身体で再度当選をされまして、早3年が過ぎようとしております。いつもながら、家族の皆さん、あるいは奥さん方の温かい思いやり、そういうものが心に何とも言えない思いがいたすわけでございます。

ある町の話を書きますと、やっぱりこうした身体の不自由な議員さんが当選したら、即そういったものを改善して、議員活動がスムーズにできるように、そういったことがなされておる町村も聞いております。できたら、昨年予算に入れられまして、私もほっとしたわけでございますけれども、欲を申し上げるならば、やや遅すぎたと、そんな気がしてならないわけでございます。

町全体を眺めますと、ほとんどいろいろバリアフリー化がだんだん進んでおります。さっき1番議員が申しあげましたように、住んでみたい町、あるいは、障害を持つ人、あるいは高齢者の皆さん方が本当に安心して住める町、町長さんもそのように心掛けておられるわけでございますけれども、その点につきましては、やや本当に遅れたかなというふうに思っております。

ただ、甲斐議員さん個人ではなくして、町民が必要だから選んで、あるいは、身体を障害のある人達の代表として出られたわけでございますので、配慮が少し遅かったかなというような気がしてならないわけでありまして。まだまだこれから、私達も研修に行きましたが、車椅子あたりで自分ですぐ座り直してトイレができる、そういった施設もちゃんと器具もございますし、今後、そのへんについて、改良の気

持ちがあるのか、この点について、町長さんにお伺いをいたしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 私事で本当に申し訳ございませんけれども、八代英太という国会議員がおられました。いち早く、この議場を腰の動かないようなことをいたされました。しかしながら、私は国会議員として、自らの力をもってお話をしたいという言葉も聞いたことがございます。

私は、甲斐 裁議員とは一緒になって仕事をしてきた関係、また、いち早くその問題点についても玄関にするか、どこにするか、大変苦慮してきたわけでございます。甲斐議員のためにつくるんじゃないぞと、これをつくることによって、地域住民の方々が本当によかったぞと、また、甲斐議員におかれましては、あの家族の優しさ、こういうところを住民に私は見せることも一つの議員活動であると、そのように、その精神は、私は家族の皆様方、また、地域の方々も私は眼前として生きてたと思います。

しかし、もう時はいろいろと限度というものがございます。そこにおいて、庁舎はどこが一番いいか、そして、一番利用しやすいお年寄りの方々、また、身体障害の方々が林業センターを使われる時にはどこがいいか、選択に大変苦慮したわけでございます。どこでも見てご案内のとおり、玄関に必ずつくってあります。そういうことで、私はこの2棟の庁舎がある関係上、ここにつくらせていただきました。本当に甲斐議員にはいらいらさせたこともあろうかと思っておりますけれども、苦労は自分のものでありながら、それを見せつけるのも議員活動というような甲斐議員の心、また、ALSを全国の熊本県で立ち上げたと、そのような意気込みは、私は素晴らしいことであると考えております。

また、高齢化社会になりました。もう30%近いところでございます。等々につきましても、いろいろと私は考えておりますけれども、なかなか思う通りにまいません。また、ある日には、ここを提供していただきたいと、口争いもできないと、しかし、予算を組もうとしても組めないような状態の意見が出ますならば、それは到底無理な話でもあるわけでございます。また、議員指摘の通りの道路につきましては、これは、町道という認定がいただいておりますと私、思いますけれども、危機管理ということで、もし、その維持集落が危機に面した時に、いち早く救出ができるような体制は私は道路の文化でもあると、また、生活圏の道路でもあると、そのように考えております。

合併等々の問題点も指摘がありましたけれども、隅々まで安心して住んで良かつ

たと住めるまちづくり、これが私の政治を志すところでございます。議員のご指摘のとおり一生懸命がんばりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） 最後の質問の中までお答えをいただいたというふうに思っております。何はともあれ、さっきから申し上げますように、本当に住みやすいまちづくり、そういうものを積極的に進めていただきたいなど、私、条例当たりをかつて見ますと、生活環境、いわゆる水路、道路、そういったものの公共的な規制がございまして、本町は、広範囲でございまして、県境、大分県境、宮崎県境、あるいは、山東部に行きますと、大変一軒家といいますか、離れたところで住んでおる方がまだだいぶございます。条例を見ますと、もう50年ごろにできた条例でございまして、現在、適用非常にできないのかな、現在に合わない条例じゃないかと思っております。浄化槽あたりにつきますと、45万円も1戸当たり補助が出るのに、水道については何戸なからんとできんとかということで、こりあたりも改正しないと、1戸で住んでいる人達、今度、上玉来あたりも水道ができるということでございますけれども、75万円ぐらいしか出ないということでは、とてもあそこ4、5軒ありますか、完全な水道の整備ができないというふうに思っております。あるいは、1戸、一軒家につきましても、もっと条例を検討し直して、そういうことができるように、是非、できるならというふうに思っておりますが、総務課長、できましたら、お願いをいたします。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） これにつきましては、最終的には町長さんのご判断と思っておりますけれども、ご指摘のとおり、実状に合っていないような補助率の中身もあります。それにつきましては、町長の方からお答えいただく方がと思います。政策的なことになりますので、よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 今、水道問題の話だろうと思っておりますけれども、今、普及率が高森では90何%だろうと思っております。しかしながら、まだ無給付のところがございます。それは、集落と集落を結ぶ道路とは違い、1軒ぼつんと建っておるというようなところでどのように水道を引くかということをお大変苦慮しておるわけでございますけれども、やはり生活圏、安心して水を飲ましてやるのが行政であると、末端までいくのが行政であるといいながらも、今、まだまだそこまで行っていない、何百

年も住んでおられて、そして、山水を飲みながら衛生的にもというようなところがあるわけでございます。そういうところを一日も早く集落全体で嫁さんがきても、水洗便所がとれるような家庭生活環境をつくってやるのが、私は行政、いわゆる水を制する者は世を制するといひますか、やはり生きるための水資源、これを確保し、そして、安心して使えるような状態に一日も早くもっていかなければならないと考えておるのは事実でございます。

今までに私は「水」ということで、議会から今日までがんばってきたところでございます。水は、私は命の源であると、生活環境の源であると、また、生産の源であると考えております。一日も早い地域に配水ができるような体制を考えなければならぬと思っております。

その内容等につきまして、水資源対策ということで、おそらく今までは建設課ということの中での水道課であったと思ひますけれども、私は、水資源というような課を設置して、そして住民の皆さんの生活環境の整備ということでやっておりますので、芹口、今、一生懸命がんばっておりますので、お答えいただくならば、回したいと思ひます。よければ回したいと思ひます。私の答弁は終わります。

○議長（児玉國廣君） 2番 甲斐廣國君。

○2番（甲斐廣國君） どうもいろいろとお答えをいただきまして、ありがとうございます。

最後になりますけれども、最初申し上げました合併につきましては、他力に頼るのか、それとも、高森の特性を生かして、自力構成の道を歩むのか、今年はそのいずれかの道を選ぶ大変重要な年になろうというふうに思っております。

町長さんのさらなる活躍を期待しながら、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 甲斐廣國君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） お諮りいたします。

休憩したいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 11時35分に再開したいと思ひます。

-----○-----

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） おはようございます。7番 三森でございます。

厳しい財政事情によりますところの当初予算に当たりまして、職員のご労苦に対し、心から労を労うものであります。

また、平成11年度総合計画の見直しにより、12年度からの向こう5カ年総合計画の策定がなされ、3月議会において可決されましたその中で、小中学校統合問題において計画されていまして山東部小1中1、平坦部小1中1の枠組みの中ではあるが、はからずも、平坦部でもあります高森校区、色見校区、上色見校区が小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例については、3校区の地域の皆様方及び保護者各位のご協力と、また、地元議員の積極的なご努力、あるいは、教育委員会等々のご努力によりまして、可決いたしました。それに伴い、15年4月1日をもって、長年の念願でもありました三校統合ができることとなりました。心から担当委員長といたしまして、感謝とお礼を申し上げる次第であります。

さて、私は、農産物輸入自由化における今後の対策についてを質問いたしたいと思っております。

まず、第1点目といたしまして、米・畜産・オレンジに始まり、農産物の完全自由化に伴い、産地間競争から世界各国の農産物の競争をしなければならなくなった今日、また、そのような中での今日のBSE問題であります。

昨年9月10日に国内で初めて牛海綿状脳症BSE感染牛が確認され、農水省の初期段階での報道発表の不手際、また、感染を防げなかった事態など、農水省の対応のまずさが表面化し、生産者、消費者からの批判が噴出し、農水省の信頼は損なわれている現実であります。それ以来、牛肉の落ち込み、消費者の肉離れが一気に加速いたしております。

また、それに伴いまして、肥育農家の肥育牛のだぶつきが始まりまして、肥育農家、生産者農家が深刻な状況となってまいりました。農産物輸入自由化等における価格低迷、また、BSEにおける野菜肉等の消費の低迷等、本町の基幹産業であります農業が将来に向かって、危機的状況にあると言っても過言ではありません。

そこで、町長にこれからの本町の基幹産業でもあります農業における将来についてのビジョン、これからの対策、どうすべきか、生産者農家は大変厳しい状況の中で、それなりに努力をされている現状でございます。また、現在、13年度の税の

申告がなされておりますが、当本町においても、農業関係の所得というものは、今までにない深刻な状況でございます。そのような中での町長としてのお考えをお伺いしたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 農業としての基幹産業、これは高森町の財源の確保の一端でもあるわけでございます。今までにおきましては、米、たばこ、畜産、あるいは、高原野菜、いわゆる重量野菜等々で産地間競争ということであったわけでございますけれども、もう今日においては、グローバルな農業生産体制でなければならないというわけでございます。今日は、長野が出荷したばい、ちょっと高森の方は控えておると、そういう状態の情報ではない状態になってきたわけでございます。まだ、私達高森町におきましては、モンタナ州と交流をやっております。その中で、サンフランシスコにおいて、農業の政務次官だったと思っておりますけれども、そのシスコの方とお会いした時に、日本の農業は、もう米だけではダメですよと、ウルグアイラウンドというようなことで、もう牛肉、あるいはオレンジ、米というものについて、鋭意輸入制限というようなことであったわけでございますけれども、もうそういう時代ではございませんよと、これは、その時に農協関係の方々、また、議員関係の皆様方において、ドキッとするような話があったわけでございます。

また、皆さん方におかれましても、中国の方に農業視察に私は行かれたと思っております。その時に、中国の農業はまだ牛でリアカーを引いておったばいと、まだ農業はちょうど昭和の30年ごろの農業の形態であったばいという話を私は聞きました。まったくそうであるかとそう思った時に、私も県の方の野菜振興協議会の方でお仕事をさせていただいておりました。その時にもう日本の農業に対する甘さ、そして、商社の量販、また、日本の商社が日本の種をもって、向こうに持って行って植えさせると、そしてブランド化して日本に輸入するというようなことはもうすでに始まっておったということでありました。それは、議員の皆さん方には大変失礼な言葉でございますけれども、その見方が私はどうであったかなというようなこともあるわけでございます。まったく失礼でございますけれども、私はまだ中国に行ったことがございませんで、失礼でございますけれども、日本の30年代の牛馬による耕作であったと、それは私は本当の姿であったかなと、田園風景、日本の田園風景を思われたことではなかったかなと思うわけでございます。そして、畜産は、だんだん儲からないということで、多頭飼育の方に私は素牛は儲からないということ

で、多頭飼育の方になったかと思えます。

そして、訴えるべきは何かということで、「原野の子ら」という映画製作に入りました。ちょっと時間が長くなって恐縮でございますけれども、あの阿蘇の草原の中で、牛の首に下げる風鈴といいますか、これが寂しく表現をしておりました。これではいかんぞということで、高森町も畜産に関わる飼料、あるいは素牛に対する補助等々をお願いし、そして、南阿蘇畜協とETだったと思えますけれども、その種牛生産に対する補助まで私達はやった経緯がございます。何ら今までにおいて、この南阿蘇の畜産農家の衰退をただただ見ておったということで私はなかったと自分では思っておるわけでございます。

良い種牛をつくり、そして、いい牛を養い、産地が生産をし、そして、地産地消という言葉も現在、流行っておりますけれども、そういうようなことで安心安全の食を守ろうじゃないかということでがんばってきた経緯があるわけでございます。

そうして、高森町の農業はあくまでも伝統的な農法だけじゃくして、やはり先進地を見習ったこの農業形態を私は確立しなければならないと。草部の灰原に幸野君という若い得農家がございます。このたびも日本で優秀なる後継者ということで、花栽培によって特賞をもらいました。これは、町として誇りとする模範的な経営方針であると思っております。認定農家もしっかりでございます。皆さん方の議員の皆さん方から認定農家ということで、一生懸命育てておるといふ姿勢に対しまして、町といたしましても、認定農家に対する補助、また、認定、また皆さんと共に融和だけじゃなくて、産地間の傾斜配分、あるいは、減反問題、ありとあらゆるところで地域の農業の生産を殺してはならんということで、一緒に仕事をした経緯がございます。国の施策として、このBSE、これについては、外交問題、また、農林水産問題等々に私は弱いものがあると、いわゆる内部崩壊が私にあったと思えます。検疫についても、するべきものをしていなかったと、そして、指導が悪かったということは、熊本の牛が何で北海道に化けなくてはならないか、表示問題等々につきましても、うそばちばかりであったと、これは私は生産地として許すことができないと考えておるわけでございます。

これからの将来に向けて、安心、安全、そして、姿の見える、このような農業生産をしていきたいと、いわゆる今、ナンバーを打たれて牛は耳にいろいろしておりますけれども、そのような事態が私は今もきけると、顔の見える野菜をつくろうと、品物をつくろうということで、力強く前進してきたと思えます。また、生協等の関わり合いも皆さんされておると思えます。自由化緩和、いろいろな農業形態

の中で生きる力を付けるのが私達行政でもあるし、皆さん方のいわゆる信託にもあるかと思えます。私、このたびは顔の見える農業形態ということで、畜産振興を行い、そして、ゆうき・・・・・・・・指針というような有機堆肥というものについて取り組んで、議員の皆さん方から温かいご支援をいただいたわけでございます。

そのようにして、ブランド化のある高森町が町長室において、そこで売りさばくというような体系まで私はもって行って、このたびがんばっていこうと考えておるところでございます。

あの八代から、鹿本平野までのあの真っ白いビニールハウスの中に阿蘇の有機農業、有機生産物、有機等々において、すばらしい成果が挙げられるように、がんばってまいりたいと、そのように考えておるところでございます。いろいろな農業生産ございますけれども、この国に対する先ほど出ました適宜であったなど、さらには、時期が遅かったかなというぐらいのものでございますけれども、私はすばらしい時期に提案されたと思っております。また、県も国に対して、各町村もそのような足並みを揃え、町村会一緒になって抗議をするものと存じます。私も先頭に立って、皆さんとともに歩んでまいりたいと考えておるところでございます。

大変長くなりましたけれども、要領を得ませんでしたけれども、心意気だけをお伝えしたいと考えます。心意気だけでは申し訳ございませんけれども、予算化ということに考えておいて、なるほどよくこの予算化をしてあったと、先ほどもお言葉をいただきましたわけでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。大変長くなりました。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 大変、今、町長のお言葉をお聞きいたしますと、本当に前向きに取り組んでおるとするのは、オガリクスの堆肥センターのみのように聞こえたわけでございます。今までの農業は、大変前向きの農業でよかったわけでございます。私どもも自信を持って、また農家も自信を持って、自分達の作る作物に対して自信を持って農家としてがんばって行っておったはずでございます。しかしながら、国の政策といえども、大変輸入化ということで、その輸入化に伴いまして、いろいろな農家に対する圧力的な問題が出てきておるとというのが現実でございます。ましてや、このたびのような狂牛病、BSE、このような問題のおかげで、全国的に農家の大打撃というのが出てくると、それはなぜかという、要するに、これも輸入でございます。輸入の一言でこのように日本の全体を揺るがす事態になっておるとというのが現実でございます。だからこそ、私は、今、本町として今の現実農家

をどうした方がいいのか、その意気込みを町長にお尋ねしたわけでございます。今までの農家ではなく、今の農家の立場として、今からどうあるべきか、町としてどうあるべきか、そこらあたりを町長の指針として、当初でございますので、願いをしたつもりでございます。そのあたりについては、また、よろしくご答弁方をお願いいたしたいと思っております。

本当にいろいろ申し上げておりますけれども、農家、これは先ほども申しましたように、国の政策でございますけれども、農家自体が厳しくなりますと、日本の企業そのものがつぶれてまいっておる現実、デフレスパイラル、このような厳しい現状になっておる、高森も同じでございます。農家、いつも町長が申し上げられております基幹産業である高森町の基幹産業は農業、農林業であると、ところが、農林業がこれだけ立ち行かなくなってきたということは、町の衰退がもろに出ておると、私はこれを感じずるわけでございます。だからこそ、農家がどうあるべきかという町長としての指針をお聞きしたいという気持ちで質問をいたしておるわけでございますので、その点、再度、答弁方をお願いいたしたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 今までに農業のプロセスと言いますか、この経緯になってきたというのは、私は踏まえて今日の問題点に取り組まなければならないと思っております。また、私達、先ほども申しましたように、モンタナ州との・・時に、あの日本の黒牛の精子が向こうにわたっておったと、もう何十年前、十何年前ですか、7、8年前でございますけれども、そのような事態で、もう世界がこの日本の牛肉に対して、進出してくるぞという恐れを、日本の品物がいいということによって、私はもう高森の農業もどのような方向であるかということを考えなければならんということで、畜産農家に対するETも考えました。しかしながら、経済効果が云々と、いわゆるあの農業というものに対して、言葉は悪いかも知れませんが、入りを量りて、出ざるを制するという経済の私は根本がどうであったかということで、まず、農業簿記をしてくれと、自分方の経営は自らの経営方針をもって、バランスシートをもってやるべきではないかということで、お手伝いをした経緯もでございます。自分の経営を知らずに、どうしてくれ、こうしてくれということではなくて、行政の立場と議員の立場が同じでありますように、やはり私達はこの認定農家の方々、また、専業農家の方々、これに対して、どれだけの補助をしておるか、甘えてはいないかという指摘も私はしなくちゃならんと思っております。

また、今日は、牛ばかりじゃなくて、園芸的な産業に移行しております。これ

は、非常に勉強にしなければならない重大なものであると、ただつくればいいという米産業の時代とは全然違ってきたわけですが、その一つ一つに私は勉強のできる生産、これを普及していきたいと、いわゆる普及所の活動というものに、私は力を入れていきたいと、それが宮川先生との土づくり、これこそ人づくりであるというようなことであります。

経済において、産業として、これからも予算的な配分、これも十二分にご利用しながら、来年度は予算的には骨格予算でございますけれども、今年はそのような形をもって、バランスシートをつくれということで、バランスシートをつくった中で、の予算であったということもいただきたいと思えます。農業は、あくまでも私は人づくりであり、高森町の産業であるということにかわりはございません。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） ありがとうございます。

先ほどから牛のことも言っておりますし、町長の方からも牛ばかりではないというような言い方もされております。私もいろいろと携わっておりますし、自分自身もまたやっておりますし、牛に限って言いますならば、今の牛がなくなれば、町の経済的なデメリットというのがどれだけできるかというものを町長として考える手があるのか、私はそれも一つ聞いてみたいというような気もするわけでございます。

それは、何かと申しますと、今、大変平坦部、市内の方から水の涵養、いろいろな云々について、原野原野という形で出てきております。この一助をやっているにも、町からは野焼きの補助金という形でも出ております。ありがたいことです。それはなぜかという、あくまでも原野を維持するための政策でございます。農家の政策ではありません。あくまでも原野を維持するため、水を確保するための私は政策、また、国土を守るための政策であると思えます。また、牛を養うことは農家の経済的な動物であります。経済的な収入を得るための動物であります。これがなくなった時に、町としてどれだけの減収になるのか、莫大な減収になると私は試算しております。そのためには、なくてはならない産業、農業、私はこのような位置付けを持っておりますし、牛の産業というものもそういう位置付けをもってなくしてはならない産業であると、現在の本当に牛というものは、1年間養って10万、20万という金額の数字で大変経済的に考えられるような数字ではございません。しかしながら、これをやめるわけにはいかない、それはなぜかと申しますと、

先ほども申したように、やはり国土保全、経済効果、そのための産業であるという位置付けのもとでがんばっていると、私達は感じておりますし、また、国の自給率を高めるための産業でもあるという気がするわけでございますので、その点も特とこれからの行政のあり方において、じっくりと考えていただきたいという気がするわけでございます。

また、現在、虚偽表示事件等が毎日毎日、伝えられておるような状態でございます。雪印食品においても、BSE対策の在庫内買い取り制度を悪用し、輸入牛肉を国産牛と偽って申請していた事件も記憶に新しいものがあります。また、我々の農家の、また組合のトップでもあります全農の系列によります鶏肉加工業者、全農チキンフーズの偽装表示事件、信じがたい大変な事件でございます。また、県内のミニマートの産地偽装表示、どれもこれも輸入自由化による国産牛の落ち込みによる犯罪等であります。

そこで、2点目として、JAS法による現在の問題点ではありますが、JAS法について少し述べてみたいと思います。それは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律についてということで、趣旨として近年の食品の消費形態の多様化や味・鮮度・健康・安全性に対する関心の高まりなどを背景とした食品の表示の充実強化の必要性、有機食品等についての不適切な表示や生産基準の不統一の是正の必要性、JAS規格制度についての規制緩和、民間能力の活用、国際整合性確保の必要性などを対処するため、JAS法に基づく品質表示制度の充実強化及びJAS規格制度の見直しを図るということでございます。

それをもって、平成10年12月に決定された農政改革大綱において、消費者の視点を重視した食糧政策の構築の観点から、食品の表示制度の改善、強化、JAS規格、認証制度等の見直し、有機食品の表示の適正化を図ることとされ、そのため、第145回国会において、JAS法の改正を行われたものでございます。

概要といたしまして、食品表示の充実強化、一般消費者向けのすべての飲食料品を品質表示基準の対象とするとともに、その中ですべての生鮮食料品について、原産地表示を行うよう措置するとなっております。

また、2点目といたしまして、有機食品の検査認証表示制度の創設、有機食品については、その生産または製造の方法について検査認証を受けたものみに有機の表示を付して、一般消費者向けに流通する仕組みを整備するとなっております。

また、3番目に、JAS規格制度の見直し、規格の定期的見直しの法定化、国際整合化、5年毎に既存の規格を見直すことを法定化し、不要となった規格の廃止等

を積極的に進めるとともに、規格制定等の際に国際規格を考慮することとする。また、事業者自身による格付けの表示のための仕組みの導入、また、登録格付け機関等への民間能力の活用と、このような趣旨のもとでJAS法規格ができておるものでございます。

また、それから、平成12年、昨年施行されたこの改正JAS法は消費者の視点を重視した食品の表示制度の改善強化、有機食品の表示制度の改善強化、有機食品の表示の適正化が目玉となっております。そのような中でのJAS法違反に対する監視体制はどのようなものかと申しますと、巡回指導、一般からの申出、情報提供に基づいて調査、それから立ち入り検査となるのであります。

そこで、第1点として、これまでも米のブレンドの問題、あるいは、米の産地偽装表示問題など、マスコミ報道等から流されていましたが、農林水産省としては何らそれにふれてもいないし、指導管理体制の甘さがあるように思えます。町長としては、これに関して、どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

これは、あくまでも本町として、町長としてのご意見としてお答えを願いたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 国策というようなことも視野に入れなければなりませんし、また、私達、食品を販売しております食品衛生協会というものに加入しております。これは、地域住民の皆さん方に安心して私の品物は食べられますよ、安心して買ってくださいというような県の指導をいただいて、いわゆる保健所の指導のもとにそういう販売をしておるわけでございます。

このように、JASマークは、やはり日本の規格でございます。JASマークがあれば、もう安心かと、そういうことじゃない時代になってきたと、これは、商品を扱う許可者がいわゆる承認としてのモラルがあるか、利益追求だけのものではありはしないかとも感じるわけでございます。私が県の指導のもと、また、我々同業者が一体となって、食品衛生協会というものの充実、これをもって高森町の商売人は安心してものを売り買いできますよと、そして、農業においても、農協という購買を旨として商売をする農家の経済役場としての役割を持っております農協がございまして。そういう方と一緒に、高森町の食品の安全性、また、牛が肉骨粉を食ったならば、私は笑い話でございますけれども、手羽がはえはしないかと、高森町の草原のすばらしい葉緑素を食べた牛こそが本当の食肉であるというような表示があるいわゆる展開をしていきたいと思っております。

そして、地産地消という本当に地元が外国産を食べずに、地元で消費をするという活動もしなければならぬと、これは、今、総務課長の方に命じて、牛を安心して食べさせる努力を、そして、牛を飼っている農家の皆さんが息つく手立てを考えておるところでございます。

私といたしましては、高森町の商品販売はモラルを持った商品をもって推進するよう指導、努力、また県の方にも申し入れていきたいと思っております。

また、栄養士も高森町には雇っております。保健婦も3名おります。本当に食品ということによって勉強させて、そして、安全な指導をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 質問の趣旨がちょっと私の方が説明不足だったかもしれませんが、その答弁の関連といたしまして、JAS法の強化を求める食品の品質表示制度の充実強化を求め、食品の品質表示制度の充実強化に関する意見書を総理、各農水省、各大臣に自治体としての提出をすべきではなかったか、特に、先に申しあげましたように、県内でさえもミニトマト等の産地偽装表示問題、牛肉の熊本産偽装問題等々も起きている現実、町長としてのお考えをお聞きしたい。それは、なぜかと申しますと、現在の高森町の町長としてのお考えを今、お聞きしたいという気持ちで申しあげましたが、これは、高森町の食品に私は物言うつもりではなかったわけですね。あくまでも日本全国の今のこのJAS法のざる法の中でこのような問題が起きていることに対する自治体の長としてのお考えをお聞きしたいという気持ちで高森町の長としてお考えを聞いたつもりでございます。

そういう意味あいをもって、私は自治体の長として、この問題にあくまでも早くこういう問題とJAS法についての意見書等々を自治体として早くつけるべきではないのか、そういう取り組みをすべきではないのか、この議会中に早く出すべきではなかったのか、そこらあたりも踏まえて、私は今日の質問に立っておるわけでございます。それについて、町長、また、農林振興課長あたりのご意見等もお聞きしたいと思しますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） まったくそのとおりでございます。私も狂牛病の問題点、わかりました。そして、狂牛病という言葉を使うなど、BSEと使えと、先ほども牛海綿状脳症というようなことで使えということも話し合いながら、これから、産地と

してあってはならんことができた、農林水産の問題点についても考えようじゃないかと、そして、松岡代議士といますか、あの代議士にももの申していんじゃないかというようなことを申し上げた経緯もございます。また、農林振興課長の方にもこういう問題点は徹底的に調査するべきであると、そして、高森町が協議会、いわゆる町村会の中で産地として出すべきでもあると、また、総務課長の方にもどうだ、こういう考え方はどうだということをいいながら、今日になってきたと、そして、7番議員さんの方から指摘があったということで、私もこのたび、県の方に佐藤事務局長をもって、これは、阿蘇郡の高森町ということじゃ、阿蘇郡の町村会で私はピシッと出すべきだと考えております。畜産基地としての役割はそこにあると思っております。遅れたことに指摘されたということで、心がさらに動いたことも付け加えさせていただきます。

○議長（児玉國廣君） 農林振興課長 廣木富八君。

○農林振興課長（廣木富八君） 7番議員さん、ご指摘のとおり、県知事が3月6日づけで農林水産省へ県議会はその後、国へJAS法の強化を求めて意見書を提出しております。これにつきましては、県との町との連携不足だと思っております。地域振興局の方へお尋ねしたところ、もうそれは県知事さん並びに県議会が出しているということでこちらもびっくりした次第です。今後、県並びに出先機関、連携をとりまして、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） どうもありがとうございました。

私が申し上げたいのは、牛肉に限らず、JASというものは、いい食料品全般にわたってのJASでございます。それについての意見書を付けていただきたいというのが私の思いでございます。畜産BSEについては、もう今日も議会の中でも審議されましたし、JASについては何ら自治体として手を打っておられないというのが現実でございます。そこを私は町村会、先ほど町長が言われましたように、町村会を通じて、大々的に下からの盛り上がりをもって早く手を打っていただきたいと、町としては、それが一番の思いであるという気がするからこそあえてこうして質問に立っておるわけでございますので、その点、よろしく申し上げ、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後0時15分

3 月 1 5 日 (金)

(第 4 日)

## 平成14年第1回高森町議会定例会（第4号）

平成14年3月15日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第2 特別委員長報告について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番	野 中 謙 三 君	3 番	後 藤 和 昭 君
4 番	甲 斐 正 一 君	5 番	藤 本 正 一 君
6 番	相 馬 俊 行 君	7 番	三 森 義 高 君
8 番	佐 檀 見 誓 香 君	9 番	古 澤 豊 喜 君
10 番	佐 伯 金 也 君	11 番	杉 永 竹 範 君
12 番	甲 斐 裁 君	13 番	後 藤 英 範 君
14 番	児 玉 國 廣 君		

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

2 番 甲 斐 廣 國 君

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 草部出張所長	佐 伯 秀 和 君	企画観光課長	村 上 源 喜 君
住民生活課長	後 藤 秀 希 君	保健福祉課長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農林振興課長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水資源対策課長	芹 口 誓 彰 君
高森中央出張所長	桐 原 一 紀 君	野尻出張所長	住 吉 五 夫 君
収 入 役 室 長	岩 下 健 治 君	教委事務局長	山 村 将 護 君

監査事務局長 阿南哲也君 行政係長 甲斐敏文君  
財政係長 河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 色見隆夫君 議会事務局係長 佐藤幸一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

報告いたします。

甲斐廣國議員は、本日は欠席届が提出されております。

本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（児玉國廣君） 日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決を議題といたします。

始めに、文教厚生常任委員会における付帯決議の件について、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

平成13年第4回定例会の文教厚生常任委員会において、小学校費の委託料の一部凍結の付帯決議については、学校統合問題に関わる重要課題として、教育委員会に事業推進の喚起を促すものでありました。その結果として、1月10日に統合表明を保留としていた色見校区から統合に合意する旨の意見を添えた要望書の提出があり、教育委員会からの申出により、1月17日及び2月4日に委員会を開催、同日午後、全員協議会を開催し、予算凍結解除に至りましたことを報告いたします。終わります。

-----○-----

#### 議案第2号 公益法人等への高森町職員派遣等に関する条例の制定について

○議長（児玉國廣君） 議案第2号、公益法人等への高森町職員派遣等に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第2号、公益

法人等への高森町職員派遣等に関する条例の制定について、審議の結果をご報告を申し上げます。

3月13日午前10時より、第3・第4委員会室におきまして、委員全員と総務課長及び担当係長の出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号、公益法人等への高森町職員派遣等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第9号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

- 議長（児玉國廣君） 議案第9号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

- 総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第9号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、審議の結果をご報告を申し上げます。

3月13日午前10時から、第3・第4委員会室におきまして、委員全員と総務課長及び担当係長の出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。  
お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第11号 高森町減債基金の設置・管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第11号、高森町減債基金の設置・管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第11号、高森町減債基金の設置・管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例について、審議の結果をご報告を申し上げます。

3月13日午後2時より、第3・第4委員会室におきまして、委員全員と収入役室長及び担当係長の出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号、高森町減債基金の設置・管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第19号 平成14年度高森町一般会計予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第19号、平成14年度高森町一般会計予算（案）については、各常任委員会並びに企業誘致特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務委員会に付託されました議案第19号、平成14年度高森町一般会計予算（案）について、審議の結果を報告を申し上げます。

3月13日午前午後にわたりまして、第3・第4委員会室におきまして、委員会全員と関係各課長及び各係長出席のもと、それぞれ詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、原案のとおり可とすることに決しました。

なお、その中で、公債残高に注意し、繰上償還等も積極的に行うとともに、町村合併も視野に入れた上でより一層の経費節減に努め、効率的な予算執行を求める意見が出されました。

また、その他で湧水トンネルの入場料の徴収についても、危機管理等を十分配慮するように意見が出されましたことを併せて報告を申し上げます。

終わります。

○議長（児玉國廣君） 文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第19号、平成14年度高森町一般会計予算（案）について、審議の経過をご報告申し上げます。

教育委員会関係を3月11日、福祉関係を3月13日、住民生活課3月13日に審議をいたしております。

まず、結果を申し上げます。

教育委員会に付託されました議案第19号の教育委員会関係並びに文教厚生常任委員会に付託されました議案第19号の福祉住民生活課関係の予算につきましては、委員長、副委員長、児玉委員、古澤委員出席のもと、審議の結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 6番 相馬です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第19号、平成14年度高森町一般会計予算（案）について、報告をいたします。

3月13日午前10時より、第1委員会室において、建設課長・各係長、農林振興課長・各係長、それぞれ出席を求め、常任委員全員出席のもと、それぞれに詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定しました。

農林振興課については、農業危機を踏まえて新規作物の導入を踏まえた視察研修を委員全員及び農林振興各係長以上の合同で実施してほしいとの意見が出され、作物としては、サクランボ、軽量野菜等を視察することになりました。

また、BSE対策については、農林振興課が提示された各戸への牛肉を配布するという消費拡大方策を全員異議なく同意されました。

以上、報告を終わります。

○議長（児玉國廣君） 企業誘致特別委員長 古澤豊喜君。

○企業誘致特別委員長（古澤豊喜君） 企業誘致特別委員会に付託されました議案第19号、平成14年度高森町一般会計予算（案）について、審議の結果をご報告いたします。

3月14日午前9時30分から、第1委員会室において、委員全員と企画観光課長・係長の出席のもと、詳細にわたり説明を受け、慎重審議の結果、全員異議なく原案どおり可とすることに決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号、平成14年度高森町一般会計予算（案）については、各委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第20号 平成14年度高森町国民健康保険特別会計予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第20号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計予算（案）については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第20号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計予算（案）について、審議の結果をご報告申し上げます。

3月13日午後2時より第3・4委員会室におきまして、委員全員と税務課長及び担当係長の出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、原案のとおり可とすることに決しました。

なお、その中で、医療機関及び被保険者の医療費適正化について、レセプト点検制度等を充分活用して、さらなる制度の充実を図るとともに、緊迫した国民健康保険の財政を広報等により啓発する必要があるかと意見が出されましたことを併せて報告して終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号、平成14年度高森町国民健康保険特別会計予算（案）については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第21号 平成14年度高森町老人保健特別会計予算（案）について**

- 議長（児玉國廣君） 議案第21号、平成14年度高森町老人保健特別会計予算（案）については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

- 総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第21号、平成14年度高森町老人保健特別会計予算（案）について、審議の結果をご報告申し上げます。

3月13日午後2時より第3・4委員会室におきまして、委員全員と税務課長及び担当係長の出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、原案のとおり可とすることに決しました。

なお、その中で、先ほど議案第20号で報告いたしましたのが、議案第21号におきましても、医療機関及び被保険者の医療費適正化について、レセプト点検制度等を充分活用して、さらなる制度の充実を図るとともに、緊迫した老人保健の財政を広報等により啓発する必要があるかと意見が出されております。併せて報告をいたします。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号、平成14年度高森町老人保健特別会計予算（案）については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第22号 平成14年度高森町介護保険特別会計予算（案）について

- 議長（児玉國廣君） 議案第22号、平成14年度高森町介護保険特別会計予算（案）については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 三森義高君。

- 文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第22号、平成14年度高森町介護保険特別会計予算（案）につきましては、委員4名出席のもと、関係課長、課長補佐及び各係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号、平成14年度高森町介護保険特別会計予算（案）については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第23号 平成14年度高森町簡易水道事業特別会計予算（案）について

- 議長（児玉國廣君） 議案第23号、平成14年度高森町簡易水道事業特別会計予算

(案)については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長(相馬俊行君) 建設経済常任委員会に付託されました議案第23号、平成14年度高森町簡易水道事業特別会計予算(案)について、報告をいたします。

3月11日午後2時より第1委員会室において、担当課長・係長それぞれ出席を求め、常任委員全員出席のもと、それぞれに詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長(児玉國廣君) 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉國廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号、平成14年度高森町簡易水道事業特別会計予算(案)については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第24号 平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計予算(案)について

○議長(児玉國廣君) 議案第24号、平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計予算(案)については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長(相馬俊行君) 建設経済常任委員会に付託されました議案第24号、平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計予算(案)について、報告をいたします。

3月11日午後2時より第1委員会室において、担当課長・係長それぞれ出席を

求め、常任委員全員出席のもと、それぞれに詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号、平成14年度高森町農業用水供給事業特別会計予算（案）については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第25号 平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 議案第25号、平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（案）については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第25号、平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（案）についての審議の結果をご報告申し上げます。

3月13日午前11時より第3・第4委員会室におきまして、委員全員と担当課長及び係長の出席のもと、詳細な説明を受け、慎重審議の結果、原案のとおり可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号、平成14年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（案）については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第26号 高森町敬老祝金給付に関する条例の制定について

○議長（児玉國廣君） 議案第26号、高森町敬老祝金給付に関する条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。  
文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第26号、高森町敬老祝金給付に関する条例の制定についての審議の経過をご報告申し上げます。

3月13日、委員4名出席のもと、関係課長、課長補佐及び各係長に出席を求め、慎重に審議をいたしました。審議の内容につきましては、昨年度よりも敬老祝金が減額されたのに伴い、懸案事項もあるのではないかと意見が出されましたが、近隣町村の現況を説明後、予算の減額分については、今後の在宅高齢者の福祉等の経費に充てるとの説明により、全員異議なしとの結果になり、全員一致で可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号、高森町敬老祝金給付に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第27号 高森町保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 議案第27号、高森町保育所条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 三森義高君。

○文教厚生常任委員長（三森義高君） 7番 三森でございます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第27号、高森町保育所条例の一部を改正する条例につきましては、3月13日、4名委員出席のもと、関係各課長、課長補佐及び各係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号、高森町保育所条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 28 号 高森町営住宅条例の一部を改正する条例について**

○議長（児玉國廣君） 議案第 28 号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。  
建設経済常任委員長 相馬俊行君。

○建設経済常任委員長（相馬俊行君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第 28 号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例について、報告をいたします。

3月13日午前10時より、第1委員会室において、担当課長・係長それぞれ出席を求め、常任委員全員出席のもと、詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号、高森町営住宅条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 29 号 高森湧水トンネル公園設置条例の制定について**

○議長（児玉國廣君） 議案第 29 号、高森湧水トンネル公園設置条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 藤本正一君。

○総務常任委員長（藤本正一君） 総務常任委員会に付託されました議案第 29 号、高森湧水トンネル公園設置条例の制定について、審議の結果をご報告申し上げます。

3月13日午前11時より、第3・第4委員会室におきまして、委員全員と企画

観光課長及び担当係長の出席のもと、詳細なる説明を受け、慎重審議の結果、原案のとおり可とすることに決しました。

なお、その中で、小中学生の入園で校長等が認める授業、研修等については、免除の規定を適用するように、入場料の免除をするように意見が出されております。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号、高森湧水トンネル公園設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

### 議案第33号 町道の路線認定について

- 議長（児玉國廣君） 議案第33号、町道の路線認定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 相馬俊行君。

- 建設経済常任委員長（相馬俊行君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第33号、町道の路線認定について、報告をいたします。

3月13日午前10時より、第1委員会室において、担当課長・係長それぞれ出席を求め、常任委員全員出席のもと、詳細に説明を受け、慎重審議の結果、委員全員一致で原案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告終わります。

- 議長（児玉國廣君） 委員長が報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号、町道の路線認定については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第2 特別委員長報告について

○議長（児玉國廣君） 日程第2 特別委員長報告を議題といたします。

企業誘致特別委員長の報告を求めます。企業誘致特別委員長 古澤豊喜君。

○企業誘致特別委員長（古澤豊喜君） 12月定例会以降の企業誘致特別委員会の活動状況を報告いたします。

企業誘致特別委員会、においては、特に報告すべき活動はありません。平成14年度においては、本年、本町出身の企業を含めて、国内企業による生産拠点の海外移転が進んでおりますので、その実態を知るために、生産コスト等を研修するため、海外の企業視察を計画をしております。

以上、報告を終わります。

○議長（児玉國廣君） 交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 藤本正一君。

○交通総合対策特別委員長（藤本正一君） 交通総合対策特別委員会における協議内容についてご報告を申し上げます。

平成14年2月28日午前10時から、第3・第4委員会室におきまして、委員5名と総務課長、建設課長、保健福祉課長、保健福祉課長補佐、教育委員会事務局長、企画観光課長、企画係長及び担当者のお席のもと、委員会を開催いたしました。

事務局の方から第3回特別委員会以降における協議経過等について報告が行われました。また、福祉バス運行計画についても、説明も行われました。この結果、本運行計画案のとおり、町内に居住している方々を対象に、草部南部・草部北部・津

留・野尻・尾下・河原・上色見・色見・高森の5路線を設定し、4月1日から無料による試行運行を実施することを全会一致で決定をいたしましたところでございます。

さらに、3月8日の議会全員協議会におきまして、運行計画が説明され、その中で、草部南部地区におけるルート変更等の要望も出されましたけれども、この8日の日には全会一致で決定をいたしましたところでございます。

今回の福祉バスによりまして、外出の機会の少ない方や福祉施設への移動手段に苦慮されている方々の健康と福祉の向上につながるものと大きな期待をいたしているところでもございます。

さらに、平成15年4月予定の学校統合に関するスクールバス運行につきましては、早急に運行計画書を作成するよう、教育委員会に指示もいたしました。

現在、施行しております高森町中学校スクールバス運行につきましては、平成14年度も試行継続であることを確認をいたしております。

また、3月14日午後1時から第3・第4委員会室におきまして、委員6名と総務課長、建設課長、保健福祉課長、保健福祉課長補佐、教育長、教育委員会事務局長、企画観光課長、企画係長及び担当者のお席のもと、第5回の特別委員会を開催いたしました。

その結果、3月8日の全員協議会で要望もありました草部南部における巡回のコースでございますけれども、行政の方々の一生懸命さで何とか現場を早急に見ていただきまして、何とか通行ができる旨報告を受けております。大変喜ばしいことだと思っております。

また、運行の再委託に社会福祉協議会に運行を委託するわけでございますけれども、再委託につきましては、再度確認するというところで承いたしました。

その他、蘇陽町から打診を受けております多々野～津留線における蘇陽町管内の運行補助の打ち切りにつきましては、今後、阿蘇地区ブロック協議会への協議を含め、蘇陽町との調整を行うよう事務局に要望いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（児玉國廣君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 佐楢見誓香君。

○議会広報特別委員長（佐楢見誓香君） 8番 佐楢見です。

議会広報特別委員会の活動報告をいたします。

平成14年1月21日午前10時より、全員、第4委員会室で「絆」第9号に関

する第1回広報委員会を行っております。内容といたしましては、企画、原稿分担を行っております。続きまして、同じく1月31日午前10時より、全員、第4委員会室、絆第9号に関する第2回広報委員会、内容といたしましては、原稿締切、読み合わせ、レイアウトを行っております。同じく2月5日午前10時より、正副委員長、第4委員会室、内容といたしましては、レイアウト、校正を行っております。同じく2月14日、15日、議長に同行を願ひまして、委員全員、松橋町・不知火町に視察研修を行っております。内容といたしましては、宇城西部5町合併の協議が進んでおります松橋町の進捗状況の説明を詳しく受け、十分な質疑を行っております。続きまして、不知火町の道の駅、温泉館、物産館の運営状況について視察研修を行っております。同じく2月18日午後1時より、全員、第4委員会室、絆第9号に関する第3回広報委員会を行っております。これが最終校正、印刷、発注となっております。しこうしまして、2月28日、絆第9号発行となっております。

以上、報告終わります。

○議長（児玉國廣君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次期議会の運営につきましては議会運営委員会に、また、企業誘致につきましては企業誘致特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、町村合併問題につきましては町村合併検討特別委員会に、それぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・企業誘致特別委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会・町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 会議を閉じます。

平成14年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成14年第1回定例会

平成14年3月発行

発行人 高森町議会議長 児玉國廣  
編集人 高森町議会事務局長 色見隆夫  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (09676) 2-1111